

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258050	130010	PFI事業を推進するための税制措置、補助金の弾力的適用	PFI事業として公共施設等の整備を行う場合の補助金交付や、税制措置について、地方公共団体等が自ら事業を実施する場合とイコールフットイングを図る。	PFI事業についても非課税措置がなされたり、BOT方式、BTO方式に関わらず補助金が交付されることによって、PFI事業が一層推進され、行政サービスの民間開放が促進される。	現行の制度では、課税措置を避けたり、補助金の交付を受けやすくするために、BTO方式のPFIを採用するケースが多くなりがちであり、所有も含めた民間開放に結びつきにくい。		環境省は市町村に対し一般廃棄物処理施設の設置に要する費用の一部を補助しており、市町村がPFI事業により整備する場合も補助対象としている。	5		市町村が一般廃棄物処理施設をPFI事業により整備する場合には、BOT方式をとる場合についても従来より国庫補助を行っているところである。		5		
グリーン伊万里市民協議会	環境保全創造事業伊万里「環の里」計画	3099	3099010	130020	食品リサイクル法における登録再生利用事業者の登録基準の改正		本プロジェクトでは、食品リサイクル法の趣旨に鑑み、飲食店組合・旅館組合の食品関連事業者の支援協力のもと生ごみ(食品残渣)、廃食油、その他の有機性廃棄物の分別収集を計画し、バイオマス(有機性廃棄物)の堆肥化・廃食油の燃料化を核とし、循環資源の再利用による、各事業の実践普及活動を行うものである。	登録には、施設の種類、規模が事業を効率的に実施するに足りるものとして、処理能力が1日当たり5t以上の基準が定められており、本市のような人口の少ないところにおいては、「5t」以上を確保することは、容易ではなく、同法の恩恵を受けることが出来ない状況であります。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく(再生利用事業者を行う者の登録に関する省令第3条第2項)	3・5		「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づく、登録再生利用事業者に係る特定肥飼料等製造施設の基準として、1日当たりの処理能力を5トン以上としているのは、一定の事業性を有する再生利用事業者の規模の基準として処理能力5トン以上とするのが適当であると考えられることによるものであり、一般廃棄物処理施設の許可要件が一日あたり5トン以上となっていることを参考している。	提案者の要望は食品リサイクル法第10条に基づく登録に関するものであるが、この点につき提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3・5		食品リサイクル法においては、再生利用事業者の登録制度、再生利用事業計画の認定制度の2つの制度があり、いずれも廃棄物処理法の特例や肥料取締法及び飼料安全法の特例が適用されることとなっている。再生利用事業者の登録制度は、食品関連事業者(食品循環資源の排出者)が、食品循環資源の再生利用を安心して委託できるよう、安価かつ効率的に再生利用を実施できる優良なリサイクル業者を育成することを目的としている。安価かつ効率的な再生利用を実施するには、一定の規模が必要であり、5トン以上という基準が設けられている。これに対し、再生利用事業計画の認定制度は、食品関連事業者(排出者)、再生利用事業者(リサイクル事業者)、農林漁業者等(再生品利用者)の3者が連携し、再生利用事業に関する計画(再生利用事業計画)を策定した場合について、主務大臣が認定を行うものであり、関係者が連携した計画的な食品循環資源の再生利用の確保、その推進を図ることを目的としている。排出者、再生品利用者、再生品利用者が連携し、確実に再生利用を実施していくことが認定の要件であるから、特に規模についての基準は設けられていない。「環の里」計画は、食品関連事業者(飲食店等)、再生品利用者(はちがめプラン)、農林漁業者(農家)の連携が図られており、再生品の利用を含めた計画であるため、その再生利用事業計画の認定制度の方がなじむと思われる。	
長野県	コモンスの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070150	130030	国立公園内で行う公園事業同意権限の委譲	地方公共団体が国立公園で行う公園事業のうち、地域再生を目的に実施する事業については、公園事業の同意権限を環境大臣から県知事へ委譲する。	癒しの場としての森林の新たな活用を観光・農林業、医療と結びつけることにより、都市住民との交流を図る事業を県内の国立公園等において実施する計画であるが、この事業は、森林浴を取り入れながら健康増進を図る等遊歩道を歩くことをプログラムの中心としていることから、遊歩道・案内板ベンチなどの施設設置は欠かせないものであり、当該設置を迅速に行うことにより、地域再生を目的とした事業を適期に行うことが可能となる。	地方公共団体が国立公園内において行う公園事業の執行については、環境大臣の同意事項となっているため、審査等の処理に約100日程度の期間を要することになる。この権限を知事に委譲することにより、約60日程度の審査期間の短縮が可能となり、地理的条件や気象条件の厳しい地域における公園事業を適期に行うことができる。	自然公園法第9条第2項	地方公共団体が国立公園の公園事業を執行する場合、環境大臣に協議しその同意を得ることが必要。	3・5		国立公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として、その保護及び適正な利用を図るものであり、当該事業の決定の内容に適合するものであるか、事業の執行が国立公園の利用又は保護に支障を及ぼすものではないかなど、公園全体について総合的な判断が必要であることから、環境大臣が審査を行うことが必要であり、権限を委譲することは適当でない。なお、出先事務所、本省の処分権限別にそれぞれ、環境省の標準処理期間を1ヶ月、2ヶ月と定めている。行為の内容にもよるが、出先事務所権限の場合、処理期間は1ヶ月であり、現行制度のまま迅速な対応が可能(ただし、協議書類の不備の修正その他指導を要する場合の期間は標準処理期間と扱われない)。	要望を実現することができないか再度検討されたい。	3・5		国立公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として、その保護及び適正な利用を図るものであり、規制対象行為については全国的な視点から一定の基準に基づき環境大臣が審査を行うことが必要であるため、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。なお、自然公園法において特別地域の指定、行為許可については定めているのは第13条である。
下郷町	交流促進による地域づくり	1184	1184060	130040	国立自然公園地域内における管理権限委譲	日光国立自然公園における特別地域の管理について、自然公園の有効活用による地域活性化のため、法17条第3項の権限を環境庁長官から町に移譲	日光国立自然公園の大峠付近について、道路が整備されていることから、駐車場兼ヘリポートを設置し、訪問客の受入体制整備や訪問者の安全性を高めることにより、訪問者の増加が見込まれることとなる。更に設置後の維持管理や対応が迅速かつ、地域実情にあった施策が可能となる	国立自然公園の特別地域の形状変更は、届出を行うことにより容認されているが、環境アセスメントなどの必要性など、経費や手続きの困難さがあることから、地域の実情を把握した地方へ移譲し、手続きの簡素化と利活用の便宜性が必要となるため	自然公園法第13条第3項	3		国立公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として、その保護及び適正な利用を図るものであり、規制対象行為については全国的な視点から一定の基準に基づき環境大臣が審査を行うことが必要であるため、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。なお、自然公園法において特別地域の指定、行為許可については定めているのは第13条である。	要望を実現することができないか再度検討されたい。	3		前述の理由により市町村に権限を委譲することはできないが、自然公園の風致の保護に支障のない行為であれば許可されるので具体的な計画を持って自然保護事務所等に相談されたい。	
福島県	リゾート景観再生構想	1194	1194010	130050	景観再生のために行う自然公園地域内の放置工作物等撤去に係る権限の付与	自然公園地域における放置工作物等を、地元市町村が独自の判断で速やかに撤去できる権限を付与する。	倒産、休業(閉鎖)等により、自然公園内に放置され景観を著しく阻害している工作物等を現地の状況を把握している市町村が撤去し、本来の景観を再生する。	許可を得て設置された工作物等が放置され、リゾート、観光地として地域振興を図っていく自然公園地域における景観を阻害しているが、現行の法制度の枠組みでは、機動的な対応が難しく(現実的には改善が進まない状況にある。	自然公園法施行令第13条、第15条	自然公園法施行令に基づく公園事業執行者への改善命令及び公園事業執行者でなくなった場合の原状回復命令は、環境大臣が自ら認可した公園事業に対する措置であり、他の者にこれからの権限を委譲することはできない。なお、行政代執行法についての提案内容は、当省から回答することはできない。	3・6		提案者の要望は、放置工作物等の撤去に関するものであり、当初認可された事業が継続されていないことが明らかであると思料される。このような場合、かつ工作物の撤去に際しては、別途必要となる自然公園法上の手続については、現行制度でも対応が可能。	5		提案者の要望は、放置工作物等の撤去に関するものであり、当初認可された事業が継続されていないことが明らかであると思料される。このような場合、かつ工作物の撤去に際しては、別途必要となる自然公園法上の手続については、現行制度でも対応が可能。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
福島県	リゾート景観再生構想	1194	1194020	130060	景観再生のために行う自然公園地域内の放置工作物撤去等費用の徴収権限の付与	自然公園地域における放置工作物等を、地元市町村が撤去した場合、その費用を所有権者から徴収する権限を付与する。	倒産、休業(閉鎖)等により、自然公園内に放置され景観を著しく阻害している工作物等を現地の状況を把握している市町村が撤去し、本来の景観を再生する。	許可を得て設置された工作物等が放置され、リゾート、観光地として地域振興を図っていく自然公園地域における景観を阻害しているが、現行の法制度の枠組みでは、機動的な対応が難しく現実的には改善が進まない状況にある。		自然公園法施行令に基づく公園事業執行者への改善命令及び公園事業執行者でなくなった場合の原状回復命令は、環境大臣が自ら認可した公園事業に対する措置であり、他の者にこれからの権限を委譲することはできない。なお、行政代執行法についての提案内容は、当省から回答することはできない。	3・6		提案者の要望は、放置工作物等の撤去に関するものであり、当初認可された事業が継続されていないことが明らかなものであると見られる。このような場合、かつ工作物の撤去に限った特例的な措置について検討されたい。	5		放置工作物の撤去については、公園事業施設でなければ、市町村が当該工作物を撤去するにあたり、自然公園法上の手続は要しない。なお、公園事業施設の場合、放置工作物等の権利を地元市町村が引き受け、自ら撤去するなどの対応について所有権者と調整されれば、別途必要となる自然公園法上の手続については、現行制度でも対応が可能。	
福島県	リゾート景観再生構想	1194	1194030	130070	景観再生のために行う自然公園地域内の樹木伐採等に関する許可の免除	地元市町村が景観保全のため立木の剪定等を必要最小限の範囲において機動的に実施できるための、国の許可の免除等(事後報告制度等)	樹木等が繁茂し、景観を阻害している場合、必要最小限の範囲で現状を把握している市町村が伐採等を行い、柔軟に景観の再生を行う。	樹木が繁茂する等により、景観を阻害している場合、適宜剪定、伐採を行う必要があるが、許可を得て実施することが必要であり柔軟な対応が難しい。	自然公園法第13条第3項	国立公園特別地域内において、各種行為を行う場合は、環境大臣の許可を受けなければならない。許可を受けるためには、環境省令で定める基準に適合しなければならない。	3・5		国立公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として、その保護及び適正な利用を図るものであり、規制対象行為については全国的な視点から一定の基準に基づき環境大臣が審査を行うことが必要であるため、特別地域内の行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。ただし、特別地域内(特別保護地区を除く)の立木の剪定については環境大臣が国立公園の風致の保護上重要として指定した植物を除いては剪定を行うことは風致の保護上の影響が軽微であることから許可を不要としているところ。伐採については市町村が当該区域の伐採計画を立てまとめて申請することにより、一括して許可し、業務の軽減を図ることは可能と考えられる。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3・5	伐採に関しては国立公園の風致の保護上の支障が生じる可能性があるため環境大臣の許可が必要であるが、剪定のほか、枯損した又は危険な木竹の伐採や公園事業施設の管理のため伐採等については不要許可行為となっている。さらに森林法第5条第1項の地域森林計画に定める伐採の許可については法定受託事務として県知事権限である。市町村がその範囲内で景観を向上させるために定めた伐採計画に基づき申請に対しては一括して福島県知事がされることも考えられる。これらを組み合わせることで機動的に、景観を向上させることは可能と見られる。	
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325050	130080	国立公園内各種許可事務	許可認可事務のうち、環境省地区自然保護事務所に専決権限のあるものは政令県に移譲する。	・エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な政策手法を組み合わせて、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。 ・環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会システムから、最適生産・最適消費・最少廃棄を基調とする経済社会システムへの変革を促進し、「環境の世紀」にふさわしい「美しい地球文明」のモデル県をめざすためには、電源三法交付金の交付事務、国立公園内の行為の許可認可、国有林野の管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	自然公園法第13条第3項	国立公園特別地域内において、各種行為を行う場合は、環境大臣の許可を受けなければならない。許可を受けるためには、環境省令で定める基準に適合しなければならない。	3		国立公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として、その保護及び適正な利用を図るものであり、規制対象行為については全国的な視点から一定の基準に基づき環境大臣が審査を行うことが必要であるため、行為許可に関する権限を都道府県に移譲することは適当でない。	要望を実現することができないか再度検討されたい。	3		国立公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として、その保護及び適正な利用を図るため、国の責任において指定及び管理するものとされている。このため、規制対象行為については全国的な視点から一定の基準に基づき審査を行うことが必要であり、風致の保護上支障のある可能性のある行為について特に環境省権限となっており、これらについて都道府県に権限を委譲することはできない。
福岡県 田川市 香春町 添田町 金田町 糸田町 川崎町 赤池町 方城町 大任町 赤村	田川地域産業再生構想	2136	2136050	130090	国立公園計画の変更権限の都道府県への移譲	地域振興の観点からの施設整備に機動的に対応するため、環境省が所管する自然公園法に基づく、国立公園計画(利用施設)の変更権限の都道府県への移譲	いやしを充実した観光提供(散策路、自然観察拠点整備など) 生活体験を実感する観光提供の強化(伝統的体験等) 来訪者にやさしい「もてなし」の強化(食の創出、観光サイン整備、観光ボランティアの育成など) 地域情報の発信(観光ツアーの実施など)	田川地域の観光振興のためには、国立公園を活用する必要があるが、地元に着目した計画の策定及び機動的な事業実施のためには権限移譲が必要である。	・自然公園法第7条第3項及び同条第4項、第8条第3項、第10条 ・「国立公園の公園計画作成要領」(平成15年5月28日付 自然環境局長通知)	国立公園の公園計画の決定は、環境大臣が、都道府県の申し出により、審議会の意見を聞いて決定する。また、公園計画を廃止、変更しようとするときは関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、都道府県の申し出によるなければならない。 また、国立公園における公園事業は、都道府県が決定することとなり、その執行に係る同意若しくは認可の権限も都道府県知事が有するものとなっている。	3		国立公園の公園事業の決定及びその執行については、都道府県知事の権限とされているところであり、要望を反映するか否かについては都道府県知事の判断が必要。公園計画の決定等については環境大臣の権限とされているところであるが、都道府県からの公園計画の変更の申し出により行われるもの。また、従来5年を原則として行っていたところであるが、平成15年度より「国立公園の公園計画の作成要領」にて、5年を待たなくても必要と思われる案件がある場合においては公園計画の変更が可能としたところであり、公園計画の見直しに関して機動的に対応することは現行制度の運用でも可能。	要望を実現することができないか再度検討されたい。	3	公園計画の決定及び変更については、都道府県を跨る広域的な視点から判断する必要があることから、環境大臣の権限とされているが、いずれも都道府県からの申し出により行われるものであり、当該申し出は地域振興の観点を含め、都道府県から行われるものと認識している。また、従来5年を原則として行っていたところであるが、地域振興の観点からの施設整備等に対応するため、平成15年度より「国立公園の公園計画の作成要領」にて、5年を待たなくても必要と思われる案件がある場合においては公園計画の変更が可能としたところであり、公園計画の変更に関して機動的に対応することは現行制度の運用でも可能。 なお、国立公園の公園事業の決定、変更及び廃止については、既に都道府県の事務とされているところである。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答					
熊本県小国町 株式会社 ウインド テック	阿蘇(じゅう)国立公園一目山ウインドパークプロジェクト	3025	3025010	130100	阿蘇(じゅう)国立公園の一目山一帯における許可権限の県への移譲	阿蘇(じゅう)国立公園の普通地域の一目山一帯において、高さ30メートルを超える鉄塔に類する構造物の新設にかかる景観への判断基準の新たな設定をすることについての権限と、許認可の権限を、国(環境庁長官)から県(熊本県知事)へ移譲するという提案。	本特区構想における「ウインドパーク」とは、おぐに自然学校関連施設と宿泊施設を中心とした、風車によるエコロジーパークのことである。小国町が主体となって運営している九州山の自然学校「おぐに自然学校」は、環境地域づくり(環境の保全「エコロジー」と経済の活性化「エコノミー」の共生と調和)の実践の場として、年間を通して幼児から大人を対象とした様々な活動を行っている。活動の内容は、主にふるさと自然体験活動、ふるさと文化体験活動、農林業体験活動、里山の生活体験活動など、多彩なプログラムとなっている。週末や夏休みなど、期間限定の催しであったこの自然学校を、一目山に常設することにより活動の拡大をはかり、また施設への給電をグリーンな自然エネルギーである風力発電で賄い、売電事業と組み合わせることにより、風車をととした環境問題への普及啓発をはかることが本事業の目的である。また宿泊施設として、木のぬくもりを感じさせるロッジを建設し、小国の味覚を存分に楽しんでもらうバーベキューデッキや、キャンプ場なども併設する。子供たちから大人まで皆が集い、楽しみながら学べる交流の基地を創造することが、この一目山ウインドパークプロジェクトの内容である。	国立公園の普通地域において、現状では国(環境庁長官)がすべての国立公園について一律の処理基準を定め、許認可の権限を持っている。この基準(局長通達)において、高さ30メートルを超える鉄塔は措置命令の対象となっており、高さ60メートルの風力発電機は事実上設置が許可されない状況になっている。しかしながら本プロジェクトにおいては、風力発電機が設置できなければ、環境学習の機会提供を目的としたウインドパークの建設が出来なくなり、地域の活性化を図る機会も失われる。小国町が地政上、他自治体ができることを制約されることは著しい不公平であり、この地域に特有の風と自然の資源を活用した地域再生策として、本事業の推進を図るためには、現行の処理基準を県という単位をもって見直し、許認可の権限を熊本県へ移譲することにより、より地域の実情に見合った個別の判断を行うことを提案するものである。	自然公園法第26条第1項 自然公園法第26条第2項 国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について(平成13年5月28日付環自国第212号)	7	特区の第4次提案事項として検討中である。 なお、自然公園法において普通地域の措置命令等については第26条第2項である。											
足寄町 とかちペ レット生産 組合	木質バイオマス未利用資源利活用構想	1016	1016020	130110	産業廃棄物処理の緩和	環境省が足寄町に、権限移譲。	災害及び土木事業での伐採等で発生する木材は、産業廃棄物として処理されるが、ペレット製造に可能である。	災害及び土木事業により伐採等で発生する木材は、ペレット製造に可能であり、収集コストが低減できる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第15条	3	3	権限移譲の内容が不明であるが、産業廃棄物の収集運搬の許可事務は都道府県知事又は保健所設置市の市長が、その区域の中で適切に業を行うことができるか審査した上で許可をすることとされており、許可権者の管理監督のもと廃棄物の適正な処理を確保しているところである。したがって、管理監督の体制が十分でない状態で、許可のみを市町村の事務とすることは、不適正処理を助長することにつながりかねないと考え。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか					具体的に廃棄物処理法上のどの事務について環境省からの権限移譲を求めているかが不明であるが、仮に産業廃棄物処理法の許可権限を都道府県知事から移譲させるといふ要望であれば、先に回答したとおり、産業廃棄物が適正に処理されるための管理監督の体制が十分でなく、その状態で、許可事務だけを町長の事務とすることは、不適正処理を助長することにつながりかねないと考え。				
茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	1276	1276070	130120	グリーン調達指定品目の輸出に係る越境審査の見直し	鉄鋼スラグなどグリーン調達指定品目については、環境省が所管する廃棄物の越境審査を見直し、免除又は簡易な届出に変更する。	グリーン調達品目に指定されている鉄鋼スラグも現状では、「FOB<0」の場合越境審査を受ける必要があり、1件審査で、かつ手続き期間に6ヶ月を要することから、海外を含めた有効利用に支障を来している。再利用が可能と認知されている品目(=グリーン調達品目)については、活用実績も踏まえ、越境審査を免除、又は簡易な届出に変更し、コンビナート内の資源有効活用を進める。	現状グリーン調達品目に指定されている鉄鋼スラグは、「FOB<0」の場合越境審査を受ける必要があり、1件審査で、かつ手続き期間に6ヶ月を要することから、海外を含めた有効利用に支障を来している。ゼロエミッションの推進を目指す上では、再利用が可能と認知されている品目(=グリーン調達品目)については、その活用実績も踏まえ、越境審査を免除、又は簡易な届出に変更することが適当と考えられる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の5	3	3	グリーン調達指定品目であってもそれが廃棄物である場合、不適正に処分されると生活環境や公衆衛生への悪影響が生じかねない。従って、廃棄物処理法上、このような廃棄物は、なるべく国内において適正に処理しなければならぬとされていることを踏まえ、輸出の確認に当たっては、不適正な輸出により、輸出先で生活環境保全上の支障を生じることがないよう慎重かつ厳格に審査することとしている。廃棄物の不適正な輸出がいったんなされてしまうと、原状回復等が極めて困難であり、また、輸出入という国レベルの問題であり外交問題に発展するおそれもあることから、特区等の国内における例外的対応はなさない。鉄鋼スラグ等の輸出に際し、当該物が廃棄物処理法上の廃棄物である場合、輸出確認の手続きを経て輸出していただきたい。なお、輸出の確認に係る標準処理期間は60日である。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか				ある物が廃棄物処理法上の廃棄物である場合、それがグリーン調達指定品目であるというだけでは、輸出先国において適切に再生利用が行われるとは言えないことから、廃棄物処理法に基づく輸出の確認を行い、輸出先国で生活環境保全上の支障を生じることがないよう慎重かつ厳格に審査する必要がある。なお、当省では廃棄物の輸出入に関する事前相談の制度を設けており、輸出入しようとする貨物が廃棄物処理法上の廃棄物に該当するかどうかや、同法に基づく輸出入の手続き等についての助言を行っている。当省においては、輸出の確認を含め事務処理は迅速に行っているところであり、鉄鋼スラグ等を輸出しようとする際には当省に事前に相談頂き、当該物が廃棄物処理法上の廃棄物である場合、同法に基づく輸出確認の手続きを経て輸出していただきたい。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交電(交流)プロジェクト構想	2154	2154020	130130	新エネ事業における木質バイオマス資源の廃掃法上の規制緩和	バイオマス資源を燃料源とする新エネルギー事業における廃掃法上の規制を緩和し、バイオマス資源の廃棄物扱いの除外および廃棄物取り扱いに関する市町村への権限委譲	町では平成16年に開設予定の舞茸生産工場より持続的に供給されるおがこを主原料にエネルギー転換を行い、電力・熱・残さの活用をはかり、バイオマスエネルギーと資源循環システムの構築を計画している。現在NEDO補助事業により事業化検討調査中である。この事業により町内資源の有効利用・資源循環、および新エネルギーによる新たなビジネス創出、地域活性化の効果が見込める。	事業系一般廃棄物に関する処理については、市町村の定める一般廃棄物処理計画策定により、地域の実情にあった廃棄物の分類および処理計画を可能にする規制緩和を求める。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条	3		一般廃棄物処理計画については、現状においても、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされており、現状でも地域の実情にあった処理計画を立てることが可能である。ご提案については具体的内容が不明であるが、廃棄物処理法が地域再生構想の対象地域如何にかかわらず生活環境の保全を目的として制定されている法律であることを踏まえ、不適正処理防止の観点から廃棄物から処理防止の観点から廃棄物から適用除外とすることは適切でない。リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除くことは、廃棄物が不適切な取り扱いがなされることなく確実にリサイクルされるために必要な担保措置がなくなることにつながるものであり、リサイクルと称する不法投棄が多発している実情からみても、不適当である。バイオマス資源についての廃棄物処理法上の規制緩和を要望されているようであるが一定の要件を満たした場合、地方公共団体において許可を発給することが可能であり、まずは地元自治体においてご判断いただきたい。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3		一般廃棄物処理計画については、現状においても、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされており、現状でも地域の実情にあった処理計画を立てることが可能である。廃棄物処理法が地域再生構想の対象地域如何にかかわらず生活環境の保全を目的として制定されている法律であることを踏まえ、不適正処理防止の観点から廃棄物から適用除外とすることは適切でない。リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除くことは、廃棄物が不適切な取り扱いがなされることなく確実にリサイクルされるために必要な担保措置がなくなることにつながるものであり、リサイクルと称する不法投棄が多発している実情からみても、不適当である。バイオマス資源についての廃棄物処理法上の規制緩和を要望されているようであるが一定の要件を満たした場合、地方公共団体において許可を発給することが可能であり、まずは地元自治体においてご判断いただきたい。	
只見町	有害鳥獣の適正管理	1334	1334010	130140	有害鳥獣駆除の許可権限の市町村への完全移譲	有害鳥獣の駆除を目的とする鳥獣の捕獲許可を市町村長が行い、捕獲鳥獣の種類を現に被害を及ぼしているすべての鳥獣とする。	現在、特例として一部の狩猟鳥獣の捕獲許可を市町村長が行っているが、サギ、鴉、クマ等、捕獲できる鳥獣の種類を拡大する。	有害鳥獣駆除の必要性は、被害が発生している市町村が最も確定的に把握している。また、駆除の実施は、被害発生後、迅速な対応が求められるため。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(第4-2-(1))	3		都道府県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務は、一定要件を満たす場合は、権限を委譲することが可能。	都道府県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務は、一定要件を満たす場合は、権限を委譲することが可能であるため、県と調整を図られたい。なお、全国のうち41道府県においては、既に権限委譲済みである。	提案者の要望は、捕獲鳥獣の種類を現に被害を及ぼしているすべての鳥獣とすることを含み、それも実現可能と考えてよいか	2		捕獲許可の権限委譲については県の自治事務となっているところ、福島県は権限が委譲されていない種について、今後、各市町村の要望も念頭に農林水産業被害等も踏まえ、判断していきたいとしていることから、同町と福島県で調整を図っていくこととして対応が可能である。なお、都道府県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務処理については、地方分権の推進を図るためにも重要なことから、地域の実情に応じて適切に市町村へ委譲されるよう、各都道府県に周知することとしたい。
福井県	「福井型エコ・グリーンツーリズム」推進構想	1083	1083010	130150	国の補助事業で建設した施設の利用規制の緩和	中山間地域総合整備事業補助金、自然公園等整備費国庫補助金、観光レクリエーション地区施設整備費補助金で整備した施設についての地元特産物販売施設等への用途転用の容認および国庫補助金返還の免除	国庫補助を受けて整備した施設を地元特産物販売施設等へ用途転用することにより、エコ・グリーンツーリズムへの施設の有効利用を図り、本県への誘客促進など地域経済の活性化を図る。	国の補助事業で建設した施設については、法令等により目的以外の利用が規制されているが、この全国一律の規制が施設利用促進の障壁となっている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	3		補助金等に係る予算の適正化に関する法律に基づき、補助を受けた財産の処分(目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること)が制限されている。	地域再生計画の申請があり、関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には環境大臣の承認があったものとして取り扱うこととできないか。	1・2		提案主体からの支援措置に係る提案事項を含んだ地域再生計画が提出され、それが本部において承認された場合には、最低限の条件を付したうえで、補助金適正化法第22条の承認があったこととし、財産の処分(転用、譲渡、交換、貸付、担保提供)をすることが可能となる。また、社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設については、地域再生計画の承認の有無に関わらず転用を認めることとしている。	
藤原町 日光市 那須町 塩原町	「日光国立公園」観光新生プロジェクト	1173	1173020	130160	(藤原町) (日光市) (塩原町) 自然公園法の特別地域内における観光地の魅力創出事業に係る利便性の向上	自然公園法の特別地域内においては、観光地の魅力の演出としてのライトアップ等を実施する際に、工作物の設置について容易に許可が下りない現状である。よって、地域の実情や計画内容に応じた柔軟な対応を求めたい。	観光地の魅力づくりの一環として、温泉街の街路樹のイルミネーション整備や河川・溪谷などのライトアップを実施し、観光客のそぞろ歩きを演出したり、宿泊施設から夜の景観の美しさを楽しんでもらうことができる。	現行法の指導の下では、工作物の設置に関して容易に許可が下りない状況にあり、観光地の新たな魅力創出につながるような仕掛けが困難である。	自然公園法第13条第3項 自然公園法施行規則第11条	3・5		国立公園特別地域内において、各種行為を行う場合は、環境大臣の許可を受けなければならない。許可を受けなければならない。環境省令で定める基準に適合しなければならない。	自然物をライトアップするという行為については、ライトアップが動植物の繁殖や生育に影響を与える可能性が高いこと、夜間の暗い風景も保護すべき自然の風景であり、むやみに自然物のライトアップを行うべきではないと考えられることから、国立公園内の自然風景を特に保護する必要のある特別地域内においては慎重に取り扱っている。なお、人工物を小規模な範囲で照らす必要がある場合などであって、当該地域の風致の保護上支障のない場合においては、具体的な計画に基づいて自然保護事務所等と調整されたい。	地域の実情を踏まえ要望を実現することができないか、再度検討されたい。特に、夜間の暗い風景など回復可能な保護対象もあげられているが、そのような事案について、自然物の場合も一時的なライトアップ等を行うことについて可能ではないか再度検討されたい。	3・5	提案主体から具体的な相談を受けた経緯がない提案も含まれているが、動植物の繁殖や生育に影響を与える可能性が高いこと等から、自然物のライトアップについては個別の事例ごとに慎重に判断する必要があるが、桜並木や橋脚等のライトアップであって、自然公園の風致景観の保護上支障のない範囲で実施を計画される場合には、具体的な計画に基づき自然保護事務所等と相談していただきたい。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
福島県	リゾート景観再生構想	1194	1194040	130170	景観再生のために行う自然公園地域内の樹木伐採等に関する費用の補助対象化	地元市町村が景観保全のため立木の剪定等を必要最小限の範囲において機動的に実施できるための費用を補助対象とする。	樹木等が繁茂し、景観を阻害している場合、必要最小限の範囲で現状を把握している市町村が伐採等を行い、柔軟に景観の再生を行う。	樹木が繁茂する等により、景観を阻害している場合、適宜剪定、伐採を行う必要があるが、費用負担の問題があり、対応が難しい。	自然公園法第2条 自然公園法第44条 自然公園法施行令第19条 自然公園等整備費国庫補助金交付要綱	自然公園法第44条に基づき、同法第2条第6号に定める公園事業を執行する都道府県に補助。補助対象は、同法施行令第19条各号に定める施設の新設、増設又は改設に要する費用。	3・5		自然公園法及び同法施行令に基づく補助事業は、施設の新増改築といった社会資本の整備を目的とした公共事業であり、維持管理行為である立木の剪定に対しては行えない。なお、環境省では国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業を実施しており、樹林の管理など景観維持業務を行える。本事業は地域の実情を勘案しつつ実施しており、個別の事業ごとに相談を受けている。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3・5		自然公園法及び同法施行令に基づく補助事業は、施設の新増改築といった社会資本の整備を目的とした公共事業であり、維持管理行為である立木の剪定に対しては行えないが、環境省では国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業を実施しており、樹林の管理など景観維持業務を行える。本事業は地域の実情を勘案しつつ実施しており、個別の事業ごとに相談をいただければ、予算の範囲において、提案の趣旨を果たすことができる可能性はあると考えている。
磐梯町	磐梯山グリーンツーリズム再生事業	1230	1230010	130180	各種許認可制度の一括許可申請及び一括許可制度	磐梯山周辺は国立公園内であり更に原生林であるブナ林も生息しており、その整備に当たっては今の国立公園法・森林法・保安林法の許認可の一括取り扱いと規制緩和を図る。	歴史と文化をととした自然探訪と山岳信仰の道や湯道を復元し整備を図る。	現在民間組織で山楽校と称し「湯道」の調査を行っており、これを起点として総合的な計画をすることにより町の活性化につながる。	自然公園法第13条第3項	国立公園特別地域内において、各種行為を行う場合は、環境大臣の許可を受けなければならない。許可を受けるためには、環境省令で定める基準に適合しなければならない。	3・5		国立公園は優れた自然の風景地の保護とその適正な利用を目的としており、国立公園の特別地域等内での各種行為について、風致又は景観上の支障の程度に基づき環境大臣が専門的、広域的な視点より審査を行うのが適当である。ただし、県知事権限のものについては、県の窓口を一元化するなど調整を図ることにより手続の円滑化を図ることは可能と考えられる。	要望を実現することができないか再度検討されたい。	3・5		国立公園は優れた自然の風景地の保護とその適正な利用を図るため、国の責任において指定及び管理するものとされている。このため、国立公園の特別地域等内での各種行為について、風致上の支障の程度に基づき環境大臣が専門的、広域的な視点より審査を行うことが必要であることから、許可権限について都道府県に移譲することは適当でない。ただし、法定受託事務として福島県知事権限のものについては、県の窓口を一元化するなど調整を図ることにより手続の円滑化を図ることは可能と考えられる。
静岡県 静岡市 島田市 大井川町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	1326	1326010	130190	南アルプス国立公園区域の拡大	国に対して、南アルプスの豊かな自然環境の保全と適切な利用を促進するため、南アルプス国立公園区域について、現状では稜線部付近のみとなっているものを、麓の林道付近まで拡大することを求める。	・自然公園法に基づく規制の適用、各種自然保護施策の実施及び椴島へのビジターセンターの整備(国直轄)を行う。 ・これらによって、南アルプスの貴重な自然環境の保全の強化とともに、ビジターセンターでの自然解説、情報提供、環境教育等を通じた適切な利用の促進が図られる。	生物多様性を維持し景観を保全するとともに、ビジターセンター設置による適切な利用を促進するため、公園区域の拡大を提案する。	・自然公園法第5条、第6条、第7条 ・「国立公園の公園計画作成要領」(平成15年5月28日付 自然環境局長通知)	国立公園の公園区域の指定、特別地域の指定は、環境大臣が行うこととなっている。また、それらの解除及び変更についても環境大臣が行うこととなっている。なお、公園計画及び公園事業についても同様に、環境大臣が行うこととされている。	1		南アルプス国立公園については、御提案の内容を含めて社会情勢の変化に対応すべき区域等の見直し作業に着手しており、現在、土地所有者や関係機関との調整を進めているところであり、国立公園の公園区域の指定等に当たっては、都道府県の意見を聞くこととなり、当該構想を地域再生計画に位置づけ、公園区域の拡大を検討することに当たっては、公園指定のための基準等が記載されている「自然公園選定要領」、「自然公園指定要領」、「国立公園基本調査標準」及び「国立公園の公園計画作成要領等」を参考とし事業を実施されたい。	提案者の要望を踏まえ、具体的な検討手順やスケジュール等を明らかにされたい。	1		南アルプス国立公園については、御提案の公園区域の拡大を含め、土地所有者や関係機関との調整を進め、南関東地区自然保護事務所素案を作成するべく作業を行っている。今後の具体的な作業スケジュールについては、別紙のとおりであり、さらに、関係都道府県等への意見聴取を行い、それらを踏まえ公園区域の変更案を作成する予定。その後パブリックコメントの実施等の手続を経て、来春を目途に審議会への諮問を予定。
静岡県 静岡市 島田市 大井川町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	1326	1326020	130200	高山植物保護体制の確立	南アルプス山岳地域は、高山植物の希少種、固有種、南限種が多く保護の必要性が高いため、国に対して、パークレンジャーの増員、動物の食害対策の推進、ボランティア組織の育成支援(研修制度、資格制度の創設)、植生保護工(木道、木柵、ロープ柵)の施工を求める。	・構想地域内の高山植物保護体制を下記のとおり強化する。 ・パークレンジャーによる指導強化 ・動物の食害対策の推進 ・ボランティア組織の育成支援(研修制度、資格制度の創設) ・植生保護工(木道、木柵、ロープ柵)の施工 ・これらによって、本地域の魅力の源である自然環境の保全が推進される。	南アルプスの優れた景観や動物植物を保全していくためには、国の一層の取組が不可欠であり、この具体化を提案する。	自然公園法第2条 自然公園法第44条 自然公園法施行令第19条 自然公園等整備費国庫補助金交付要綱	自然公園法第44条に基づき、同法第2条第6号に定める公園事業を執行する都道府県に補助。補助対象は、同法施行令第19条各号に定める施設の増設、増設又は改設に要する費用で、植生保護工などはこの対象となる。ボランティアについては、国立公園での自然保護の普及啓発を図ることを目的としたパークボランティア制度がある。	5		植生復元施設が公園計画で位置づけられていれば、事業を決定し、執行することが可能。なお、公園事業として執行する植生復元工については、自然公園等整備費国庫補助金により、都道府県等に対して現行制度での補助が可能。また、環境省が行っている国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業では、動物の食害から植生を保護する事業も実施可能。ボランティアについては、条件が整えばボランティア制度の活用により組織の育成支援が可能。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	5		高山植物の希少種、固有種、南限種等について、保護の必要性が確認された場合、植生復元施設を公園計画に位置づけ、事業決定し、公園事業として執行することが可能。なお、公園事業として執行される植生復元工については、都道府県に対して、自然公園等整備費国庫補助金による補助があり、現行制度での対応が可能。また、環境省が行っている国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業では、動物の食害から植生を保護する事業も行えることから、現行制度での対応が可能。ボランティアについては、条件が整えばボランティア制度の活用により組織の育成支援が可能。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
和歌山県	高野熊野世界遺産活用地域再生構想	2025	2025010	130210	案内標識等サイン類の様式の統一	・各省庁の補助金を受けて設置する案内標識等サイン類の様式を、地域が景観等を考慮して最過と判断した形状、色等に統一できるようにする。 ・同一の場所に、各省庁の補助金を受けた標識等が乱立することを避けるため、複数の補助金を受けて一つの標識等を設置できるようにする。	世界遺産登録される見込みの3種類の参詣道(「大峯奥駈道」「熊野参詣道」「高野山町石道」)ルートごとに、形状、色合い、ロゴマーク等により様式を統一した案内標識、案内板、説明板等を設置する。	参詣道に関する標識等については複数の省庁の補助金を利用して整備が進められてきたが、それぞれの基準が統一されていないため、様々な形状の標識等が乱立している状況にある。 世界遺産登録にあわせて、訪問者の利便性を向上し、景観を保全するためには、統一した形状の標識等を設置するとともに、同一箇所複数の標識が乱立することを避ける必要がある。 そのためには、いずれの省庁から補助金を受けて標識等を設置する場合であっても、地域が最過と判断した様式で設置することができることを明確にするように、複数の補助金により一つの標識を設置することが認められる必要がある。	自然公園法第9条 自然公園法施行令第16条 国立公園管理計画 自然公園等整備費補助金交付要綱 自然公園等事業に係る公共標識の整備指針	国立公園内の標識は、地域の実情に応じてきめ細かく定められた管理計画に従って設置することとなっている。 また、自然公園等事業に係る公共標識の整備指針においては、標識類のサイン等は地域性を考慮したデザイン等を事業主体において定めることができるとしているところ。 なお、自然公園等整備費補助金交付要綱に基づき都道府県が行う歩道整備(標識含む)に要する費用について補助を行っているところ。	3・5		形状、色合い、ロゴマーク等により様式を統一した案内標識、案内板、説明板等の設置は、自然公園の風致との調和を図られる範囲内で、地域が最過と判断した様式に統一し、管理計画に位置づけて統一的に扱うことは可能。 標識の整備については、他省庁との連携を妨げるものではなく、補助金の目的に合致していれば、一つの標識に複数の省庁が関連する情報表示がされることや、複数の省庁名が連名されることは差し支えないが、他省庁の施策に係る補助金を特定の省庁が一括して交付することは不可能。	提案の趣旨を踏まえ、関係省庁と連携しつつガイドラインを作成するなど具体的な対応策について検討されたい。	2		自然公園の風致との調和を図るため、案内標識の様式等についてルール化が望ましい事項に関し、関係省庁が連携しつつガイドラインを取りまとめる。 当該ガイドラインに基づき、各事業実施主体における統一的な整備が可能となる。
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066040	130220	自然保護規制の強化とその権限の移譲	自然保護規制を局所的に強化しその権限を市町村に移譲することにより、希少動植物の保護と観光・教育で有効利用する。	立入禁止区域の設置等により局所的に規制を強化する一方で、地元自然保護団体のみ立入を認める。また、立入禁止区域や、希少種の情報を公開しエコツアーズのコースにも加えることにより、盗採の防止効果も高くなり希少種の保護育成が図られるとともに、観光客の増加や教育関係者の利用が増加し交流人口の拡大が図られる。	「大山隠岐国立公園」に指定されているが、地元直接の管理者がいない(希少動植物が減少している。地元保護団体と町による目の詰んだ管理体制を整備し、自然保護を図りながら、隠岐の自然を観光資源として活用していく必要がある。	(国立公園について) 自然公園法第13条第3項、第15号 自然公園法施行規則第11条第31項	(国立公園について) 3:5 (エコツーリズムについて) 5	(国立公園について) エコツーリズムについて	(国立公園について) 国立公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として、その保護及び適正な利用を図るものであり、規制対象行為については全国的な視点から一定の基準に基づき環境大臣が審査を行うことが必要であるため、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。 また、風致を維持する限度内であれば、自然的、社会的条件等から基準の適用が適当でない場合においては、環境大臣は基準の特例を定めることによる規制の強化が可能である。 そのほかにも「立入り規制地区」の指定による立入の禁止、自然環境の保全を目的とした利用の調整が可能となる「利用調整地区」の指定などより、自然環境の保全体制の強化及び適正な利用が可能となるため、個々の具体的事例に則し、適正な制度の活用を検討して頂き、ご相談されたい。 (エコツーリズムについて) エコツーリズム推進会議では、エコツーリズム推進方策として、エコツー100選、モデル事業などを検討しており、本年6月を目途に、具体的な推進方策を公表する予定。	違法行為への対応等、要望を実現することができないか再度検討されたい。	(国立公園について) 3:5 (エコツーリズムについて) 5		違反の処理については許可権者が許可と一体となって取り組むべきものとするため、市町村長に委譲することは適当でないが、違法行為の取締りに関しては、市町村や地域住民、ボランティア等のご協力を頂きながら徹底してまいりたい。 また、規制の強化については前述の「基準の特例」、「立入り規制地区」、「利用調整地区」等の仕組みがあるため、必要に応じて自然保護事務所等に相談いただきたい。	
愛媛県	しまなみ海道住民参加の手づくり観光振興(観光・交流・まちづくり)構想	2151	2151020	130230	イベント等による賑わいの創出	イベント開催時の道路(自動車専用道路を含む。)や海岸・河川占用の申請の簡略化 フィルムコミッション推進のため、自動車専用道路上での停車禁止除外や自然公園区域内の自然海浜・河川区域内にロケセット(仮設構築物)を設置する際の許可基準の緩和	【具体的な取組み】 道路(自動車専用道路を含む。)や海岸・河川などを活用したイベントができやすくなるよう手続きを簡略化する。映画やテレビ撮影の際には自動車専用道路内で停車して撮影することを可能にする。また、自然公園区域内や河川区域内にロケセットを設置するについては、その許可基準を緩和する。 【効果】 集客効果の増大に伴う観光入込客の増 ロケ地としてのしまなみ海道の魅力向上	観光入込客の増加を図るためには、起爆剤として過時におけるイベント開催が効果的であるが、当地域はしまなみ海道自体が観光資源であること、また海や河川といった地域に賦存する豊かな自然を活用したイベントが効果的であることから、イベント開催時の道路(自動車専用道路を含む。)や海岸・河川占用の申請の簡略化が求められる。 映画やテレビ撮影などでは、橋上や自然海浜での撮影が不可欠なシーンがあり、自動車専用道路上での停車禁止除外や自然公園区域内の自然海浜・河川区域内にロケセット(仮設構築物)を設置する際の許可基準を緩和することにより、ロケ地としてのしまなみ海道の魅力が向上し、観光客誘致に大きな効果を発現する。	自然公園法第13条第3項 自然公園法第26条第1項 自然公園法施行規則第11条第31項 環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年環境省令第13号)	国立公園特別地域内において、各種行為を行う場合は、環境大臣の許可を受けなければならない。また、国立公園普通地域内において一定規模以上の工作物の新築等を行う場合には、環境大臣への届出を義務づけている。ただし、国立公園内(特別保護地区を除く)内の自然環境を活用した催しであって、地方公共団体が地域の活性化に資すると認められるものために一時的に行われる、原状回復が可能な場所における工作物の設置等風致の維持に支障が少くない行為については、催しの実施にあたって、地方公共団体は風致の維持に十分配慮し、又は催しの実施者に十分配慮するよう指導すること。催しのために行われた行為については、地方公共団体が原状回復を行い、又は行為者に原状回復を指導することの2点が計画に定められている特区提案については自然公園法第13条第3項及び第26条第1項の規程を適用しないこととされている。	4		提案内容については、既に特区制度として措置された特定事業の適用により対応することが可能と考えられる。		4		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
特定非営利活動法人地域自立ソフトウェア連携機構(略称MSCO)	崩壊した河川流域コミュニティを情報基盤で再構築	3054	3054030	130240	流域交通網は最終的な課題である。そのための準備として、有線放送網を整備し、流域情報道路の規制緩和、テラバンクサーバー費用支援、流域の環境監視用カメラ費用支援	1)流域情報道路は、現状の有線設備、ADSL基地局を配置整備、ソフトウェア整備、ハードウェア整備(例えば、テラバンクサーバー3千万円/1式×2式=6千万円、監視用カメラ百万円×100式=1億円、電子会議用ソフトウェア1式2千万円、環境監視用ソフトウェア1式2千万円、GIS観光・環境施設管理1式5千万円) 2)情報交通網は、市町村を貫通した、河川域の有効利用となり、河川整備予算利用3)1)、2)を実現するための施策の利便性向上	河川の流域環境は整備するためには、流域環境や人々の生活環境の映像による、交流を促進するため、強力な24時間稼働テラバンクサーバーを整備し、電子会議、環境監視などを促進する。現在、流域での地産地消が、過疎地での経済停滞のために遅れているが、この種の高度情報化での経済的刺激が重要な役割を果たす。将来的には、流域モノレールなどの流通・交通手段の実現が期待される。当面は過疎地での交通量を間かな数倍程度。	河川流域に沿っての人、物の交流は皆無に近い。実現するとすれば、流域に沿っての地産地消の実現であり、流域全体での物流、観光を交流させる仕組みが必要となる。情報映像の高度化利用で実現できるので、過疎地、過密地との物流、人流の活性化が期待できる。		6		情報基盤整備事業等(ソフト・ハードとも)は国土交通省の所管であり、環境省の所管ではないため		6			
愛知県新城市	DOS地域再生プラン(Do outdoor sports)	1236	1236030	130250	自然と歴史にこだわった魅力的なアウトドアスポーツ活動空間の提供	各府省庁の施策(林道整備・農道整備・観光地の遊歩道)を弾力的に運用することによってアウトドアスポーツの条件整備を実施	パラグライダーの発着・着陸場所や、ラリー・モトクロス等のコースなどのアウトドアスポーツの条件整備する。	国県補助で実施した林道等の目的外使用の容認と、更なる整備。			3		環境省で実施している「自然公園等整備事業」は国立・国定公園等のすぐれた自然環境を有する地域から、里山等、居住地周辺の身近な自然を有する地域までの幅広いフィールドにおいて、人々が自然に学び、体験するための自然豊かなふれあいの場づくりを行う事業であり、パラグライダー・カヌー・マウンテンバイクといったアウトドアスポーツに係る標識等の設置については、当該補助金の対象としていないため	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3	環境省で実施している「自然公園等整備事業」は国立・国定公園等のすぐれた自然環境を有する地域から、里山等、居住地周辺の身近な自然を有する地域までの幅広いフィールドにおいて、人々が自然に学び、体験するための自然豊かなふれあいの場づくりを行う事業であり、ラリー・モトクロスといったアウトドアスポーツに係る施設の整備は補助の対象としていない。	
静岡県静岡市島田市大井川町吉田町金谷町川根町中川根町本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	1326	1326030	130260	カモシカ保護地域設定の早期実現	国に対して、カモシカの保護と農林業被害防止の両立を図るため、昭和54年の3庁合意による「地域を限って天然記念物に指定し保護する」という方針の早期実施を求める。	・保護地域内ではカモシカの保護を最優先とし、保護地域外ではカモシカの被害防止のための捕獲を可能とする。 ・これによって、農林業被害の軽減が図られ、構想地域内の地場産業振興と両立する野生動物保護が推進される。	カモシカの保護と被害防止の両立については、3庁合意が実施に至っていないことから、早期実施を提案する。	昭和54年8月31日付け環境庁・文化庁・林野庁の三庁合意「カモシカの保護及び被害対策について」に基づく。	5		カモシカが著しく増加することにより、農林業被害を与えている場合にあっては、鳥獣保護法に基づき特定鳥獣保護管理計画を知事が策定することによって、個体数調整を行うことが可能である。	提案者の要望は、昭和54年の環境庁、文化庁、林野庁合意の早期実現であるが、これについても実現されるものと考えても良いか	5	三庁合意の趣旨を踏まえ、保護地域の設定を行い地域を限った天然記念物にすることになっており、引き続き設定について適切に対応していく考えである。		
静岡県静岡市島田市大井川町吉田町金谷町川根町中川根町本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	1326	1326050	130270	登山道の管理責任の明確化	国に対して、「国立・国定公園における登山道のあり方に関する検討調査報告書」(平成14年3月環境省自然環境局・財団法人自然環境研究センター)で示された方針の明確化及び国民合意の形成を求める。	・報告書で示された方針のうち登山道の管理責任問題の整理・対策について、方針を明確化し国民合意の形成を図る。 ・これによって、整備者と登山者が負うべき責任範囲が明確となり、整備者が安心して整備を進めることが可能となるとともに、登山者にも自己責任の原則が自覚されることとなる。	登山道については管理責任が不明確であり、行政に代わって善意で整備・補修を行った民間人等が事故時の責任を問われる可能性等から整備が進まない。 また、登山者の自己責任意識が希薄であるといった問題があるため、方針の明確化と国民合意の形成を提案する。		5		登山は、原則として自己管理下で行うべきである。ただし、登山道の整備方法について、技術指針や管理計画に位置づけ、安全な施設の整備を推進するとともに、標識やパンフレットを通じて適切な利用誘導を行い、未然に事故を防止するなどの対応が可能。	提案者の要望は、「国立・国定公園における登山道のあり方に関する検討調査報告書」報告書で掲げられた方針の明確化及び国民合意の形成、特に管理者が不明確な場合の明確化である。南アルプス国立公園の登山道についてこれらが実現されると考えてよいのか。	5	南アルプス国立公園の登山道について、管理者が不明で整備が進まないということが障害であれば、関係者が協議し、管理責任の明確化、利用者への周知を図っていくことは現行制度でも可能である。最近では、登山道の整備、管理に関して、関係者が協議会を組織している例もある。環境省としても地域における協議会の設置等の取組を支援することは、現行制度のままでも対応可能。		
静岡県静岡市島田市大井川町吉田町金谷町川根町中川根町本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	1326	1326080	130280	県境を越えて行動する鳥獣の管理体制の確立	都道府県が策定することとなっている特定鳥獣保護管理計画について、都道府県境を越えて行動する野生鳥獣については、国策定とすることを求める。	・都道府県境を越えて行動する鳥獣の包括的な保護管理を実施する。 ・これによって、構想地域内の生物多様性の保全が一層推進される。	都道府県境を越えて行動する鳥獣については、都道府県単独での保護管理が困難であることから、国の広域的観点からの計画策定を提案する。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条	都道府県知事は、当該都道府県の区域内において著しく増加又は減少している鳥獣がある場合に置いて、当該鳥獣の生息の状況をその他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の保護を図るための管理に関する計画を定めることができる。	3		予算補助として、特定鳥獣保護管理計画の策定・実行に係る補助金(国費1/2)を支援中である。平成16年度予算案において、国として全国的・広域的な見地から保護管理の方向付けを行う必要性が高い鳥獣について、保護管理のための指針を作成する経費を計上したところ。現在、国において、都道府県境を越えて行動する野生鳥獣(カワウ)について、都道府県が策定する特定鳥獣保護管理計画の技術マニュアルを策定中であり、シカ、カモシカ、サル、クマ、イノシシについては、既に策定し各都道府県に配布済み。	提案者の要望は特定鳥獣保護管理計画を国で作成することであるが、それも実現可能なものと考えてよいのか。	2・5	提案自治体の要望の趣旨を確認したところ、対象鳥獣はカワウとツキノワグマを想定しているが、カワウについては、国の広域的な視点からの計画策定を求めているところ、被害が生じている地域を念頭に国が広域的かつ詳細な基本指針を示し、その下で関係する都道府県が協力して、それぞれが地域の実情に合わせて実施できるように対応することとしており、提案県の要望を実現可能とするものである。また、ツキノワグマについては、都道府県知事が「特定鳥獣保護管理計画」を策定するに当たって、関係県で調整が困難な場合に、関係県は国に対して調整を求めるとのことであるので、現行制度により対応することが可能である。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
熊本県	地域農林業再生構想(案)	2049	2049050	130290	森林整備事業及び森林病害虫等防除対策事業の要件緩和	緑の財産である森林をシカ被害から守るため、市町村や森林組合が実施する事業で箱わな、囲いわなにより、狩猟免許がいらぬ等の条件緩和による捕獲対策を可能とし、併せて防護柵や防護ネットによる防除対策を組み合わせる総合的なシカ対策を実施するため、森林整備事業及び森林病害虫等防除対策事業の要件を改善して総合的に実施可能とする。	緑の財産である森林をシカ被害から守るため、市町村や森林組合が実施する事業で箱わな、囲いわなにより、狩猟免許がいらぬ等の条件緩和による捕獲対策と防護柵や防護ネットによる防除対策を森林整備事業及び森林病害虫等防除対策事業の要件を改善して総合的に実施する。	深刻なシカ被害から森林を守るためには、省庁ごとに縦割りとなっている現行制度を一元化し、総合的なシカ対策を効率的に推進する必要がある。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項及び同条第8項、第39条鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(第4-2-(2)-)	4		特区番号1303により、有害鳥獣捕獲目的の捕獲許可にあたり、銃以外の法定猟法を使用して捕獲を行う場合にあって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな免許を受けていない者を含むことができることとしている。現在、熊本県では、球磨及び阿蘇の2地域で特区制度が承認済み、また、狩猟期間に限り、農業者が自己農地等に囲いわなを設置する場合、狩猟免許は要しないこととしている。野庁においては、野生鳥獣による被害対策として、環境省等関係省庁との連携強化を図りつつ、平成16年度予算案で防護柵の設置等被害防除対策に加え、新たに囲いわなの設置に係る予算を計上し、総合的な被害対策を推進しているところ。	提案者の要望を適切に実現できているか否かについて確認された。	4		本件について熊本県の要望の趣旨を確認したところ、当該提案については特区番号1303のことであることが明らかとなっている。特区番号1303は市町村や森林組合が実施する事業で箱わな、くくりわな等網・わな猟に限り狩猟免許が不要であり、提案者の要望を適切に実現できるものである。このため、当該特区での対応が可能である。	
玉川村	バイオマス活用による地域再生	1049	1049010	130300	バイオマスプラント整備等の財源を確保するための地方債を措置。	バイオマスエネルギーを有効活用し、アクア施設・農業法人の経営を行うための財政的支援	バイオマスプラント及びアクア施設の設立及び法人的農業経営を行う。	バイオマスに対する財政支援措置の拡大及び資源利活用のための規制緩和・体制整備		3		現時点において、提案された事業(バイオマスプラント、アクア施設)に対する財政支援措置等は講じておらず、新たに支援措置を創設する必要があり、「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において「第1(2)二 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため、対応は不可能。		3			
釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	1185	1185020	130310	リサイクルポート指定港の港湾施設整備に係る利便性の向上	公害防止施設に係る補助制度について、リサイクルポート指定港に限り、粉塵である循環資源等の飛散防止施設への適用を認め、施策の利便性の向上を図る。	釜石港臨海部で実施される石灰灰のリサイクル事業等に係る、飛散防止施設の整備についてこれを適用し、周辺環境への影響を回避する。また、こうした取り組みを全国のリサイクルポート指定港において行うことで、安心・安全な総合静脈物流拠点港の構築が図られることとなる。	動脈産業と静脈産業の生産性を比較した場合、圧倒的に後者の方が低く、事業採算性の確保が困難であること、また、リサイクルポートにおける事業等を着実に推進するために提案するものである。		6		「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、総務省所管の法律であり、環境省では所管していないため		6			
釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	1185	1185100	130320	廃棄物処理施設解体費用助成事業	環境省が循環型社会の実現に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進のために平成16年度予算に計上した廃棄物処理施設解体費用の助成対象をこみ広域処理施設建設に伴う場合にも対象を拡大する。	岩手県の沿岸南部地域に位置する3市2町でこみ広域処理を推進するため、新たなごみ処理施設の建設を計画しているが、この建設予定地については既存の廃棄物処理施設用地内ではなく(新たな建設地を予定している。このことから既存の処理施設については解体を検討しなければならないが、ダイオキシン対策などにより既存施設解体には莫大な費用がかかることが予想されている。この解体費用が助成対象となることにより広域処理施設建設の促進となり、広域処理施設を中心としたリサイクル産業の創設と廃棄物の適正処理による産業の活性化が期待される。また、既存の処理施設解体が促進されることにより既存施設の跡地を利用した新たな事業の展開も期待できる。	環境省が平成16年度予算に計上した廃棄物処理施設解体費用助成は、既存の施設を解体し、そこに新たな処理施設を建設する場合に限定されている。これはごみ処理の広域化を推進している環境省の方針と逆行するもので、ごみ処理広域化を妨げる要因となりかねない。この自治体でも苦しい財政状況のなか、経費削減を図っているのが現状であるが、ダイオキシン対策などから現在の解体費用は莫大なものとなっており、このことも広域化推進の妨げとなっていることを考えると広域化推進のための既存施設解体費用に助成することによりこみ処理広域化が促進されると考える。	廃棄物処理法第22条等	3		環境省は市町村に対し一般廃棄物処理施設の設置に要する費用の一部を補助している。	1. 一般廃棄物処理施設の解体に対する財政支援については、これまで解体工事に伴って実施されるダイオキシン類の測定費用に対する国庫補助の他、総務省により、公共事業と一体事業として実施される廃棄物処理施設の解体を各事業債の対象とする措置や地方単独事業として実施する解体撤去の3割相当額の特別地方交付税措置が講じられてきたところである。 2. さらに平成16年度からは、これらの措置に加え、廃止された廃棄物焼却炉の跡地に廃棄物処理施設(ごみ焼却施設に限らず、ストックヤードを始めとして国庫補助対象となる一般廃棄物処理施設の全てを含む)を整備する場合であって、焼却施設の解体に引き続き、整備事業を実施する場合及び、高濃度のダイオキシンに汚染された焼却施設解体後、5年以内に整備事業に着手する場合には、当該焼却炉の解体費用を国庫補助対象に追加することとしている。 3. なお、単なる解体事業のみに対する国庫補助制度を創設することは非常に困難であるため、これらの補助制度や地方財政措置を活用して焼却施設の解体事業を行っていただきたいと考えている。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3		
小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	1240	1240110	130330	畜産農家等の設置する堆肥化施設の廃棄物処理業者適用の除外。	資源循環型社会(農業)、家畜排泄物法に適用した農業経営の上では、堆肥化施設は必要不可欠な施設であり、畜産農家が耕種農家と連携し、堆肥化施設を容易に設置、運営できるよう、産業廃棄物処理業者の資格取得要件の対象外とする。	複数の経営体による協同設置により、多額の費用負担の伴う施設を個別で整備する必要がなくなり、資源循環型社会の意識醸成、産業の振興、地域環境保全に繋がる。耕畜連携による任意組合によって設置される環境にやさしい農業(畜産)の推進のため、畜産農家が設置する施設の適用除外等要件緩和によって耕畜連携による組織化、施設設置も推進される。	畜産農家には堆肥舎の設置が義務付けられているが、堆肥として土壌に還元するためには堆肥化施設が必要。しかし、業として処理するためには廃棄物処理業者の資格が必要となる。環境にやさしい農業(畜産)の推進のため、畜産農家が設置する施設の適用除外等要件緩和によって耕畜連携による組織化、施設設置も推進される。	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事(保健所設置市)においては、市長)による許可制を設けており、許可権者の管理監督の下産業廃棄物の適正な処理を確保している。	5		リサイクルを行うとしても、取り扱うものが廃棄物である以上、ぞんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不適当である。むしろリサイクル名目での不適正処理事業が後を絶たないのが現状である。なお、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事が再生利用されることが確実であると認め指定を行うことにより、業の許可を不要とすることが可能である。また、家畜ふん尿の堆肥化については、現在のところ、産業廃棄物処理施設設置許可は必要とされていない。		5			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
富山県	元気でぎわいのある富岩運河等の再生	1297	1297010	130340	富岩運河のダイオキシン類汚染土砂の対策を法規制前の部分については汚染原因者に費用負担を求めず行政側の負担により実施。	公害防止事業費事業者負担法第四条第一項では、「事業者に負担させる費用の総額は、…費用を負担させる事業者の事業活動が…公害についてその原因となると認められる程度に応じた額とする。」、第四条第二項では「…公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情により…妥当でないと認められるときは、…これらの事情を勘案して妥当と認められる額を減じた額をもって負担総額とする。」及び第七条「…減すべき額を算定することが困難であると認められるときは、それぞれ当該各号に掲げる割合を第四条第一項の額に乗じた額を基準として…負担総額とすることができるものとする。」同条第二項「汚泥その他公害の原因となる物質のしゅっせつ事業等の場合1/2から10/10の割合」とされている。これを、排出規制前の事業活動については減額ではなく、費用負担の対象としないようにして頂きたい。(具体的には、事業活動による費用負担額に対し減額割合を乗ずるのではなく、法規制前の事業活動に係る部分について費用負担の対象としない。)ダイオキシン類の規制がなされていなかった期間の排出に起因する部分については、排出規制を行わなかった行政側の責任として対策費用を負担し、速やかに対策事業を実施する。	公害防止対策事業によりダイオキシン類対策を実施するには、汚染の因果関係を調査し、汚染原因者の費用負担について検討が必要であるが、その費用負担額について、排出基準の法規制前の事業活動によるものは対象とせず、ダイオキシン類の排出規制を設けなかった行政側の責任として対策費用を負担し、速やかに対策事業を実施する。これにより、将来的な被害を防止することはもとより、富岩運河=ダイオキシン類汚染のマイナスイメージを払拭し、富山市中心部に残った貴重である水辺空間が、県民の「うらおい」「やすらぎ」のある豊かな暮らしを創出し、もっと元気にぎわいのある場所となる。	排出規制前の事業活動による汚染寄与の割合を算出することが困難であること。ダイオキシン類についての科学的知見が最近のもので、まだ明らかにされていない部分もあること。汚染原因を究明するには多大な調査費用がかかること。汚染原因が究明できたとしても、汚染者との費用負担の折衝に多大な時間を要すること。これらが、結果的に対策事業の実施が遅れることとなるため。	公害防止事業費事業者負担法		5		事業者の負担総額については、公害防止事業費事業者負担法第4条第2項において、事情を勘案して妥当と認められる額を減じることができることとされている。このため、ダイオキシン類の規制がなされていなかった期間の排出に起因する部分について、事業者により負担を求めず、事業主体である地方公共団体が負担することができる。	ダイオキシン類の規制がなされていなかった期間の排出に起因する部分に限って全てを行政が負担することが可能であると考えるが、	5		公害防止事業費事業者負担法第4条第2項には「公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情により前項の額を負担総額とすることが妥当でないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額からこれらの事情を勘案して妥当と認められる額を減じた額をもって負担総額とする。」とあり、妥当と認められるか否かは、施行者が同法第6条の規定により審議会の意見を聴いて費用負担計画を定める際判断することになる。したがって、施行者の判断により、未規制期間の排出に起因する部分に限って全てを行政が負担することは法制上可能である。
富山県	元気でぎわいのある富岩運河等の再生	1297	1297020	130350	富岩運河のダイオキシン類汚染原因者の費用負担の検討結果を待たずに、汚染土砂の対策を先行して実施。	公害防止対策事業では、汚染の因果関係を調査し、対策事業費に対する汚染原因者の費用負担について検討した上で実施するよう指導されている。また、公害防止事業費事業者負担法では、「公害防止事業を実施するときは、当該公害防止事業に係る費用負担を定めなければならない。」とされている。しかし、ダイオキシン類による汚染の因果関係の解明に時間を要すること、さらに因果関係が解明できたとしても汚染者との費用負担の折衝には多大な時間を要する(最終的には、汚染原因者との裁判も予想され、対策事業実施まで長期化する場合も考えられる)ことから、費用負担計画の策定前であっても汚染土砂の対策を先行して実施できるよう認めていただきたい。	公害防止対策事業によりダイオキシン類対策を実施するには、汚染の因果関係を調査し、汚染原因者の費用負担について検討した上で実施するよう指導されている。また、公害防止事業費事業者負担法では、「公害防止事業を実施するときは、当該公害防止事業に係る費用負担を定めなければならない。」とされている。しかし、ダイオキシン類による汚染の因果関係の解明に時間を要すること、さらに因果関係が解明できたとしても汚染者との費用負担の折衝には多大な時間を要する(最終的には、汚染原因者との裁判も予想され、対策事業実施まで長期化する場合も考えられる)ことから、費用負担計画の策定前であっても汚染土砂の対策を先行して実施できるよう認めていただきたい。対策を先行して行うことにより、将来的な環境被害を防止することももとより、富岩運河=ダイオキシン類汚染のマイナスイメージを早急に払拭し、富山市中心部に残った貴重である水辺空間が、県民の「うらおい」「やすらぎ」のある豊かな暮らしを創出し、もっと元気にぎわいのある場所となる。	ダイオキシン類による汚染の因果関係の解明には時間を要すること、さらに因果関係が解明出来たとした場合汚染者との費用負担の折衝に多大な時間を要すること(最終的には、汚染原因者との裁判も予想され、対策事業実施まで長期化する場合も考えられる)ことから、結果的に対策事業の実施が遅れることとなるため。	公害防止事業費事業者負担法	3		公害防止事業費事業者負担法第6条第1項においては、「施行者は、公害防止事業を実施するときは、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定めなければならない。」と規定し、また、同条第4項において「施行者は、第1項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。」と規定している。これは、事業者により費用負担を求める関係上、関係事業者等にその概要をあらかじめ周知させることは施行者の義務であるという考えに基づくものである。この考えに基づけば、費用負担計画の決定及び同計画に基づく各事業者の負担額の決定は、公害防止事業の開始前であるべきである。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3		公害防止事業費事業者負担法第6条第1項においては、「施行者は、公害防止事業を実施するときは、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定めなければならない。」と規定し、また、同条第4項において「施行者は、第1項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。」と規定している。これは、事業者により費用負担を求める関係上、関係事業者等にその概要をあらかじめ周知させることは施行者の義務であるという考えに基づくものである。この考えに基づけば、費用負担計画の決定及び同計画に基づく各事業者の負担額の決定は、公害防止事業の開始前であるべきである。ご提案の趣旨を踏まえても、対応は困難である。	
辰口町(能美市)	商業・観光と農業が共生した新市の循環型新拠点づくり構想	1366	1366040	130360	生ゴミを利用した環境ビジネスへの支援	生ゴミをコンポスト化し、活用を図る団体等への支援をお願いしたい	大型ショッピングセンターが食品廃棄物を有機肥料化し、農業法人等が周辺農地においてそれを使用した農作物栽培を行ない、大型ショッピングセンターが農作物を販売する循環型ビジネスの構築や体験型農園の整備	循環型社会の形成に向けている取り組みが展開されている中、米価の低落などにより経営状況が厳しい、農業法人等の新たな事業展開施策の一つとして、初期投資費用に対する補助制度の創設など、支援策を講じていただきたい。			3		現時点で、農業法人に対する財政支援措置等は講じておらず、あらたに支援措置を総論する必要がある。「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において「第1(2)二 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため、対応が不可能	3			
滝川市	バイオマス・ランドたきかわ	1391	1391010	130370	・食料品製造業等からの食品残渣や廃油に対する廃棄物処理法の規制緩和	リサイクルできる産業廃棄物については産業処理業の許可がなくても市が認めた場合は処理が可能	・菜種の搾油後の残渣をメタンガス発酵促進のためにバイオガス化施設で受け入れる ・発泡スチロールなどの処理業者の誘致 ・飲食店などからの廃油をBDFの原料としての受け入れ	・小規模事業者は産廃の排出量も少なく(近隣の産廃処理業者も資源化できる処理は行っていない)ことから、現行では食品残渣や廃油、発泡スチロール、金属缶などは焼却処理または埋立処理されている。 ・生ごみのメタン発酵施設などの資源化施設での処理ができるれば有用な資源としてリサイクルできるものであり、一廃・産廃の区分があるために受け入れできず、事業者も処理料金が安価で済むとともにマニフェスト等の煩雑な事務も不要となる	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第15条		3	リサイクルを行うとしても、取り扱うものが廃棄物である以上、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不適当である。むしろリサイクル名目での不適正処理事例が後を絶たないのが現状である。産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事(保健所設置市においては、市長)による許可制を設けており、許可権者の管理監督の下廃棄物の適正な処理を確保している。	提案者の要望内容は、都道府県ではなく市が認めた場合に業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事が再生利用されることと確認できると認め指定を行うことにより、業の許可を不要とすることが可能である。また、廃棄物のメタン発酵によるガス化については、現在のところ、産業廃棄物処理施設設置許可は必要とされていない。	3	既に廃油からの再生油製造や動植物性残渣の堆肥化等について都道府県知事が再生利用指定をしている事例もあることから、都道府県に御相談いただきたい。保健所を設置する市でなければ、産業廃棄物が適正に処理されるための管理監督の体制が十分でなく、その状態で、再生利用の指定のみの事務を市の事務とすることは、不適正処理を助長することにつながりかねないと思われる。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
大阪府	循環型社会の促進	2035	2035010	130380	エコタウン事業の補助採択の要件緩和	エコタウン事業(経済産業省・環境省)の補助採択の要件緩和	補助採択の要件は、現在、技術的先進性が最優先とされているが、廃棄物リサイクルについて一定の技術的進展が見られている現状ではこの要件を満たすことが難しい。今後は、特に、地域資源や地域特性を活かした事業、地元自治体の協力が得られる事業、雇用創出をはじめ地域経済に寄与する事業など、地域内循環型社会構築に大きく貢献する取組みについても評価し、要件に追加していただきたい。	補助採択の要件は、現在、技術的先進性が最優先とされているが、廃棄物リサイクルについて一定の技術的進展が見られている現状ではこの要件を満たすことが難しいので、地域内循環型社会構築に大きく貢献する取組みを推進していく上で、要件緩和が必要である。	資源循環型地域振興施設整備費補助金交付要綱(平成14・06・10財産第4号) ゴミゼロ型地域社会形成推進施設整備事業実施要領(H15.4.1 環境省発 0304010002号)	エコタウンプランの承認基準には、当該地域の基本構想、具体的事業がこれまでに他の地域の構想にない独創性、先駆性が相当程度認められ、かつ、他の地域のモデルとなる可能性の高い事業であること等が挙げられている。これを受けて、補助対象事業の要件についても、廃棄物処理・リサイクル施設として技術的に先進性・先駆性を有するものと定めている。	2	又は	現行のエコタウン事業については、平成16年度に終期を迎えることとなり、今後の本事業のあり方については、現在検討中である。	技術的な面だけでなく、社会システムをも対象とすべきであるとの提案者の要請を踏まえたものになると考えてよいか？	2	又は	エコタウン事業について、現在制度の見直しを検討中であり、その中で、採択基準についても、従来の技術的先進性に、経済性、効率性を追加する方向で見直しをすることとしている。
北九州市	市民力が創る「環境首都」北九州	2082	2082020	130390	廃棄物処分場(埋立地)を「緑の回廊」として整備する事への支援	自然環境の創生と併せて、産業用地の環境イメージアップを図るための、緑化計画がある場合は、既に自然が創生している場合にあつては、現状のまま処分場の閉鎖を承認して戴きたい。 また、覆土において緑化計画に基づいた地形の造成を承認して戴くなど、埋立終了と同時に、緑化等の自然再生事業を開始させていただきたい。	自然環境の創生と併せて、産業用地の環境イメージアップを図るための、緑化計画がある場合は、埋立終了後から緑化計画に基づいた緑化事業を進める。 (観測井の水質モニタリングなど処分場の閉鎖手続きと平行して実施)	現在の制度では、廃棄物の埋立終了時から処分場を廃止するまで、人が立ち入れない、利用ができないなどの制約がある。また、現行制度では、埋立終了後は、覆土(50cm以上)を実施し、養生(最低2年間の計測)を経て、処分場の廃止という流れになっており、埋立終了後、直ちに緑化等の事業が行えない状況にある。そのため、埋立期間中に飛来した渡り鳥の生息環境を生かした自然再生事業に、ただちに取組めないなどの弊害を招いている。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2、15条の2の5、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条	産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める基準等に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。産業廃棄物の最終処分場設置者は、環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。	5		埋立処分終了後の処分場については、廃止までの間、開口部を土砂等により閉鎖するなど、処分場外に廃棄物が流出しない措置を講ずるとともに、排水基準等に適合する等の措置がとられているなど、処分場の維持管理基準を満たしているのであれば、植樹を行うことは差し支えない。	植樹以外についても提案内容が実現できるものと考えてよいか	5		植樹以外に具体的にどのような事業があるか不明であるが、例えば構造物を設置するとしても、廃止までの間、開口部を土砂等により閉鎖するなど、処分場外に廃棄物が流出しない措置を講ずるとともに、排水基準等に適合する等の措置がとられているなど、処分場の維持管理基準を満たしているのであれば、差し支えない。
堺市	産業集積再生構想	2087	2087020	130400	環境アセスメントの要件の緩和	工業専用地域において複数のごみ処理施設や産業廃棄物処理施設が同一時期、同一地域に設置され、かつ行政が指導し事業者が協議会等を組織した場合において、環境アセスメントのうち共通の事項について共同してアセスメントを行うことを可能とする。	現在、本市臨海部(工業専用地域)において、複数のごみ処理施設や産業廃棄物処理施設の設置が検討されているが、同一時期、同一地域に設置され、かつ行政が指導し事業者が協議会等を組織した場合において、施設ごとに行うこととされている環境アセスメントのうち共通の事項について共同してアセスメントを行うことにより、コストと時間の短縮を図る。	施設ごとのアセスメントでは、非常に時間とコストが必要となるため。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第3項、第15条第3項、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成10年5月7日厚生省水道環境部環境整備課長通知)	廃棄物処理施設の設置の申請書には、環境省で定めるところにより、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。	5		二以上の廃棄物処理施設を近接して設置しようとする場合は、廃棄物処理法に定められた要件を満たしている限りにおいて、当該施設の設置者は、これらの施設について併せて生活環境影響調査を行うことができる。		5		
堺市	産業集積再生構想	2087	2087030	130410	環境アセスメントの弾力的運用	条例アセスの対象となる廃棄物処理施設について、廃棄物処理法の設置許可申請に係る告示縦覧や関係市町村長、利害関係者、専門的知識を有する者の意見聴取の弾力的運用	条例アセスの対象となる廃棄物処理施設の設置に当たっては、廃棄物処理法に基づく環境アセスメントの実施が義務付けられているが、施設規模によってはさらに大阪府環境影響評価条例に基づく環境アセスメントも必要になる。この条例アセスには廃棄物処理法アセスで規定されている調査項目がすべて含まれているように、告示縦覧や関係市町村長、利害関係者、専門的知識を有する者の意見聴取も同様に規定されている。このことから、条例アセスの対象となる廃棄物処理施設の設置に関しては、告示縦覧等の手続きについて条例アセスの手続きをもって替える、若しくは条例アセスと併せて先行して実施することを可能とし、手続き時間の短縮を図る。	同様の事務手続きを簡素化することによりアセスに要する時間の短縮を図り、企業の進出のインセンティブとする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第3項、第15条第3項	廃棄物の処理施設を設置しようとする者は、当該廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。当該申請書には、生活環境影響調査の結果を添付する必要がある。	5		環境影響評価法に基づく評価書又は地方公共団体における環境影響評価に関する条例等に基づき実施された環境影響調査(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)の結果であつて必要な記載事項を満たしているものを、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査書として添付することは差し支えない。 また、専門的知識を有する者の意見の聴取方法についても、科学的見地からの必要な意見を聴取できるものであれば、特定の方法に限定されたものではなく、既存の審議会の場の活用、専門家への個別の意見の聴取等でも差し支えない。		5		
建設業協会郡山支部	県中地区産業廃棄物リサイクル推進計画	3005	3005010	130420	法人による農業経営	法人による農業経営	廃棄物中間処理施設より発生する資源を活用し高付加価値農産物の生産を行う。	廃棄物の中間処理だけでなく、そこから発生する2次資源・エネルギーを事業主体が有効に活用してゆくと			3		現時点で、農業法人に対する財政支援措置等は講じておらず、あらたに支援措置を総説する必要があり、「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において「第1(2)二 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため、対応が不可能		3		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
ヤンマー株式会社	食品残渣地域リサイクルシステムの構築	3018	3018010	130430	【専ら再生利用の目的のため、「認定された食物残渣」の「無償引取り」は、都道府県の知事の認可を必要としないという解釈がなりたつことにより、都道府県知事の許可を受けることなく食品残渣のリサイクルシステムを稼働させることができる。	現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第14条第1、4に産業廃棄物の収集運搬及び処分を業とする物は管轄する都道府県の知事の許可を受けなければならないが、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の収集運搬及び処分は例外としている。ここで、「認可された食物残渣」を「無償で引取る」場合も例外とするような解釈がなりたつこととする。	前提として、福岡地区を中心に下記内容にて九州全域を先行実施し、6年目以降に第3段階である全国的展開をはかる。 第1段階:期間1~2年 小規模堆肥化センターを福岡県に設け、スーパー等からの引き取り件数も20軒程度(生ごみ約20ト/日)とする。有機肥料の品質管理や販売する先の農家を福岡県内に開拓し規模増大に備える。この段階での有機農産物数は約70軒。また、排出元のスーパー等の有機農産物の販売先等も開拓する。 第2段階:期間3~5年 規模の増大をはかる。堆肥化センターは30ト/日受入れ可能な規模にする。食物残渣処理量は150ト/日になり、約7500ト/年の有機肥料を生産できる。また有機農産物を生産するグループ農家は約500軒になる。約500ヘクタールから産出される有機農産物を消費者に届ける流通網を確立する。 第3段階:九州だけにとどまらず、全国各地に同方式のリサイクルシステムを稼働させる。	1.当社として、「循環社会の形成によるゼロエミッション」を構築を目的として提案している。よって、下記内容が実現できる。 2.食品残渣地域リサイクルシステムの構築により、地域の農家の販売先の開拓や収入の増大に貢献でき、活力ある地域社会の確立に寄与できる。 3.食品残渣地域リサイクルシステムの構築により、地域から発生する食品残渣を持続的且つ完全な形でリサイクルできる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、第6項	5	もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は、産業廃棄物収集運搬業の許可を必要としない。 もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物の処分を業として行う者は、産業廃棄物処分業の許可を必要としない。	もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物とは、その物の性質上通常再生利用されるものをいい、廃棄物処理法制定以前においてすでに回収・再生の枠組みが確定していた古紙、くず鉄、空き瓶類、古繊維について認められているものである。食物残渣については、再生利用の目的で収集、運搬したとしても、有料で処理されている実態もあることから、これに該当しない。なお、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事が再生利用されることが確認であると認め指定を行うことにより、業の許可を不要とすることが可能である。	提案者の要望は食品残渣に関するものであるが、その点を踏まえ、要望内容を実現することができないか再度検討されたい。	3		御要望にある食物残渣が、廃棄物処理法に基づく事務を所管する都道府県において、その性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して廃棄物でない判断されれば、業の許可は不要。なお、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物とは、すでに全国的に回収・再生の枠組みが確定しているものが対象であり、一方、地域の特長性に応じて、再生利用の目的となる産業廃棄物について、産業廃棄物処理業の許可を不要とする制度を設けているところ。既に動植物性残渣の堆肥化等について都道府県知事が再生利用指定をしている事例もあることから、都道府県知事の判断で業の許可を不要とすることも可能である。	
パーキテック株式会社	鶏糞サマルリサイクルシステムの構築	3073	3073010	130440	廃掃法では鶏糞は産業廃棄物と見なされ、処理能力200kg/h以上または火格子面積2m2以上とされているが、バイオマスエネルギーである鶏糞をサマルリサイクルすなわちボイラーの燃料として扱う。	鶏糞をボイラーの燃料として利用する場合、現在は廃掃法による焼却施設として扱われ、処理能力200kg/h(飼養10万羽相当)以上は県の許認可事項となっているが、容易に許可が得られず施設の設置が困難となっている。これを自家用に限って1,000kg/h(飼養50万羽相当)の鶏糞の処理できるサマルリサイクルが可能になるよう支援措置を得る。	鶏糞をサマルリサイクルの自家用燃料とすることにより、鶏糞処理費用の削減と下記有効な熱の利用を行う。 〔具体的設備に鶏糞50t/日(飼養50万羽相当)燃料用乾燥鶏糞24t/日(排ガス及び排蒸気により乾燥)ボイラー-蒸気量2.5t/h蒸気タービン150kw	鶏糞は廃掃法に従う必要があると判断されているが、実は正にバイオマスエネルギーである。廃掃法に従うと、処理能力200kg/h以上の燃焼施設では許認可が必要で、環境影響調査、住民説明会等が求められ、容易に許可が得られず、施設の設置が困難となっているうえに、認許まで長期間を要する。従って、自家用に限って鶏糞をボイラーの「燃料」と見直してサマルリサイクルに有効利用し、養鶏業の活性化と雇用創出および環境問題に貢献する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	3	産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事(保健所設置市)による許可制を設けており、許可権者の管理監督の下廃棄物の適正な処理を確保している。	リサイクルを行うとしても、取り扱うものが廃棄物である以上、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不相当である。むしろリサイクル名目での不適正処理事案が後を絶たないのが現状である。なお、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事が再生利用されることが確認であると認め指定を行うことにより、業の許可を不要とすることが可能である。	提案者の要望内容は鶏糞に関するものであるが、その点を踏まえ、要望を実現することができないか再度検討されたい。	3		御要望にある鶏糞が廃棄物に該当するか否かは、一律に判断されるものではなく、一義的には、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して都道府県において判断されるべきものである。取り扱うものが廃棄物であれば、リサイクルを行うとしても、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあり、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不相当である。なお、廃棄物である場合であっても、既に動物のふん尿の堆肥化等について、都道府県知事が再生利用指定をしている事例もあることから、都道府県知事が再生利用されることが確認であると認めた場合、指定を行うことにより、業の許可を不要とすることが可能である。	
北海道	循環社会の形成	1350	1350010	130450	廃棄物の一元処理維持管理の一元処理	汚泥のコンポスト化による農地の再生(良質な有機質肥料で土壌の活性化)維持管理の統一コスト削減	農村地域の有機性資源再利用		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項	市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他の市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。	5		廃棄物処理法第11条第2項において市町村は一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理を事務として行うことができるとされている。			5	
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075010	130460	「石油特会」に定める補助金対象要件への「中小水力発電」追加	中小水力発電の設置に対する補助については、既に「電源開発促進対策特別会計」で補助の対象になっているため「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」での補助金等の対象とはしないという関係省庁の見解が一般的であるが、中小水力発電は、電源開発を目的とする大規模水力発電事業とは異なるものであると考えられる。よって「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令」第1条に定めるエネルギーに「中小水力」を追加していただき、ダム建設を必要としない中小水力発電導入促進のための補助率を引き上げる支援をお願いしたい。	ダムの無い中小水力発電導入促進事業。ブナの森からの湧水による小型水力発電所の建設は、ブナの森がダムであり、ダム建設の必要がない理想的な水力発電システムとして、環境保全と地域資源の活用を両面からシンボリックな施策となる。また、その水はバイナリー発電の冷却水としてさらに活用し、温水となった時点で園芸温室等にも利用することで、山間地域の農業振興に資するものとなり、本事業は極めてモデル性の高い事業である。中小水力発電の設置に対する補助金をいわゆる「石油特会」での補助対象要件に追加していただき、環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」・「二酸化炭素排出抑制対策事業」及び経済産業省・NEDO「地域新エネルギー導入促進事業」・「地球温暖化防止支援事業」並びに経済産業省(財)電源地域振興センター「電源地域新エネルギー供給構造構築促進対策事業」等補助事業実施要項に「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加し、導入促進のために補助率を引き上げる支援をお願いしたい。	電源開発を主目的とした大規模水力発電事業と異なり、ダムの建設を伴わない中小水力発電事業は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のためにとられる施策として、いわゆる「石油特会」の趣旨に合致した石油代替エネルギーとして充分に要件に該当するものであるため、「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令」第1条に定めるエネルギーに「中小水力」を対象要件に追加していただき、ダムのない中小水力発電導入促進に支援をお願いしたい。	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(以下「法」という。)第一条第二項第二号に規定するエネルギーで石油に代替するものとして政令で定めるものは、次に掲げるエネルギーとする。 一 石炭 二 天然ガス 三 水素 四 アルコール 五 太陽熱 六 地熱 七 廃熱(工場又は事業場において排出される熱で、その有効利用を図ることが可能なものをいう。以下同じ。) 八 風力 九 太陽光 十 その他石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第二条各号に掲げる石油代替エネルギーで、経済産業省令・環境省令で定める要件に該当するもの	左記の通り、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令において、中小水力は石油に代替するエネルギーとして掲げられていない。	3		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第一条では、電源開発を目的とする水力発電開発及び利用については、石油及びエネルギー需給構造高度化対策の対象としていない。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計は、電源開発促進法との関係から、発電のための石油代替エネルギーの開発及び利用を対象としていない。石油代替エネルギーの利用に係る設備等がいずれの法律による支援の対象となるかは、個別に判断が必要。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075020	130470	「石油特区」に定める補助金対象要件への「中小水力発電」追加支援及び省内関連補助事業要件への「中小水力発電」追加	中小水力発電の設置に対する補助については、既に「電源開発促進対策特別会計」で補助の対象になっているため「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」での補助金等の対象とはしないという関係省庁の見解が一般的であるが、中小水力発電は、電源開発を目的とする大規模水力発電事業とは異なるものであると考えられる。中小水力発電の設置に対する補助金をいわゆる「石油特区」での補助対象要件に追加し、環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業」等補助事業実施要項にも「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加・反映し、ダムのない中小水力発電導入促進に支援をお願いしたい。	ダムの無い中小水力発電導入促進事業、プナの森からの湧水による小型水力発電所の建設は、プナの森がダムであり、ダム建設の必要がない理想的な水力発電システムとして、環境保全と地域資源の活用の両面からシンボリックな施策となる。また、その水はバイナリー発電の冷却水としてさらに活用し、温水となった時点で園芸温室等にも利用することで、山間地域の農業振興に資するものとなり、本事業は極めてモデル性の高い事業である。中小水力発電の設置に対する補助金をいわゆる「石油特区」での補助対象要件に追加していただき、環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業」等補助事業実施要項に「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加し、導入促進のために補助率を引き上げる支援をお願いしたい。	電源開発を主目的とした大規模水力発電事業と異なり、ダムの建設を伴わない中小水力発電事業は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のためにとられる施策として、いわゆる「石油特区」の趣旨に合致した石油代替エネルギーとして十分に要件に該当するものであるため、「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令」第1条に定めるエネルギーに「中小水力」を対象要件に追加していただき、環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業」等補助事業実施要項に「中小水力発電」の設置に対する補助金を追加してダムのない中小水力発電導入促進に支援をお願いしたい。	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(以下「法」という。)第一条第二項第二号に規定するエネルギーで石油に代替するものとして政令で定めるものは、次に掲げるエネルギーとする。 一 石炭 二 天然ガス 三 水素 四 アルコール 五 太陽熱 六 地熱 七 廃熱(工場又は事業場において排出される熱で、その有効利用を図ることが可能なものをいう。以下同じ。) 八 風力 九 太陽光 十 その他石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第二条各号に掲げる石油代替エネルギーで、経済産業省令・環境省令で定める要件に該当するもの	左記の通り、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令において、中小水力は石油に代替するエネルギーとして掲げられていない。	3		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第一条では、電源開発を目的とする水力発電開発及び利用については、石油及びエネルギー需給構造高度化対策の対象としていない。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計は、電源開発促進法との関係から、発電のための石油代替エネルギーの開発及び利用を対象としていない。石油代替エネルギーの利用に係る設備等がいずれの法律による支援の対象となるかは、個別に判断が必要。
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075050	130480	国有林野内入林届・地質調査・土地貸付・立木補償等許認可に係る手続きの迅速化・簡素化及び、福島県との県立自然公園内事務手続きの迅速化・簡素化のための連携支援	国有林野内入林届・地質調査・土地貸付・立木補償等許認可に係る手続きの迅速化・簡素化のための連携支援	ダムのない中小水力発電、地熱・バイナリー発電の導入促進、食物リサイクル施設やエコハウスの整備、グリーンツーリズム・エコツーリズム事業の推進を実現するために、福島県天栄村大字湯本及び大字田良尾地内の国有林野内に係る入林届・地質調査・土地貸付・立木補償等許認可に係る手続きの迅速化・簡素化のための支援をお願いしたい。また、計画対象地域は県立自然公園内普通地域の指定があることから、福島県との連携による支援をお願いしたい。	本計画対象地域の大半を国有林が占めることになり、事業推進のためには福島県天栄村大字湯本及び大字田良尾地内の国有林野内に係る入林届・地質調査・土地貸付・立木補償等許認可に係る手続き等の迅速化・簡素化のための支援をお願いしたい。また、計画対象地域は県立自然公園内普通地域の指定があることから、福島県との連携による支援をお願いしたい。		6		要望事項が「国有林野法による規制の緩和と手続きの迅速化・簡素化」であり、環境省の所管する事業でないため、環境省からあり、環境省の所管する事業でないため、福島県との県立自然公園内事務手続きの迅速化・簡素化について、検討できないか。	福島県との県立自然公園内事務手続きの迅速化・簡素化について、検討できないか。	6		ご提案に関する事項が「国有林野法による規制の緩和と手続きの迅速化・簡素化」であり、環境省の所管する事業でないため、環境省からお答えすることはできない。また、県立自然公園に関する事務手続きについては、当該県の条例等で定められていることから、福島県とご相談いただきたい。	
住田町	「森林・林業日本一の町づくり」プロジェクト	1096	1096030	130490	木質バイオマスエネルギー利用促進	森林資源を無駄なく利用するために、これまで利用されなかった森林資源の利用促進を図り、化石燃料からの転換による地球温暖化防止のモデルとする。そのためには、民間企業、一般家庭への木質燃料燃焼装置導入への支援を提案いたします。	公共施設への木質バイオマスエネルギー燃焼装置の設置普及の他に、今後民間企業や一般家庭への対象の拡大を図り、消費層を広げる必要がある。そのためには、現行の助成制度の要件を拡大し、民間企業、個人を対象に木質燃料燃焼装置導入にたいしての助成拡大をする。	木質バイオマスエネルギー利用の最終的な形は一般家庭における燃焼装置の普及である。化石燃料による燃焼装置からの転換を図っていく必要がある。		6		林業・木材産業構造改革事業は農林水産省の所管する事業であり、環境省では所管していないため		6			
青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	1108	1108010	130500	補助を受けた下水道施設の目的外使用の制限緩和	国土交通省が交付した補助金について、循環型社会形成や新エネルギー導入促進に資するなど高い社会ニーズを伴う事業の実施にあたっては、補助を受けて整備した施設の目的外使用を弾力的に運用すること。	八戸市新エネルギー等地域集中実証研究 八戸市では、同市東部終末処理場で発生する下水汚泥をメタン発酵させ、発生するメタンガスを活用してガスエンジンにより一定品質の電気・熱を作り出し、発電した電気を近隣の小中学校や市庁舎及び上水施設に供給し、熱は下水汚泥の発酵促進に利用することで、自然エネルギーを利用した電力と熱の供給を行う実証研究を行うこととしており、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の事業採択を受けている。(研究主体:青森県、八戸市及び民間企業2社、研究期間:平成15年度~19年度) 本実証研究は、実際の需要では世界初といわれる「マイクログリッド」と呼ばれる電力供給を実証するものであり、将来新エネルギーなど分散型電源の普及や新エネルギーを活用した循環型社会の形成を実現する上で、欠くことのできない成果が期待されている。	八戸市では、左記実証研究終了後も発電施設を維持するよう希望しているが、下水処理場に設置するバイオマス発電施設について、国土交通省は発電施設の目的外使用にあたるため、実証研究期間終了後は、発電施設を撤去するか、補助金を返還するよう見解を示している。		6		国土交通省が交付した補助金で取得した財産に関する処分を許可する権限は国土交通省にあり、環境省では所管しないため		6			
岐阜市	バイオマス・タウンづくり構想	1321	1321010	130510	バイオマス理解促進に関する支援措置	エネルギー起源二酸化炭素排出抑制普及啓発補助事業における補助対象を、地方公共団体およびマスコミ活用事業のみではなく、NPO事業などへ対象拡大	16年度を岐阜市バイオマス利活用計画の最初の実施年度として、市民、事業者の理解促進を進めるため、バイオマスシンポジウム岐阜を行う。シンポジウムの実施主体として、岐阜市バイオマスプロデューサー実行委員会を設置するが、バイオマスシンポジウム終了後に、NPOを活用した市民、事業者のバイオマス理解促進を進めるための検討を行い、具体的なNPOを中心とする事業展開を推進する。	NPOの事業を補助対象とすることで、NPOの育成支援が働き、雇用創出が期待できる。地域の団体とともにバイオマス利活用を進める体制づくりがしやすい。	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱第4条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)実施要領	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における普及啓発事業は、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を目的として地方公共団体が行うマスコミ等のメディアを利用した効果的な普及啓発事業を支援するものであり、地方公共団体が普及啓発媒体としてNPOを活用することは可能である。	5		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱第4条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)実施要領の適用により対応可能		5		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
岐阜市	バイオマス・タウンぎふ構想	1321	1321040	130520	バイオマス利活用促進に係る支援制度の整理	地方が活用しやすいバイオマス支援制度への整理統一化および情報の流れ、窓口の一元化	バイオマス関連のソフト、ハードの整備や、住民、事業者の合意と推進体制の整備、専門家、情報等の支援制度などを検討しているが、資金面の問題、専門家不足、国の支援策が複雑であるなど課題が多い。	一定地区を指定したモデル事業の実施は、エネルギー、廃棄物、食品など様々な要素があるため、国の支援策が各省ごとのものとなっている。 支援策の整理をし、窓口を一元化することで、モデル地区事業を実施しやすくなる。		3		バイオマス関連施策については、「バイオマスニッポン総合戦略」を踏まえ、各種施策を講じている。各省ごとのバイオマスに関する施策は施策目的等が必ずしも一致するものではないため、各省の窓口を一元化することは困難であるが、環境省としても各省と連携して取組を進めているところ。今後ともバイオマスニッポン総合戦略推進会議の場を通して各省間の緊密な連絡体制を取っていく所存。		3			
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079080	130530	競争的資金等による研究開発終了後の機械器具等の管理法人・大学への無償譲与	地域新生コンソーシアム研究開発事業など産学官連携を推進するための競争的資金等を活用し、国の委託を受け研究開発を実施する場合、管理法人は、研究開発(補充研究を含む)終了後、購入した機械器具等を国に返納しなければならないが、当該機械器具等を活用した、新たな産学の研究開発を促進するため、現物を管理法人もしくは大学(私立大学を含む)に無償譲与できるようにする。	(内容) 産学官連携の推進による研究開発機能の強化を通じた地域産業振興 (効果) 採択テーマは、比較優位にある研究分野であるので、競争的資金等で購入した機械器具等の蓄積を通して、当該分野の優位性向上や新たな産学研究開発・グループの創出を図ることができる。	管理法人は、研究開発(補充研究を含む)終了後、購入した機械器具等を国に返納しなければならないが、その後の当該地域・大学における産学の研究開発の進展に何ら活用されない。	補助金等の執行の適正化に関する法律第22条	5		補助金の目的外使用に該当する恐れがある。ただし、補助の対象となった研究機関において、補助の期間後に同じ研究目的のために購入備品を使用することは認められている	提案者の要望は第三者への無償譲与であり、それも実現可能であると考えてよい	1			市町村より、提案主体からの支援措置に係る提案事項を含んだ地域再生計画が提出され、それが本部において承認された場合には、最低限の条件を付したうえで、補助金適正化法第22条の承認があったこととし、財産の処分(転用、譲渡、交換、貸付、担保提供)をすることが可能となる。 なお、補助の対象となった研究機関において、補助の期間後に同じ研究目的のために購入備品を使用することは認められている。
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163090	130540	環境学習、識別マークの普及等によるグリーンバイオの啓蒙啓発	学校や生涯学習センター等での環境学習の推進、識別マークの普及拡大など、バイオマスプラスチック等の普及啓発や広報活動を推進する。	本支援措置により、バイオマスプラスチック製品の利用に係る国民の環境意識や消費意欲の向上等を図り、同製品等の利用拡大を図る。	環境学習等を通じたバイオマスプラスチック製品等の利用に係る国民意識の高揚、同製品等の利用に当たった識別措置などは、市場創出において極めて重要であり、本支援措置により、これが推進される。		6		現状では、バイオプラスチックは石油由来プラスチックと比べ、製造時において多くのエネルギーを必要としている面があり、一概には環境負荷が小さいということがいえないため、現時点において環境省の所管として普及啓発を推進するものではない		6			
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163100	130550	バイオマスプラスチックの食品容器等の再商品化義務の適用除外	元来カーボンニュートラルで地球環境に優しい植物由来のバイオマスプラスチック利用の食品容器等について、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく容器包装の再商品化義務を適用除外にする。	本支援措置により、生分解性等の性質故に比較的使用期間の短い製品利用に適した植物由来のバイオマスプラスチックの食品容器等への活用を、積極的に推進する。	植物由来のバイオマスプラスチックは、石油由来の汎用プラスチックと違って、もともとカーボンニュートラルで地球環境に優しいもので、リサイクルを義務づけるまでの必要はなく、本支援措置により、石油由来の汎用プラスチックと比較して高いコストの縮減等も図られ、食品容器等へのバイオマスプラスチックの活用が大きく進展する。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条、第12条及び第13条	3		植物由来のバイオマスプラスチックを容器包装リサイクル法上の再商品化義務の適用除外とすることについては、製造過程等を含めた環境負荷の把握、石油系プラスチックとの分別方法の確立、免除に伴い発生する負担について関係者間で理解が得られていること、環境への影響等を踏まえた適切な処理方法の確立等の課題もあることから慎重な検討が必要であり、直ちにこれを実施することは困難である。	提案の趣旨を踏まえ検討できない	3			植物由来のバイオマスプラスチックを容器包装リサイクル法上の再商品化義務の適用除外とすることについては、製造過程等を含めた環境負荷の把握、石油系プラスチックとの分別方法の確立、免除に伴い発生する負担について関係者間で理解が得られていないこと、環境への影響等を踏まえた適切な処理方法の確立等の課題もあることから慎重な検討が必要であり、直ちにこれを実施することは困難である。
八戸市	ゼロエミッションとマイクログリッドによる八戸地域再生構想	1131	1131010	130560	グリーン購入法の調達品目への追加および特別枠の設定	公共事業等において、グリーン購入法の調達品目に、溶融スラグのうち、リサイクル率が非常に高いものについては、ゼロエミッション処理による溶融スラグとして、現在の特定調達品目に対し、上位の位置付けを設け、品目に追加する。併せて、JIS規格への追加と、グリーン調達率の目標の設定、実績値の公表、工事の仕様書への使用の明記し、一般の調達品目に対し、高い割合の調達率を設定する。	ゼロエミッション処理によって生産される溶融スラグの安定的な需要を確保し、もってゼロエミッション処理価額の低廉化を図り、市場に対する対抗力を保持させる。ゼロエミッション処理による最終処分場を必要としない、次世代リサイクル技術を普及・振興図り、もって雇用の確保とリサイクル産業の振興を図る。	リサイクル市場においては、最終処分には、埋立て最終処分とゼロエミッションとの間に区別が無く、差別化が十分でないため、コスト面から埋立て最終処分が選択される傾向にあり、次世代リサイクル技術が使用可能であるゼロエミッション処理が普及しにくい。	国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)	3-一部6		ご提案にある一般廃棄物等の焼却施設から発生する焼却灰等を溶融固化した溶融スラグについては、現時点では生産する主体によって、その物性や品質等に差異があり、品質等の確保に不確実性が残ることから、一概にグリーン購入法の対象とすることは困難である。今後、溶融スラグに係る品目については、これまでの提案募集でいただいた情報を参考に、科学的知見の充実等に応じて、特定調達品目に追加することを引き続き検討していくこととしている。また、ゼロエミッション処理については、製品そのものには違いないが、生産工程に係るものであり、このような製品の特性に関連しない生産工程に着目した措置は、貿易上の障害となるものとして、WTOで議論されているところである。また、ゼロエミッション処理を行っているということは、製品の仕様ではなく、供給者の資格に当たるものであり、WTO政府調達協定第8条(b)にも抵触するものと考えられ、調達の要件とすることは困難である。	提案の趣旨を踏まえて検討できない	3-6			溶融スラグを用いた資材については、特定調達品目に係る提案募集における提案をもとに検討を行っているところであるが、現時点では生産する主体によって、品質等の確保に不確実性が残ることから、一概にグリーン購入法の対象とすることは困難である。今後、溶融スラグ等を用いた資材に係る品目については、科学的知見の充実等に応じて、特定調達品目に追加することを引き続き検討していくこととしている。また、ゼロエミッション処理については、製品そのものには違いないが、生産工程に係るものであり、このような製品の特性に関連しない生産工程に着目した措置は、貿易上の障害となるものとして、WTOで議論されているところである。また、ゼロエミッション処理を行っているということは、製品の仕様ではなく、供給者の資格に当たるものであり、WTO政府調達協定第8条(b)にも抵触するものと考えられ、調達の要件とすることは困難である。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
山梨市	生活排水クリーン率向上構想	1140	1140040	130570	浄化槽設置補助対象地域の拡大	浄化槽設置補助対象地域である下水道許可区域外の地域を下水道供用区域以外の区域とする	補助対象地域を下水道供用区域以外とすることにより、浄化槽設置が一層促進され、中小河川の水質浄化につながる	下水道事業計画区域内であっても数年間では下水道整備されない地域においては、老朽化した浄化槽を新設することが費用負担の増につながるため、市民に不便をかけている状況である。そのため、浄化槽設置補助対象地域を拡大することにより、市民の二重投資する懸念を払拭することができ、中小河川の水質浄化につながる	浄化槽整備事業交付要綱	浄化槽の設置等に要する費用の一部を助成する市町村事業及び市町村が浄化槽の整備を行う事業に対して補助する事業。	3・5		個人が浄化槽を設置する浄化槽設置整備事業においては、下水道事業認可区域内の取扱いについて、下水道整備が原則7年以上見込まれない地域であって、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域又は水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域を補助対象としている。市町村が浄化槽を整備する浄化槽市町村整備推進事業においては、下水道事業認可区域内の取扱いについて、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づき都道府県計画に定められた浄化槽の整備に該当すれば補助対象となる。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3・5		個人が浄化槽を設置する浄化槽設置整備事業においては、下水道事業認可区域内の取扱いについて、下水道整備が原則7年以上見込まれない地域であって、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域又は水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域を補助対象としている。市町村が浄化槽を整備する浄化槽市町村整備推進事業においては、下水道事業認可区域内の取扱いについて、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づき(都道府県計画に定められた浄化槽の整備に該当すれば補助対象となる。
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163080	130580	行政機関によるバイオマスプラスチック製品等の優先調達等	バイオマスプラスチック製品等の一定の需要を確保するため、行政機関による優先的な調達を行うとともに、愛知万博等のイベントや各種会議などにおいて積極的な利用を推進する。この際、政府調達の実効的な推進を図るため、グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達の基本方針2(2)別記に定める関係各品目ごとの「判断の基準」や「配慮事項」において、バイオマスプラスチック製品の利用を促進するための措置を講じる。	本支援措置により、行政機関によるバイオマスプラスチック製品等の利用を積極的に推進し、その需要の拡大を図る。	バイオマスプラスチック原料の量産化・コストダウンや同製品の利用拡大等を図るためには、行政等が率先してバイオマスプラスチック製品等を利用し、初期市場の創出を図ることが必要であり、本支援措置により、その積極的な推進が図られる。	国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)第6条に基づく環境物品等の調達の基本方針2(2)別記	グリーン購入法においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下、基本方針という)の中で、同法の対象となる品目(自動車、ボールペン等)について定めるとともに、当該品目のうち、環境負荷低減に資するものとして率先して国等が購入すべきものの判断の基準(省エネ性能やリサイクル率)を定めることとされている。国等の各機関は、毎年度、基本方針に基づき特定調達品目等の調達目標等を定める調達方針を作成公表、これに基づき環境物品等の調達を推進している。なお、基本方針に定める品目及びその判断の基準については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜追加・見直しを行うこととしている。	グリーン購入法においては、環境負荷低減に資するものを国等の公的機関により率先的に購入することを定めており、率先的な購入の対象となるものは、それによって置き替えられるものと比べ環境負荷低減効果が優位であることが前提である。ご提案のバイオマスプラスチック製品については、製造、使用、廃棄の全過程における環境への影響の分析(LCA)を行い、その結果通常の石油由来プラスチック製品に比べ、環境負荷が小さいと判断できるもの(窓付き封筒やクリアホルダー等)について、対象品目としておられるところである。しかし、現状では、バイオプラスチックは石油由来プラスチックと比べ、製造時において多くのエネルギーを必要としている面があり、一概には環境負荷が小さいということがいえないものである。そのため、全てのバイオマスプラスチック製品を自動的にグリーン購入法の対象とすることは不相当であると考えられる。ただし、現状においても既に窓付き封筒をグリーン購入法の対象としており、平成16年度においては、さらに、クリアホルダー、インクジェット用OHPフィルムをその対象とすることを予定している。これらの品目を通してバイオマスプラスチック製品の調達の推進を図っているところである。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3		現状では、バイオマスプラスチックは石油由来プラスチックと比べ、製造時において多くのエネルギーを必要としている面があり、一概には環境負荷が小さいということがいえないものである。そのため、全てのバイオマスプラスチック製品を自動的に率先的な購入の対象とすることは不相当であると考えている。		
財団法人水島地域環境再生財団	よみがえれ、水島のまち 水島再生プラン	3056	3056040	130590	水島臨海鉄道の延伸を中心とした公共交通網の再構築	乗合バス路線の事業に市民団体も参加しやすくように規制を緩和することによって、より市民の視点に立ったバス路線の整備を図る。また、鉄道線路の拡充にあたっては企業敷地内の線路の使用を認めることによりより低予算で路線の延伸を可能とする。一定区間(例えば、国道430号線以北の水島地域)をディーゼル車の進入禁止にすることによって、鉄道貨物の使用を促進するとともに、滝環境改善にも資することができる。	水島臨海鉄道をJR児島駅及び新倉敷駅まで延伸し、接続することによって地域内の鉄道交通による連絡を改善する。また、それに伴い一定区間のディーゼル車の侵入を禁止するなどトラック輸送を規制することによって環境的にもよりクリーンな鉄道輸送の利用を促進する。人的輸送の面では、枝葉交通としての乗合バスも整備し、より市民に利用しやすい公共交通を促進する。これらによって、温暖化問題を始めるとする地域環境の回復も望まれる。	自動車交通、トラック輸送の発達した我が国では、環境面からもコスト面からも優れた鉄道交通の利用が充分ではなく、移動発生源による大気汚染は、大きな問題となっている。これに対しては、ディーゼル車に対する直接的な規制と鉄道等公共交通の充実が必要不可欠である。		要望事項については、環境省では所管していないため	6						
水屋グループと西東京市役所防災課との共同提案(現在進行中)	日本の新しい防災予防対策整備の強化策ならびに、地域住民の防災への意識改革地元商工業の活性化及び構造改革。	3057	3057010	130600	各市の公共施設に備える飲用水整備を図る自治体レベルでの予算支援	各市における財源不足による防災予算が取れない為、防災整備の遅れが目立ちます。地域住民の意識改革や酒販店の意識改革及び構造改革の促進のためにも必要最低限の支援措置を考慮願います。日本における地下水の汚染、緊急井戸に指定されている場所でも飲用不適が目立ち、緊急時の安全な飲用水の確保がこの先必ず不足していくことで、対策整備には時間が相当かかるので国よりなんらかの対策を願います。	西東京市と西東京市小売酒販組合との協力協定書を添付しておりますが、地域ありとあらゆる場所に最低1400箱のピュアウォーター18%箱入りを用意するものとし、ランニングストックという一切無駄のない体制整備が実現いたします。この事業の理念は、意識改革な主な事業ですがペットボトル等のゴミ問題、減量化、資源の再利用、再活用も念頭におき、地域住民のリサイクル活動の促進や飲用水の重要性なども普及していくためです。	基本概念は、公共施設及び、地域住民各家庭における飲用水の確保は事業者負担、各家庭負担を薦めております。しかし意識改革にはそれ相当の期間を有するためいち早く体制整備を図る為、住人の目立つ場所だけでも備えていく必要性はあると思います。		防災事業に関しては国土交通省の所管、また、飲料水製造については厚生労働省の所管であり、環境省では所管していないため	6						
社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例:羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト(神奈川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ整備事業、羽田アクセス橋建設事業)、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	3101	3101070	130610	土壌汚染対策	調査・対策費用への補助制度、公共による買い上げ制度の創設	工業用地からの用途転換を伴うため土壌汚染リスクの除去が不可欠、公共による買い上げの際は、汚染度に応じて価格を割り引くことで将来の転売利益を見込めるので単純な公共負担増とはならない。	土壌汚染対策法	土壌汚染に係る調査は土地所有者等が、対策については汚染原因者が実施することが原則となっている。なお、汚染原因者が不明等で土地所有者に汚染の除去等が命じられたときであって、土地所有者に負担能力が低いなど一定の要件を満たす場合には、当該土地所有者に助成金が交付される制度がある。		3		現時点において公共による買上制度に対する財政支援措置等は講じておらず、新たに支援制度を創設する必要があるため、対応が不可能。	3			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類の見直し	46.'措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
藤原町 日光市 那須町 塩原町	「日光国立公園」観光新生プロジェクト	1173	1173080	130620	(那須町) 那須・塩原エコアップ事業の早期完了	那須・塩原エコアップ事業は、平成14年3月、環境省が策定した「那須・塩原地域新活性化整備基本計画」に基づき、41の事業からなる整備計画が14年度から事業着手し、18年度に完了の計画であるが、このうち、進捗の遅れている事業について早期の実施を求めたい。	湯本・殺生石地区は、那須地区自然公園における代表的地区であり、観光においても重要地区である。当地区には、「那須・塩原地域新活性化整備基本計画」に基づき、国によってインフォメーションセンターの整備(17年度完成見込)が予定されているが、早期の完成に向けての関係省庁間の早急な対応を望む。	当地区にインフォメーションセンターの早期整備を行うことは、那須町全体の観光の活性化にとって重要であり、整備が予定どおり進捗しない場合、町の再生にも少なからず影響を及ぼすこととなる。	自然公園等整備費国庫補助金交付要綱及び自然公園等整備費国庫補助金取扱要領並びに自然公園利用拠点新活性化事業実施要綱	5		自然公園利用拠点新活性化事業実施要綱に基づき、事業を適正に進行している。那須・塩原地域新活性化整備事業においては、42事業を実施することとしており、そのうち環境省直轄事業として6事業、補助事業として28事業を執行することとしている。事業の進捗状況については、42事業中既に16事業について着手、完了しており、今後とも鋭意事業の推進に努めるところ。また、環境省が事業を実施している那須インフォメーションセンターについては平成17年度完成を目標に、既に事業着手している。		5				
足助町	あすけて体験！実践！山里のくらし構想	1252	1252010	130630	交流型山里自然学校を整備するため現有施設のエコ改修の集中展開	運営休止となった勤労野外施設を石油特別会計予算を活用して、環境教育のための研修、宿泊施設に改修。	都会の子どもたちに間伐や下草刈り、森林浴、地元材を生かした木製品制作など滞在型山里体験プログラムを提供し、子どもたちには森の大切さを、定年退職者には生きがいを見つけてもらう。	現在、遊休施設になっている「旧いこの村愛知」は、昭和53年築で、エネルギー供給系統の老朽化が進んでいるだけでなく、断熱性能や採光、採風など環境教育のための施設としては、見劣りする点が多い。しかし、近隣の里山が活用でき、名古屋圏からのアクセスが良く、景観も優れており、都市住民にとっての里山体験施設として整備が有効である。	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)実施要領	2		エネルギー起源の二酸化炭素排出抑制にかかる複数の温暖化対策技術を取り入れた施設を、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの研修施設として整備する事業に対して補助を行う。温暖化対策の見学・体験が可能であるとともに、環境学習・普及啓発にも活用可能な場として、来訪者や利用者に対して、各自の住宅新築やリフォームの際に対策技術の導入や温暖化対策に向けたエコライフの実践を促すことを目的としている。		2				
足助町	あすけて体験！実践！山里のくらし構想	1252	1252030	130640	高齢者や障害者も楽しめる自然歩道のモデル整備	保養施設の敷地内を通る東海自然歩道についてモデル区間としてバリアフリー化改修を施す。	平成12年末で運営停止した勤労者野外体験施設「旧いこの村愛知」の敷地内を通る東海自然歩道を、高齢者や障害者でも安心して移動できるよう改修を行う。	今後「団塊の世代」が定年を迎えるが、足腰に負担無く里山を体感できる滞在型施設は限られているため「自然の叡智」をテーマとする愛知万博の開催地元県として全国に先駆けた自然歩道のリノベーションを試行。	自然公園等整備費国庫補助金交付要綱	5		施設整備に要する財政支援について、自然公園等整備費国庫補助金による対応が可能である。		5				
堺市	地方行政財政再生構想	2086	2086030	130650	産業廃棄物収集運搬許可事務の簡素化	産業廃棄物の収集運搬業の許可は、都道府県の事務とし、保健所設置市の許可事務の軽減を図り、最優先に取り組まなければならない不適正処理対策へマンパワーを振り向けることを可能とする。	産業廃棄物の収集運搬業を行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事または保健所設置市長の許可を受けなければならないが、許可申請のたびに(大阪府域では5行政に)貸借対照表、損益計算書、納税証明書、登記簿謄本、登記事項証明書、住民票等を添付しなければならず、申請者にとってかなりの負担になっているだけでなく、申請を受けた行政も許可業務に相当の事務量を割いているのが実情である。これらの書類は、廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎の有無を判断したり、欠格要件に該当しないことを調査するために提出を求められるものであるが、広域移動する産業廃棄物に係る収集運搬業許可については都道府県単位で対応する方が効率的であり、市としてもこの許可業務にかけていたマンパワーを最優先に取り組まなければならない不適正処理対策へ振り向けることが可能となる。	法制定時に比べ、廃棄物運搬業務が広域化していることから、広域での許可が適切であると考えられるため。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項	3		産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)による許可制を設けており、許可権者の管理監督の下廃棄物の適正な処理を確保している。	産業廃棄物の収集運搬の許可事務は都道府県知事又は保健所設置市の市長が、その区域の中で適切に業を行うことができるか審査した上で許可をすることとされており、許可権者の管理監督のもと廃棄物の適正な処理を確保しているところである。もし、ご要望のように広域の許可を可能であるとすれば、管理監督権限の範囲と実際に業を行っているものとの関係に不都合が生じることによって不適正処理を助長することにつながりかねないことから、ご要望に対応することはできない。なお、地方自治法第252条の14に基づき事務の一部を都道府県に委託することは可能ではないかと考える。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3			産業廃棄物の収集運搬の許可事務は都道府県知事又は保健所設置市の市長が、その区域の中で適切に業を行うことができるか審査した上で許可をすることとされており、許可権者の管理監督のもと廃棄物の適正な処理を確保しているところである。もし、ご要望のように広域の許可を可能であるとすれば、管理監督権限の範囲と実際に業を行っているものとの関係に不都合が生じることによって不適正処理を助長することにつながりかねないことから、ご要望に対応することはできない。なお、地方自治法第252条の14に基づき事務の一部を都道府県に委託することは可能ではないかと考える。
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174070	130660	土壌・地下水汚染の対策推進	科学技術振興対策事業等を利用した研究開発促進。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	土壌・地下水汚染浄化に必要な地質に関する調査・研究を実施し、地質微生物の存在量の確定や応用可能量の把握など、自然浄化能の把握を行い、バイオ資材とのマッチングを検証する必要がある。	バイオ技術を利用した地下水汚染浄化技術の確立とオンサイト検証を実施するため。	土壌汚染対策法	3		3	現時点において科学技術振興対策事業等に対する財政支援措置等は講じておらず、新たに支援制度を創設する必要があるため、対応が不可能。		3			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
掛川市	日本救済運動という名の地方都市経営構想	1064	1064010	130670	1歩行文化の確立の社会実験に対する支援 歩道を媒介に地域・広域連携と道の道や信仰の道など古道の復元歩行を行う。 エコツーリズム、ウォーキング効果の研究、環境保護歩道の整備を行う。 歩くことで切れない子どもを育成するとともに正しい身体能力と知的能力のバランスによる真の道徳教育を行う。 歩くことで健康長寿者の増加、病気老人の減少、健康保険・介護保険財政の健全化を図る。 農村部歩行で森林浴と森林環境保全と過疎対策を図り、自然キャンプ、グリーンツーリズム等を普及する。 歩くまちづくり、中心市街地活性化、都市と農村の交流を行う。 歴史古道を媒介とし市町村の連携支援、地域自立の道を探る。	各省庁別の政策連携による相乗効果を新視点から社会実験を行うことを提案する。 (掛川市の運動をベースに) 国土交通省 - 歩く道を媒介に地域・広域連携、各所・公園や河川堤防のコースを設定 - 国土総合計画行政 環境省 - 日本ウォーキング協会の所管省庁、エコツーリズム、ウォーク効果の研究、環境保護歩道 - 環境行政 文部科学省 - 歩くことで切れない子ども育成、北京大学と国際二宮尊徳思想学会強化 - 体育德育の行政 厚生労働省 - 健康長寿者の増加、病気老人の減少、健康保険・介護保険財政の健全化 農林水産省 - 食(米)と農(茶)の文化、和食風土尊重、クラインガルテンの普及 - 農林行政 経済産業省 - 歩くまちづくり、中心市街地活性化、都市と農村の交流 総務省 - 歴史古道を媒介とし市町村の連携支援、地域自立の道 - 自治政策行政	日本救済運動として、全市内、全市民、廻りの歩行事業を行う。	生涯学習、地域学習、地域振興、経済活性化、健康増進などの複合的業務に対し、支援施策を集中していただきたい。		自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、環境教育にも役立つエコツーリズムを普及・定着させるため、エコツーリズム推進会議を開催し、各府省庁と連携したツーリズムの推進方を検討している。	2		エコツーリズム推進会議では、エコツーリズム推進方策として、エコツアー100選、モデル事業などを検討しており、本年6月を目途に、具体的な推進方策を公表する予定。なお、モデル事業については、全国から地域を募集し、エコツーリズム推進会議において実施地域を選定することとしており、選定されたモデル地域においては資源調査や基本計画策定、ツアープログラム策定等集中的な施策を講じることとしている。 地域再生構想提案市町村が、エコツーリズム推進モデル地域に応募されれば、推進会議においてその旨の情報を各委員に適切にインプットしていく予定。	都市と農山漁村の共生・対流推進会議などグリーンツーリズム推進との連携についても検討できないか。	2		エコツーリズム推進会議においては、農林水産省など関係府省と連携協力して推進方策を検討しており、モデル事業など各種推進方策の事業展開においてもグリーンツーリズムなど他府省の協力を前提として進めているところである。
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075090	130680	地域再生計画実現のための各種施策の集中	本計画を実現するために、環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」、「二酸化炭素排出抑制対策事業」、「環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)推進事業」、「地方公共団体率先対策エコハウス整備事業」等の各種施策の集中的な支援をお願いしたい。	本計画に示すダムの無い中小水力発電、雪氷熱・地熱・バイナリー発電の導入促進及び地域エコネットワーク研究会の設置、環境カウンセラー・森林カウンセラーの育成による環境教育のための人づくり事業、食物リサイクル施設やエコハウスの整備による環境教育の推進は環境省「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく目的達成のためのモデル事業となり得る事業であり、事業を実現するために「環境と経済の好循環のまちモデル事業」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業」等の各種施策の集中的な支援をお願いしたい。また、事業選定に当たっては、人口規模(大規模15万人程度、小規模数千人程度)による事業費規模の縛りを無くし、小さな地域でもビジョンを達成できるような事業費の集中的な支援をお願いしたい。	本計画に示す事業実現のためには、ソフトとハードの両面からの支援が得られる環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業」並びに「地方公共団体率先対策エコハウス整備事業」等の各種施策の集中的な支援が不可欠であり、事業選定に当たっても、人口規模(大規模15万人程度、小規模数千人程度)による事業費規模の縛りを無くし、小さな地域でもビジョンを達成できるような事業費の集中的な支援をお願いしたい。		3(前段)8(後段)		現行の法体系の下では中小水力発電についてご指摘の事業の対象とすることは困難であるが、現行の各事業対象の範囲内ものについては、提案主体からの支援措置に係る提案事項を含んだ地域再生計画が提出され、それが推進本部において承認された場合、可能な範囲において、各事業の選定・採択の過程においてその旨が配慮されるようにしたい。なお、「環境と経済の好循環のまちづくりモデル事業」の事業費規模は目安として掲げているもので、特に人口規模での縛りはかけていない。その他の提案事項に記載されている事業においては、事業選定にあたって人口規模により事業費を制限する規定はない。事業選定は、事業の効果、先進性、モデル性などを総合的に判断して行う。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3(前段)8(後段)	現行の法体系の下では中小水力発電についてご指摘の事業の対象とすることは困難であるが、現行の各事業対象の範囲内ものについては、提案主体からの支援措置に係る提案事項を含んだ地域再生計画が提出され、それが推進本部において承認された場合、可能な範囲において、各事業の選定・採択の過程においてその旨が配慮されるようにしたい。なお、「環境と経済の好循環のまちづくりモデル事業」の事業費規模は目安として掲げているもので、特に人口規模での縛りはかけていない。その他の提案事項に記載されている事業においては、事業選定にあたって人口規模により事業費を制限する規定はない。事業選定は、事業の効果、先進性、モデル性などを総合的に判断して行うこととしている。		
旭町	水の郷 奥矢作 自然・にぎわい再生プラン	1095	1095030	130690	景観形成を支援する事業の集中展開	河川景観の保全と美化を目的とした事業の場合、地域活力を活用するためには行政と住民との協働が重要であるが、現在の制度では地方自治体の単独事業での対応となる場合が多い。住民と地方自治体に主体性が確保された景観形成を支援する事業の集中展開。	河川景観の保全と美化を目的として、河川の清掃や竹林等の伐採、風景木の植栽など住民との協働事業を実施するとともに、春の壁のぼりの架設や夏の安全な流れ橋の設置など季節に調和した景観形成を行う。 川の駅整備と連携して景観と調和した吊橋や温泉や名水を結ぶ散策道、親水スポットの整備を行う。	近年、河川の清掃、景観形成は住民が主体となることが多くなっている。簡易でも構築物の設置にはかなりの労力と経費が伴う。また、地域の特色を生かした河川景観整備には多額の経費とともに、専門知識、技術が必要である。こうした活動について関係府省の施策を適用して円滑な推進に対応していただきたい。		5		現在予定している計画等について、具体的な事例に基づいて御相談があれば、その都度応じさせていただく所存。なお、国定公園における許可事項については、都道府県の所管となっているところ、必要に応じて県とも調整をしていただきたい。		5			
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174010	130700	研究開発の活発化	科学技術振興対策事業等を利用した研究開発促進。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	全体の構想を実現するために必要な調査・研究を推進し、実施可能性を探るとともに、知的財産の創出、管理等に活用する	大学と企業、市民が連携して研究開発を進めることが出来る体制作りを行うため。		環境技術開発等推進費(競争的資金)による研究費の助成制度がある	5		環境技術開発等推進費公募要領により毎年新規の課題を募集している	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。	5	競争的研究資金であることから、計画が認定された地域に限って助成することは困難である。	
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174020	130710	廃棄物の資源化	バイオマスの利活用の推進事業等を利用した資源化技術の確立	バイオ資材の原料となる食品廃棄物、農業廃棄物、家庭生ごみのバイオ資材への転換方法の研究やテストプラントの設計、構築等実証化に活用する。また、安価な原料の運搬、調達システムを構築するために必要。	食品廃棄物、農業廃棄物、家庭生ごみを原料としたバイオ資材を生産するため。		環境省は廃棄物の適正な処理の推進を図るうえで、実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術開発事業を公募し、補助金を交付する次世代廃棄物処理技術基盤整備事業を実施している。	5		環境省においては、次世代廃棄物処理技術基盤整備事業等により、バイオマスの資源化技術等を含めた循環型社会の実現に向けた技術開発事業を推進しているところである。	各省の施策の連携について検討された。また、地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。	3	次世代廃棄物処理技術基盤整備事業は、循環型社会の実現、廃棄物に関する課題の解決という観点から公募を行い客観的な審査を行った上で補助の採択を行っているものである。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類の見直し	46.'措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174030	130720	新規事業の創出	地域経済新生対策事業等を利用した新規事業への資金確保。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	地域の有機物原料を活用した新事業を創出するために必要な資金の確保、設備の構築。	バイオ資材研究成果を活用した新産業・新規事業の創出を行うため。		提案の支援措置に係る制度等は存在していない。	3		現時点において地域経済新生対策事業等に対する財政支援措置等は講じておらず、新たに支援制度を創設する必要があるため、対応が不可能。		3		
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174040	130730	新規事業の創出	地域資源活用促進事業等を利用した資金調達。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	地域の有機物原料を活用した新事業を創出するために必要な資金の確保、設備の構築。	バイオ資材研究成果を活用した新産業・新規事業の創出を行うため。		提案の支援措置に係る制度等は存在していない。	3		現時点において地域資源活用促進事業等に対する財政支援措置等は講じておらず、新たに支援制度を創設する必要があるため、対応が不可能。		3		
愛知県豊田市	都市農山村共生活性化構想	1192	1192050	130740	都市と農山村の共生・対流の推進についての、施策集中化	現状、関係省連絡会議による優良事例集の配布や、民間の会議「オーライニッポン会議」等において取組みがなされているところであるが、市町村合併に伴う都市と農産漁村の共生については、施策の集中化による関連事業の優先集中採択、総合補助金化等による、政策の選択と集中化を望む。	地域連携システムの整備、グリーンツーリズムの推進、地産地消の仕組みづくり、多様な居住環境整備、都市と農山村の交流・共生を支える交流基盤の整備推進について、既存制度の統合化による国支援策の利用促進、及び個性を活かした市単独事業の実施による地域活性化を図る。	現状、国の関連事業メニューが、省庁ごとに非常に細分化して市町村にとっては利用しにくい。統合化し整理して、その利用勝手を向上させるとともに、対象外となっている事業を明確化させることにより単独事業対応を進めるため。		環境省内ホームページ「自然大好きクラブ」等の情報提供の場を整備したり、国立公園内での子どもパークレンジャー事業やパークボランティアの人材育成等自然とのふれあいを通じた都市と農山村の交流を促進する施策を展開している。	5		環境省内ホームページにある「自然大好きクラブ」等の情報ツールを利用し、地域の活動取組を紹介することにより自然とのふれあいを通じた都市と農山村の交流が可能。	各施策の連携について検討できないか	2		都市と農山村の共生・対流の推進については、関係7省(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が協力・連携して国民運動の展開を図るため、副大臣によるプロジェクトチーム(都市と農山村の共生・対流に関するプロジェクトチーム)が設置されていること。平成16年度においては、「政策群」の課題のひとつに、「都市と農山村の共生・対流の推進」を位置づけ、各種規制改革、予算措置等の組み合わせにより、都市側の動きの支援、農山村の魅力の向上及び都市と農山村のつながりの強化を総合的に推進することとしている。こうした取組を通じた関係省の横断的な対応及び連携の強化に加え、各省の関連施策が地域において円滑に実施されるようブロック機関の連絡体制の整備などを検討する。
神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(神奈川方式の知的財産戦略)	1284	1284020	130750	光科学分野を中心とするKAST研究成果に競争的資金の集中投資	KASTでは、流動研究プロジェクトなどで優れた研究成果を創出している。特に独創的で大きな展開が期待される研究成果については、光科学重点研究室において、研究者と雇用関係を継続して、強力な成果展開を進めている。これらKASTの研究活動により創出された有望な研究成果は、KASTの研究システムを活用して成果展開を図ることが最も効果的であり、光科学分野を中心とするKAST研究成果に、国等の各種競争的資金の集中投資をお願いしたい。	「知的イノベーション創出プログラム」の重点分野である「光科学(光触媒等)」については、KASTの研究システム(成果創出・技術移転一貫方式)を最大限に活用した、研究成果の強力な地域展開が図られる。 光科学重点研(KAST3大技術) ・光機能材料グループ ・近接場光学グループ ・マイクロ化学グループ	KASTの研究システムにより創出された研究成果について、国等の競争的資金を投入してへ、応用展開する際は、KASTの研究者としてかつKASTを中核機関として推進することが最も望ましい。KASTが創出してきた基本的特許の応用開発にかかる国等の競争的資金は、KASTへ集中投資を行う。		環境技術開発等推進費(競争的資金)においては広く環境研究、技術開発を対象として研究助成をおこなっている	5		環境技術開発等推進費公募要領に基づき、競争的資金に応募することにより、光触媒についての研究・技術開発を助成することは可能	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	5		競争的研究資金であることから、計画が認定された地域に限って助成することは困難である。
喜多市	グリーン・ツーリズムで地域活性化	1342	1342050	130760	良好な地域環境の保全	交流人口の増加に伴う環境負荷の低減を図るため、合併浄化槽の設置を促進する。 合併浄化槽設置整備事業補助金での農泊枠を創設する。なお農泊は住宅として運用する。	浄化槽整備事業における補助枠について、農泊のための特別枠を設ける。	現行制度では、一般住宅等との競争があり、今後予想される需要が満たされない。	浄化槽整備事業交付要綱	3・5		浄化槽整備の国庫補助事業では、特別枠を設けなくとも、農泊として利用する住宅あるいは一般の住宅との別なく補助している。	提案の趣旨を踏まえ検討できないか	3・5		農泊に対する特別枠を設けなくとも、現行の浄化槽整備の国庫補助事業において、対応は可能である。	
日立市	ひとつづくり・ものづくり・地域づくり構想	1377	1377090	130770	地域を実験フィールドとした社会実験の実施	燃料電池自動車やDME燃料自動車、成層圏プラットフォーム、新交通システム、新エネルギーなどの実用化に伴う社会実験を、各府省庁が日立市をフィールドとして重点的に実施する。	新交通システムやETC、GPSなど社会システム型の開発を進めるためには、都市と住民を巻き込んだ社会実験が必要不可欠であるが、日立市は人口20万人、70,000世帯、都市としての一定水準のインフラも整備され、また、海、山、川ありと自然環境にも恵まれ実証実験にはまさに最適である。実験は短期間である場合が多いが、雇用や実験機器製作などの仕事も発生し、経済への波及効果も期待されるため、こうした国家レベルでの実証実験を誘致・実施する。	様々な社会システム型の製品の検証実験を蓄積することにより、地域企業に技術的な対応の高揚が期待されるため、社会実験を誘致する。			6		「地域再生構想の具体的内容・効果」、「支援措置の必要性」等の欄からも明らかのように、「人づくり」、「ものづくり」、「地域づくり」(「ものづくりのまち=日立市」)であり、環境問題に対応するためのものではなく、環境省の所管するものではないため。	6			
平取町及び平取町教育委員会	サケ・クマ・フクロウと共生する河川・森林環境再生プロジェクト	1387	1387050	130780	流木や間伐木の木材資源を活用したバイオマスエネルギーの供給	二次林、三次林や荒廃林地は保水・治水力が低下し新たな災害を誘発する要因と考えられることから、各種施策を集中し関係機関連携のもと事業展開を図るとともに、今後も想定される流木の処理についても連携し対策を講じる。	二風谷ダムは平成15年8月の台風10号襲来時に、洪水を調節し流木を捕捉した。この時の流木の量は6万7千立方メートルと言われ、森林崩壊や埋もれ木が一気に流出したものと考えられている。しかし、これら流木の処理については、当初の想定を超える量であることから有効な対策が考案されていない。また、森林の崩壊は森林の持つ保水力を超える降水によるものであるが、今後、降雨の都度に崩壊が拡大することも想定されるので、河川整備と連携した森林の復旧整備が求められる。 二風谷ダム等に捕捉される流木や森林整備における間伐木等の利活用に関する研究調査。 流木や森林整備における間伐木等の木材資源を活用したバイオマスエネルギーの供給。 流域を対象とする治山事業による森林整備の促進。	沙流川はアイヌ語でシシリムカ(河口が砂で閉塞する川)と表現されるように、砂礫や流木を含む洪水の多発する河川で、その被害は甚大で、築堤等の整備が求められていた。現在は築堤の整備も済み二風谷ダムも完成し、二風谷ダムは平成15年8月の台風10号襲来時に、洪水を調節し流木を捕捉するなどその機能を十分に発揮した。この時の流木の量は6万7千立方メートルと言われ、森林崩壊や埋もれ木が一気に流出したものと考えられている。しかし、これら流木の処理については、当初の想定を超える量であることから有効な対策が考案されていない。また、森林の崩壊は森林の持つ保水力を超える降水によるものであるが、今後、降雨の都度に崩壊が拡大することも想定されるので、河川整備と連携した森林の復旧整備が求められる。			6		流木・間伐材を利用したバイオマスエネルギー利用であり、環境省では所管していないため	6			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交電(交流)プロジェクト構想	2154	2154030	130790	省庁間の類似支援策の一元化および集中手続き、複合適用の促進	省庁間(経済産業省、農水省、林野庁等)で類似する新エネルギーに関する施策の一元化、および手続きの集中管理および複合適用による効果的に運用	町では平成16年に開設予定の舞茸生産工場より持続的に供給されるおがこを主原料にエネルギー転換を行い、電力・熱・残さの活用をはかり、バイオマスエネルギーと資源循環システムの構築を計画している。現在NEDO補助事業により事業化検討調査中である。この事業により町内資源の有効利用・資源循環、および新エネルギーによる新たなビジネス創出、地域活性化の効果が見込める。	新エネルギー事業を展開する上で、計画から事業化への過程が円滑に進まず、また新しい事例の少ないことであるだけに判断が困難な課題が多い。各府省の類似制度の未整理により補助対象条件が未確立であることや、手続きの煩雑さ、情報公開の低さ等、新エネルギー促進のための省庁間を超えた再整備を求める。		6		提案事項に掲げられている補助事業は、いずれも環境省では所管していない。		6			
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163030	130800	製材廃材等の木材や竹繊維等の供給・利用拡大に向けた支援	バイオマスプラスチック製品生産において自然素材(木粉、竹繊維、ケナフ繊維等)と混合し活用する可能性が高いこと、製材廃材はバイオエタノール生産の原料になること等から、製材廃材や間伐材等の木材や竹繊維等の供給・利用拡大に向けた支援を行う。	本支援措置により、バイオマスプラスチック製品生産での自然素材の活用を推進し、バイオマスプラスチック原料の量産化や新製品・新用途開発に繋げるとともに、木質バイオマス等の積極的な推進を図る。	製材廃材等の木材や竹繊維等の供給・利用には、例えば、間伐促進や流通等の諸課題もあり、本支援措置により、円滑で安定的な供給・利用が可能になる。		6		森林の復旧整備、流木対策については、環境省では所管していないため		6			
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163060	130810	バイオマスプラスチック製品の環境影響評価の推進	バイオマスプラスチック製品の環境負荷低減や環境保全効果に関するライフサイクルアセスメント(LCA)研究を推進し、二酸化炭素削減等に関する定量的な効果の把握を推進する。	本支援措置で明らかとなる、二酸化炭素削減等に関する定量的な効果を踏まえ、バイオマスプラスチック製品利用の積極的な展開・PRを図るとともに、効率的な製造・処理方策の検討を進める。	バイオマスプラスチックが既存の石油由来のプラスチックより優れている点として環境負荷の低減があるが、我が国の現状では、LCAの観点から見た定量的なデータが十分に整備されてなく、本支援措置により、これが明らかになる。		8		既に独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構において、述べられている事業が実施されている		8			
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163110	130820	バイオエタノールの精製所等の供給設備の整備に対する支援	バイオエタノールの精製所やガソリンスタンド等におけるバイオエタノールの利用・供給に必要な設備の整備に対し支援(補助、政策金融等)する。	本支援措置により、バイオエタノールの生産拡大と利用の積極的な推進を図る。	バイオエタノールは主に自動車燃料(ガソリン)への添加(ブレンド)により利用されるもので、このための供給設備が必要であり、本支援措置により、当該ブレンド等を通じた利用拡大が図られる。	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱	平成15年10月から、再生可能燃料利用促進補助事業(バイオエタノール混合ガソリン等利用促進補助事業)として、バイオエタノールを低濃度混合したガソリン等を自動車用等の燃料として利用するための混合設備、貯蔵設備等の整備を行う事業者等に対し、事業費の一部を補助している。(主に製油所やガソリンスタンドでの整備を想定。)	5		平成15年10月から、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)」の再生可能燃料利用促進補助事業として、施設整備等への補助を地方公共団体を通じて実施している。平成16年度からは民間事業者等への直接補助事業として引き続き継続実施する。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにしたい。	5		本事業は、温室効果ガス排出量の削減につながる有効な対策の一つとして、バイオエタノールの利用・供給に必要な設備の整備を全国的に早期に普及させるため、補助要件を満たしている申請者に対して、地域にかかわらず公平に補助が受けられるようにする必要がある。このため、地域再生計画が認定された地域に集中することは困難である。
本渡市	中心市街地周辺総合活性化事業	2125	2125010	130830	各種補助事業の集中的な投入	文化施設や商業施設、観光施設を有機的に連結し改修、整備を行うため、それぞれの省庁で補助制度を集中的に投入することで事業効果を高め、観光客の増加をはじめ、中心市街地の総合的な活性化を図るもの。	区域内に存在する文化施設や商業施設、観光施設を有機的に連結し、観光客の誘致や地元住民の憩いの場となるようなゾーンを形成します。そのためには、周辺の区画整理(家屋の移転や商店街の再構築)や祇園橋周辺の公園化、切支丹館の改修整備、連絡道路の整備、旧二チビルの改修など一連の事業が必要となります。これらの事業にはそれぞれの省庁で補助制度がありますが、これらを集中的に投入することで事業効果を高め、観光客の増加をはじめ、中心市街地の総合的な活性化を図るものです。	それぞれの省庁で所管する補助事業は採択基準や時期などにばらつきがあり、総合的な事業の実施に支障がある。		6		市街地(自然公園区域外)の文化施設等に関する施設整備については、環境省の所管ではないため		6			
菊池市	いってみたい農山村・やってみよう農山村	2128	2128020	130840	教育、福祉、医療、環境、農林業の枠を越え生活者の視点に立った食育の推進	各種施策の集中:各府省で行われるであろう食育関連施策(ソフト面)を、効果的かつ一元的に地域と連携しながら、その地域に集中して行われたい。	国からの支援を受け、関係部局、関係者団体が一体となって、事業主体(市、農業法人、その他企業団体)が行う消費者教育、食育理解の活動、啓発を積極的に支援する。特に消費者教育については、地域及びその周辺にあるスーパー、量販店、農産物直売所、飲食店、学校、病院、福祉施設、公共施設などにポスター等の掲示を行うとともに、安全で安心できる地域農産物の購買が自分たちの地域・環境・食を守るという観点から、その購買意欲の向上(意識改革)を図る手立てをあらゆる面から重点的かつ積極的に講じることとする。生活者の視点に立った食育の推進は、効果的に農山村や農林業への関心の高まりにつながり、このことが、多様な農業経営体の育成にも大きく作用することとなる。	この提案のねらいは、農外からやる気のある多様な人材をより多く確保、支援し、その個人の力を最大限生かすことである。食と農業は、市民生活になくなくてはならないものであり、その食と農業からの恩恵を将来的に受けるためには、何を行うべきかということをより多くの消費者に考える機会を与える必要がある。そのためには、関係府省の枠を越えて生活者の視点で分かりやすく、食と農の大切さ伝える必要がある。消費者の食と農山村・農林業に対する関心・理解の高まりは、多様な農業経営体を育成する上で必要不可欠なものであり、地域再生構想の土台となるものである。		6		「食育」については、環境省では所管していないため		6			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
長野県	コモンスの視点からのまちづくり	1068	1068020	130850	自然公園法許可の条例優先	自然公園法第13条第3項及び第14条第3項の許可の判断は、事前協議を行う「まちづくり条例」の判断後に行うため、開発行為実施の確実性が認められない場合の規定を設け、確実性の判断のひとつとして、申請において、法令や条例により義務付けられている行政との協議を現に行っていないければ、当該許可の判断を行わないこととする。(参考:農地法施行規則第5条の16-2及び第7条の5)	自然公園法の許可判断を「まちづくり条例」の判断後に行い、地域の合意に基づいたまちづくりを行う。	地方公共団体の「まちづくり条例」に基づいた規制制度と、法令との整合を図り、より良いまちづくりの促進を図るため。	自然公園法第1条 自然公園法第13条第3項	国立公園は優れた風景地の保護とその適切な利用を目的としており、国立公園の特別地域等内での各種行為について、許可の基準に照らし風致又は景観上の支障の程度について、同法に基づき速やかに審査し、処分を行うことが求められている。 なお、他法令の状況等については、自然公園法上の手続を進める際に参考としているものであるが、行政手続法第11条第1項により他法令に基づく審査中であることをもって自らすべき許認可等を行うかどうかについては審査又は判断を殊更に遅延させようとはしてはならないとされている。 また、同法に基き速やかに審査し、処分を行うことが求められている。 なお、他法令の状況等については、自然公園法上の手続を進める際に参考としているものであるが、行政手続法第11条第1項により他法令に基づく審査中であることをもって自らすべき許認可等を行うかどうかについては審査又は判断を殊更に遅延させようとはしてはならないとされており、同法に基づく判断は同法の目的とするところによるべきものであると考える。	3		国立公園は優れた風景地の保護とその適切な利用を目的としており、国立公園の特別地域等内での各種行為について、許可の基準に照らし風致又は景観上の支障の程度について、同法に基づき速やかに審査し、処分を行うことが求められている。 なお、他法令の状況等については、自然公園法上の手続を進める際に参考としているものであるが、行政手続法第11条第1項により他法令に基づく審査中であることをもって自らすべき許認可等を行うかどうかについては審査又は判断を殊更に遅延させようとはしてはならないとされており、同法に基づく判断は同法の目的とするところによるべきものであると考える。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3・5		他法令の状況等については、自然公園法上の手続を進める際に参考としているものであるが、行政手続法第11条第1項により他法令に基づく審査中であることをもって自らすべき許認可等を行うかどうかについては審査又は判断を殊更に遅延させようとはしてはならないとされていることは左記の回答のとおりである。「まちづくり条例」において地域の合意に基づいて定められた建築物の高さや色彩の基準等と自然公園法の許可基準との調整を図ることについては現在の制度で検討可能である。なお、今国会に提出した景観法においては、都会、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画と国立・国定公園との連携・協力規定を設けているところである。
茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274010	130860	河川等を活用した自然環境ネットワークの整備に係る各種施策の連携・統合	各府県で実施する河川・森林等を活用した環境教育や自然体験活動、交流事業に資する各種補助事業(環境整備、施設整備)について、市町村等が策定する総合的な整備計画に基づく一括採択を可能にする。 ・水辺の楽校プロジェクト、河川環境整備事業(国交省) ・都市地方連携推進事業(国交省) ・ふるさと自然ネットワーク整備事業(環境省) ・森林空間総合整備事業(林野庁)	本地域の持つ、河川や森林などの豊かな自然環境を活用した環境教育や体験交流活動に親しめる良好な自然空間の形成を図るとともに、地域内外の人々の交流の場を創出する。	自然公園等整備費補助金交付要綱	自然公園等整備費補助金交付要綱に基づき、都道府県等に対し整備に要する費用について補助をすることができる。	3		事業の採択に当たっては、各府県の所掌にかかる施策について異なる目的により実施しており、提案事項に対応するためには新たに省庁横断的な組織・制度を創設する必要があることから、現時点において特定の府県における対応は不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討できないか	3		事業の採択に当たっては、各府県の所掌にかかる施策について異なる目的により実施しており、提案事項に対応するためには新たに省庁横断的な組織・制度を創設する必要があることから、御提案の趣旨は踏まえつつも、現時点において特定の府県における対応は不可能。	
茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274050	130870	広域ウォーキング・トレイル整備に係る各種施策の統合	各府県で実施する歩道等の整備に関する各種補助事業について、市町村等が策定する総合的な整備計画に基づく一括採択を可能にする。	市街地や自然環境、田園地区、歴史地区などを結ぶ広域的なウォーキング・トレイルの整備<新設、拡幅、段差解消、電線地中化、古道の再生等>や休憩施設、案内標識などを整備することによりウォーキングを活用した交流人口の拡大を図る。	自然公園等整備費補助金交付要綱	自然公園等整備費補助金交付要綱に基づき、都道府県等に対し整備に要する費用について補助をすることができる。	3		事業の採択に当たっては、各府県の所掌にかかる施策について異なる目的により実施しており、提案事項に対応するためには新たに省庁横断的な組織・制度を創設する必要があることから、現時点において特定の府県における対応は不可能。	提案の趣旨を踏まえ検討できないか	3		事業の採択に当たっては、各府県の所掌にかかる施策について異なる目的により実施しており、提案事項に対応するためには新たに省庁横断的な組織・制度を創設する必要があることから、御提案の趣旨は踏まえつつも、現時点において特定の府県における対応は不可能。	
農事組合法人フラワーズ生産組合	健康の駅・園芸福祉の里	3015	3015010	130880	所用金額合計600万円也の支援処置	31の「具体的事業の実施内容」を実施するにあたり、事業を潤滑に運営するために所要金額の支援措置を受ける必要がある。	件名:健康の駅・園芸福祉の里 目的:健康増進をはかる・スローライフ・スローフォードの体験 参加者:一泊二日コース 50名 一日コース 100名 内容:園芸作業(園芸福祉)森林浴・温泉入浴等、健康講話・健康診断・健康相談(専門医師による)、健康データの作成(東大式THI方式による) 事業主体者:農事組合法人 フラワーズ生産組合 協力者:倉洲村 村内NPO 2団体 効果:園芸活動・園芸福祉・自然活動を通じた健康増進のデータ 事業推進における地域雇用の創造・地域資源の活用 都市農村交流における地産品の販売など経済効果	このプログラムは、健康増進という全府県共通の目的であるため、適する事業が見当たらないこと、また、すぐ事業ベースでの運営が難しすぎること、 ただし、実験事業としてマニュアルが確立されれば、以後事業ベースとして地域再生のための重要なプログラムとして継続できること。 特に農村の高齢化に伴う農業経験者による園芸指導人材に事欠かない。 農村高齢者にとっても園芸指導者になることによって生きがいや健康増進の効果がある。 参加者には、スローライフ・スローフォードの体験により、健康増進の効果と、健康調査による変化の状態や、専門医の相談が受けられる。		6		健康の増進に関する事業の厚生労働省で所管しており、環境省では所管していないため		6			
豊山町	猪を利用した地域再生計画	1247	1247010	130890	猪を利用したまちづくり	現在、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による禁猟区域・期間の緩和により、猪の捕獲と荒廃農地の復活が可能となる。	猪の捕獲による観光牧場の設置、猪肉や豚肉の生産・販売、荒廃農地の解消ができる。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条、第9条第1項及び同条第8項、第28条、第34条、 鳥獣の保護を図るための基本的な指針(第4-2-(2)-)	有害鳥獣捕獲目的で鳥獣を捕獲する場合は、法第9条の許可が必要(知事に権限が委譲済み)。許可要件等は基本的な指針を規定(基本指針)。 知事権限により休猟区・鳥獣保護区(禁猟区)の指定・更新・解除が可能であり、さらに特定鳥獣保護管理計画の策定、有害鳥獣捕獲許可に基づき、狩猟期間や許可期間の緩和等が可能。	3		有害鳥獣捕獲を目的とした鳥獣の捕獲に当たっては、被害の実態に応じて、鳥獣の保護上支障のない範囲内で適切な「期間」や「区域」を限定し、法第9条第1項に基づき許可を受けて捕獲を行うことができることとしている。また、特定鳥獣保護管理計画を策定することにより狩猟期間や捕獲数の緩和が可能となっている。	猪に関する禁猟区域及び期間に関して提案の趣旨は実現されると考えてよいか	5		捕獲の許可期間については地域の実情に応じて弾力的な対応となるよう国が指針を示しているところ、福島県では地域の実情を踏まえ、許可日数や1件当たりの捕獲数の基準を示していることから、市町村の判断による幅をもった柔軟な対応が可能となっている。また、福島県では、当該基準について十分実情を反映できるよう各市町村の要望も念頭に見直しを検討していく方向。このため、同町と福島県で調整を図っていくことで期間の緩和は可能である。また、有害鳥獣駆除については、鳥獣保護区等禁猟区域においても可能である。このことから、提案の趣旨は実現されると考えている。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
熊本県	地域農林業再生構想(案)	2049	2049040	130900	シカの捕獲対策(環境省)と防除対策(林野庁)の一元化	緑の財産である森林をシカ被害から守るため、市町村や森林組合が実施する事業で箱わな、囲いわなに限り、狩猟免許がいらぬ等の条件緩和による捕獲対策を可能とし、併せて防護柵や防護ネットによる防除対策を組み合わせることで総合的なシカ対策を実施できるように、環境省と林野庁の事業を一元化する。	緑の財産である森林をシカ被害から守るため、市町村や森林組合が実施する事業で箱わな、囲いわなに限り、狩猟免許がいらぬ等の条件緩和による捕獲対策と防護柵や防護ネットによる防除対策を森林整備事業及び森林病害虫等防除対策事業の要件を改善して総合的に実施する。	深刻なシカ被害から森林を守るためには、省庁ごとに縦割りとなっている現行制度を一元化し、総合的なシカ対策を効率的に推進する必要がある。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項及び同条第8項、第39条鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(第4-2-(2)-)	許可要件等は基本的な指針を規定。狩猟をしようとする者は知事の狩猟免許を受けなければならない。基本指針において規定された許可要件の一部を構造改革特区(1303)で除外。	4		特区番号1303により、有害鳥獣捕獲目的の捕獲許可に当たり、銃以外の法定猟法を使用して捕獲を行う場合にあって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな免許を受けていない者を含むことができることとしている。現在、熊本県では、球磨及び阿蘇の2地域で特区制度が承認済み。また、狩猟期間に限り、農業者が自己農地等に囲いわなを設置する場合、狩猟免許は要しないこととしている。林野庁においては、野生鳥獣による被害対策として、環境省等関係省庁との連携強化を図りつつ、平成16年度予算案で防護柵の設置等被害防除対策に加え、新たに囲いわなの設置に係る予算を計上し、総合的な被害対策を推進しているところ。	提案者の要望は市町村や森林組合が箱わな、囲いわなを用いて森林被害防止のためにシカを捕獲する際に、狩猟免許を必要としないようにしてほしいという旨と期待されるが、その趣旨が実現できているか確認された。	4		本件について熊本県の要望の趣旨を確認したところ、当該提案については特区番号1303のことであることが明らかとなっており、当該特区での対応が可能である。特区番号1303は、市町村や森林組合が箱わな、くりわな等の網・わなを用いて森林被害を防止するために、シカを捕獲する際に狩猟免許を要しないものであることから、提案県の要望に応えられるものである。
西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	2065	2065030	130910	林業・水産業・観光の施策の連携	・林業・水産業・観光の振興につながる市町村の行う事業に対して、府省の連携した支援をお願いしたい。	・間伐漁礁や藻場造成による海中林は、優良材の育成と森林の持つ公益的機能を維持するための間伐と、間伐材を利用した自然に優しい漁礁造成と、エコツーリズムとしての観光振興を目的としている。また、海中林と一体となった、海底公園を整備しダイビングスポットとして利用する。	・現状では、間伐を目的とした支援と、漁礁設置を目的とした支援が別々であり、これらと観光も連携した支援により豊かな森林と海を守り観光振興を図る必要がある。		自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、環境教育にも役立つエコツーリズムを普及・定着させるため、エコツーリズム推進会議を開催し、各省庁と連携したツーリズムの推進の方策を検討している。	2		エコツーリズム推進会議では、エコツーリズム推進方策として、エコツアー100選、モデル事業などを検討しており、本年6月を目途に、具体的な推進方策を公表する予定。なお、モデル事業については、全国から地域を募集し、エコツーリズム推進会議において実施地域を選定することとしており、選定されたモデル地域においては資源調査や基本計画策定、ツアープログラム策定等集中的な施策を講じることとしている。地域再生構想提案市町村が、エコツーリズム推進モデル地域に応募されれば、推進会議においてその旨の情報を各委員に適切にインプットしていく予定。	都市と農山漁村の交流・対流推進会議などグリーンツーリズム推進との連携や、地域再生計画が認定された地域にモデル事業を集中的に実施することなどについて検討されたい。	2		エコツーリズム推進会議においては、農林水産省など関係府省と連携協力して推進方策を検討しており、モデル事業など各種推進方策の事業展開においてもグリーンツーリズムなど他府省の協力を前提として進めているところである。また、モデル事業については、全国から地域を募集し、エコツーリズム推進会議において実施地域を選定することとしており、選定されたモデル地域においては資源調査や基本計画策定、ツアープログラム策定等集中的な施策を講じることとしている。
北九州市	市民力が創る「環境首都」北九州	2082	2082030	130920	埋立地の自然再生に関する各府省の施策の連携	廃棄物処分場(埋立地)の一定エリア内の自然再生事業や産業用地(埋立地)のイメージアップに対して、緑の回廊の形成、遊歩道整備、環境観光施設の整備、バードウォッチング等について、国土交通省の港湾環境整備事業(緑化事業)と環境省の自然再生推進事業の横断的な連携施策(補助事業の適用)の展開	・響灘・緑の回廊(緑化)事業 ・緑の回廊内の遊歩道の整備 ・環境観光施設の整備 ・バードウォッチングのための整備	廃棄物処分場(埋立地)の一定エリア内の自然再生事業について、各府省がそれぞれの施策メニュー(補助制度等)を適用することは現実的には困難であり、そのため事業実施効果も限定的になる傾向があるため。	自然再生推進法	自然再生推進法では、自然再生の基本理念として関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民等の連携の必要性について明記されている。	5		自然再生における連携については、自然再生推進法を実施者である北九州市が適用しようとするにより実現可能と考えられる。なお、自然再生の具体的事業については、関係省庁が持つ各種制度を組合せて実施することが通例であることから、適用可能な補助事業の詳細については北九州市及び国土交通省と相談してまいりたい。	さらに効果的に連携するための方策について検討できないか。	5		自然再生推進法を北九州市が適用する場合には、国土交通省との担当者会議を開催する等して連携を図ることが可能。
環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	3011	3011010	130930	農業系廃棄物の適正処理	畜産を大規模に行くと、大量の糞尿が副産物として発生する。現在それを有効利用して農作物や緑化の為に堆肥・土壌改良材として活用するのは、国内需要だけでは、無理である(農業生産者の減少等により)。余剰の堆肥等を製品として活用したい。	関西、中国、四国、九州の中間処理された堆肥の残余を大分に輸送し、受け入れ先(顧客)の要求する成分構成の肥料として加工する。	農業系廃棄物の適正処理のため	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の輸出は、廃棄物が国内で適正に処理できないか、または、国内の廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないこと(輸出相手国で再生利用されることが確実なこと)、輸出相手国において国内の処理基準を下回らない方法で処理できること、申請者が事業者(排出者)自ら等であること、をクリアした場合に限り認められる。	5		肥料や土壌改良材が商品として輸出入される場合は、通常、廃棄物処理法の適用を受けない。一方、当該物が廃棄物処理法の適用を受けるものについては、輸入国で環境保全上適正に再生利用されることが確認するなど、法律等に定められた条件をクリアすれば、現行制度においても輸出は可能である。いずれにしても、環境省で廃棄物の輸出入に関する事前相談を行っているため、個別に相談頂きたい。	5			
環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	3011	3011020	130940	一般生活廃棄物(生ごみ)の有効利用	生ごみをバイオマス化する再利用技術の開発等が行われているが、残渣は必ず発生する、その為の生ごみ対策としては十分な処理が行われていない。生ごみ及び残渣を十分利用できる堆肥・肥料の開発が必要である。	関西、中国、四国、九州の中間処理された生ごみ等を大分に輸送し、受け入れ先(顧客)の要求する成分構成の肥料・土壌改良材として加工する。	生活ごみの有効利用のため	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律	廃棄物の輸出は、廃棄物が国内で適正に処理できないか、または、国内の廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないこと(輸出相手国で再生利用されることが確実なこと)、輸出相手国において国内の処理基準を下回らない方法で処理できること、申請者が事業者(排出者)自ら等であること、をクリアした場合に限り認められる。特定有害廃棄物等の輸出は、当該物の輸出が環境保全上支障がないことを確認した上で、輸入国に事前に通告し、事前に同意を得ること等により認められる。	5		肥料や土壌改良材が商品として輸出入される場合は、通常、廃棄物処理法、パーゼル法の適用を受けない。一方、当該物が廃棄物処理法、パーゼル法の適用を受けるものについては、輸入国で環境保全上適正に再生利用されることが確認するなど、法律等に定められた条件をクリアすれば、現行制度においても輸出は可能である。いずれにしても、環境省で廃棄物の輸出入に関する事前相談を行っているため、個別に相談頂きたい。	5			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類の見直し	46.'措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	3011	3011030	130950	リサイクル技術の発展	各種産業で発生する産業廃棄物の中で、有機物・無機物の再生有効利用を研究し、循環型社会の発展に貢献する技術開発を行う。	ごみや産業廃棄物の減量化のための、研究を行う。	資源循環型社会を構築するため		環境省は循環型社会の形成の推進に関する研究事業を公募し、補助金を交付する廃棄物処理対策研究を実施している。	5		環境省においては、廃棄物処理対策研究等により、廃棄物の有効利用技術等を含めた循環型社会の実現に向けた研究事業を推進しているところである。		5			
エコとだネットワーク	ゴミから花を咲かせるコミュニティビジネス	3019	3019010	130960	ゴミの堆肥化と地域通貨化	空き店舗を活用したゴミステーションの設置(当初2カ年家賃等) 大型コンポストの購入 ゴミ計量器の購入 ゴミ及び花預金管理用パソコンの購入 集配用電動カートの開発・購入と陸運局・警察の許可 荒川河川敷の堆肥置き場としての占用(事前相談済で可能) おしゃれなスタッフ作業用具及び作業着の製作・購入	早稲田商店街と連携して、空き店舗を活用して市民の生ごみを持ち込むステーションを設置し、大型コンポスト2台により24時間で堆肥化させ、小中学校のコンポストによる堆肥や現在受け入れ先のない街路樹枯葉腐葉土と併せて、河川敷や借用畑等の堆肥置き場で腐葉土をつくり、併せて園芸花やサクラソウなどの草花を育て、無料配布又は市緑地公社へ販売する。持ち込んだゴミは各自が計量器で計量し(早稲田商店街で実施済み)、量に応じて花預金として預金できるようにし、パソコンで管理する。花預金は、堆肥や花と交換するだけでなく、地域通貨(とだオールとして実施中)や、市内商店と協力して野菜や魚、その他の商品との交換も可能とする。生ごみゴミや花は高齢者等のために集配も実施し、そのためおしゃれでクリーンな電動カート(又は低公害車)による巡回を毎日行う。	生ゴミの分別はゴミ焼却に大きな効果を生み、さらにゴミを花に交換できるメリットから、街を花いっぱいにした美しい街づくりが可能となり、循環型社会の形成により環境教育や地域の活性化、地域雇用、美しい都市づくりと観光立国の充実など多様な効果が期待できるため。既にその活動の一部が実施しているため、本格化するために地域再生事業として展開したい。現状の縦割り行政では、連携施策によるこのような効果のある施策に対する予算措置ができないため、地域再生による支援は不可欠である。			5		一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法上市町村に処理責任があるとされており、市町村において、地域の実情に応じてリサイクルシステムを構築すべきものと考えられる。		5			
財団法人水島地域環境再生財団	よみがえれ、水島のまち 水島再生プラン	3056	3056050	130970	海底ゴミの減量化に向けた行政支援	海底ゴミの行政上の処理責任を明確化し、その処分にあたって補助を行うことによって海底環境の改善に資することを目的とする。また、瀬戸内海のように複数県がまたがった地域では、特に責任の所在がわかりにくいいため、各市町村も含めた横断的な対策協議会を設置することで、総合的な対策が見込まれる。	廃掃法等にも記載されていない海底ゴミの処理責任を明確にするとともに、海底ゴミの処分に対して、漁師・民間ボランティアへの補助を整備する。これまでは、その処分にあたり、自己負担であったためにほとんど対策が取られなかったが、各自治体負担とすることで、その進展を図る。横断的な連絡組織をつくることで総合的な対策を取ると同時に、海底ゴミの分布等基礎的なデータの収集も見込まれる。	海面上のゴミは各自治体で処理するようになっているが、海底に沈んだゴミは、その責任所在が明確でないために、小型底曳網漁をはじめとする漁師は、ゴミを引き上げてもそれを海に返してしまう。また、焼却炉の維持管理の面からも海底ゴミの処理は困難とすることで行政による海底ゴミの受け入れは進んでおらず、この点からも対策が必要である。	廃棄物処理法第3条、第5条、第6条 海防法第1条		3		廃棄物処理法においては、河川、港湾等を含め土地又は建物の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない旨、基本的な考え方を示している。御指摘の漁業活動に伴い引き上げた廃棄物の取り扱いについては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき規制され、また、これらの廃棄物の陸揚げ後の処理については、事業活動に伴い生じた廃棄物として、廃棄物処理法に基づき事業者(漁業者)が処理責任を負うこととされており、その性状から事業系一般廃棄物に該当するものについては、市町村も一定の処理責任を有するものである。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3		現時点において海底ゴミの処分に対する財政支援措置等は講じておらず、新たに支援制度を創設する必要があるため対応は不可能。	
(財)公害地域再生センター	公害地域の環境再生	3104	3104010	130980	施策の連携	既存の法律内では解決し得ない環境課題に関して、各種の施策を集中的に実施する。	*環境基準達成のための総合的な大気汚染施策の集中的な実施。 *積極的に環境対策に取り組む中小企業の支援体制の整備。 *環境に配慮した地域形成のための土地利用計画づくり。	*大気汚染対策としては、単体規制・車種規制だけでは限界が生じており、他の施策とあわせて地域全体で取り組む体制がなければこれ以上の改善が見込めない。 *疲弊した公害地域の環境再生のためには、区画整理や再開発といったハード整備を中心とした既存のまちづくりの範囲では限界がある。良好な環境づくりのためには、積極的にこれを推進する体制が必要である。 *激甚な公害を経験した地域においては、地域経済を中小企業が支えている場合が多い。地域の環境改善のためには、事業者が主体的になって取り組む環境保全の活動が必要であるが、低成長期にあつては具体的な取り組みには結びつかない。意欲ある事業者インセンティブを与える支援体制が必要である。	自動車NOx・PM法	当該地域を含む大阪・兵庫圏を対策地域として指定しており、府県が策定する自動車NOx・PM総量削減計画(H14.7策定)に基づき、車種規制、交通流・交通量対策ほか総合的な自動車排出ガス対策が実施されている。なお大阪府及び兵庫県の計画においては、総合的な対策を講じることにより、平成22年度においてNO2及びSPMに係る環境基準を全ての測定局で達成することが目標とされている。		5		自動車NOx・PM総量削減計画に基づき、平成22年度における環境基準の達成を目指して、各種の自動車排出ガス対策が総合的に講じられている。また、中小企業支援については、自動車NOx・PM法に対応した自動車の買換えや、天然ガス自動車等の低公害車の導入に対しては、政府系金融機関による融資、税制優遇、補助金等の措置を講じている。また平成16年度からは融資の担保条件の特例を設けることとする等、支援の拡充にも努めている。その他、経済産業省において、各種中小企業支援を所管されていると考える。		5		
旭町	水の郷 奥矢作 自然・にぎわい再生プラン	1095	1095010	130990	河川森林における環境教育に係る諸施策の省庁連携、集中展開	環境省、国土交通省、農林水産省が所管する河川、森林における環境教育に関する指導者研修、全国イベント、モデル事業について連携及び集中展開をお願いしたい。	環境教育の推進 旭町の中の各施設を川の間として位置付け、各場の特色に応じた環境教育を行う。源流の場(旭高原) エコロジーのテーマパークづくりを既存施設と調和させ実施する。環境学習の実践の場づくりを行う。イメージとしては、イギリスのCATを想定。学びの場(小渡地区) 町の中心地区であり各種公共施設が集中するとともに、町並みが矢作川本流と向かい合い一体化している県下でも数少ない地域であるため、生活に密着した環境教育の場として活用、整備する。川の駅(笹戸地区) 旭町の最下流の地域であり、都市部に近接しているため水の郷の環境教育総合案内所機能をメインとして、観光、農林業の宣伝ターミナル機能も併せて整備を行う。	河川森林における環境教育に係る施策の省庁連携集中展開が地域住民の自信と活力を取り戻し、農林業、観光の活性化とあいまって雇用、魅力の向上につながるため。		自然公園のビジターセンター等、各種自然ふれあい施設において活動する者を対象に自然解説指導者研修を実施し、自然環境教育に携わる人材の育成を実施している。	5		各種自然ふれあい施設における自然環境教育の指導者の育成を進めること、環境教育の推進を図ることが可能。	各省の施策の連携について再検討されたい。また、事業に関し、地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	5		環境省が行う自然解説指導者育成事業は、ビジターセンター等公的な自然ふれあい施設に勤務する職員を対象としており、当要望地においてもこれらの条件を整えることで制度を利用することは可能である。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098020	131000	複数省庁にまたがる施策の連携と集中的実施	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省の連携で行われている「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」の機能を強化し、現在個別に実施されている施策を統括的に活用できるようにする。 そのための相談、申請窓口と事務機能を推進会議内もしくは地域再生本部等の適切な機関内に設ける。 本地域においては、「エコツーリズム」の推進を目的とした各省庁の施策を統括的かつ集中的に実施する。	支援措置番号1において策定したアクションプログラムに基づき、「森林環境を活用したビジネスモデル創造プロジェクト」を推進する。 特に本地域において有能な人材を多く保有し、短期間での成果が期待される「エコツーリズム」におけるビジネスモデルづくりを推進する。 アクションプログラムの継続的な実施を実現する人材を確保するため、有能な人材の誘致を行うと共に、官民間問わず地域の有望な若者を中心に、実践的な教育を実施する。 これにより、本地域に不足しているツアーコーディネーターやツアーオペレーターといった、エコツーリズムに関するプロの人材を創出し、さらに効果的な施策を実施することのできる公共スタッフを創出する。	本来複合的な産業である「エコツーリズム」の促進を実現するためには、既存の省庁の枠組みを超えた支援が必要となる。 そのため、現在「都市と農山漁村の交流・対流推進会議」が設置されているが、各省庁の施策を統括的に運用するまでには至っていない。 この問題を解決するため、政府内に地域再生構想の内容に即したワンパッケージ型の支援策が実施できる、統括的な運用機関の設置を望む。		自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、環境教育にも役立つエコツーリズムを普及・定着させるため、エコツーリズム推進会議を開催し、各省庁と連携したツーリズムの推進方針を検討している。	2		エコツーリズム推進会議では、エコツーリズム推進方針として、エコツアー100選、モデル事業などを検討しており、本年6月を目途に、具体的な推進方針を公表する予定。なお、モデル事業については、全国から地域を募集し、エコツーリズム推進会議において実施地域を選定することとしており、選定されたモデル地域においては資源調査や基本計画策定、ツアープログラム策定等集中的な施策を講じることとしている。 地域再生構想提案市町村が、エコツーリズム推進モデル地域に応募されれば、推進会議においてその旨の情報を各委員に適切にインプットしていく予定。	都市と農山漁村の交流・対流推進会議などグリーンツーリズム推進との連携や、地域再生計画が認定された地域にモデル事業を集中することなどについて検討されたい。	2		エコツーリズム推進会議においては、農林水産省など関係府省と連携協力して推進方針を検討しており、モデル事業など各種推進方針の事業展開においてグリーンツーリズムなど他省庁の協力を前提として進めているところである。また、モデル事業については、全国から地域を募集し、エコツーリズム推進会議において実施地域を選定することとしており、選定されたモデル地域においては資源調査や基本計画策定、ツアープログラム策定等集中的な施策を講じることとしている。
山梨市	生活排水クリーン率向上構想	1140	1140030	131010	合併処理浄化槽設置整備事業の補助率を1/2への改正	合併処理浄化槽設置整備事業の補助率を1/3を下水道事業と同様の1/2に引き上げる。	合併浄化槽の整備を促進することにより、生活排水クリーン率の向上を図る。	下水道整備と合併浄化槽の整備について連携が十分でない。そのため、合併浄化槽整備事業も水質保全効果を得ることを目的としているので、補助率を1/2にすることにより、生活環境の向上を図る。	浄化槽整備事業交付要綱	3		浄化槽整備事業の補助率の引き上げについては、国と地方の役割の見直しや厳しい財政状況の中で難しいものと考えられる。なお、浄化槽市町村整備推進事業の場合、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律により公害防止計画に基づき実施される事業や、離島振興事業費、沖縄開発事業費、北海道廃棄物処理施設整備費(離島振興法の離島振興計画に基づく事業に限る。)については、補助率1/2となっているところ。	提案者の趣旨を踏まえて検討できないか	3		浄化槽整備事業の補助率の引き上げについては、国と地方の役割の見直しや厳しい財政状況の中で難しいものと考えられる。なお、浄化槽市町村整備推進事業の場合、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律により公害防止計画に基づき実施される事業や、離島振興事業費、沖縄開発事業費、北海道廃棄物処理施設整備費(離島振興法の離島振興計画に基づく事業に限る。)については、補助率1/2となっているところ。	
愛知県豊田市	都市農山村共生活性化構想	1192	1192100	131020	生活インフラの整備	下水道施設等生活インフラ整備の一元的財源付与	下水道施設等生活インフラは、市街化区域や農業振興地域を一体的に処理対象区域として整備し、維持管理することが効率的な場合があるので、補助事業の対象範囲の拡大と弾力化を行う。	生活基盤整備は、農山村居住を推進する上で重要である。		汚水処理施設の整備については、市街化区域・農業振興地域を含む各都道府県下全体の汚水処理施設の整備に関する総合的な「都道府県構想」を、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定しており、これに基づき下水道、農業集落排水、浄化槽等の連携・調整を図りながら効率的に進められている。	5		汚水処理施設の整備については、事業主体である市町村の判断により地域の实情に応じた事業選択が可能である。	提案者の要望は一元的財源付与というものであり、それも実現可能と考えてよいか	5		市町村が地域の实情に応じて最適な事業を選択することにより、汚水処理について市街化区域・農業振興地域を含む地域の一体的な整備が可能である。
愛知県新城市	DOS地域再生プラン (Do outdoor sports)	1236	1236040	131030	利用者へ親切的な快適空間の形成	各種の団体・機関ごと設置している標識や案内板の様式の統一又は一元化	誰でも来ることのできる、わかりやすい案内板を設置する。	各機関が独自の様式で各々に設置しており、分かりにくい。		環境省で実施している「自然公園等整備事業」は国立・国定公園等のすぐれた自然環境を有する地域から、里山里山等、居住地周辺の身近な自然を有する地域まで幅広いフィールドにおいて、人々が自然を学び、大変するための自然豊かなふれあいの場づくりを行う事業であり、パラグライダー・カヌー・マウンテンバイクといったアウトドアスポーツに係る標識等の設置については、当該補助金の対象としていないため	提案者の要望は、アウトドアスポーツに係る標識等ではなく、アウトドアスポーツを行うような場所における標識等について様式の統一又は一元化を求めているものである。そのことを踏まえ、関係省庁と連携しつつガイドラインを作成するなど具体的な対応策について検討されたい。	2		自然公園の風致との調和を図るため、案内標識の様式等についてルール化が望ましい事項に関し、関係省庁が連携しつつガイドラインを取りまとめる。当該ガイドラインに基づき、各事業実施主体における統一した整備が可能となる。			
平田村	平田ICを活用した地域活性・交流促進事業構想	1271	1271060	131040	本構想の実施にあたり、国土交通省・環境省・農林水産省・経済産業省・総務省・文部科学省などの公園整備・基盤整備・地域活動に係る助成・支援策の一元化	同一地域で行われる同一または類似の政策目標を有する複数の施策であって、複数の府省に所管がまたがっているものについて、それらの施策を統合して実施し、または進行管理を調整する。	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、「道の駅ひらた」整備計画、「あぶくま高原ファミリー牧場」整備計画、「はたるの里」河川公園整備計画に取り組むものです。	同じような施策内容であるにもかかわらず、府省が異なると手続きも異なり、またその調整にも多大な時間と手間を要することから、大きな特定目的の施策の場合は、内容の統合化と窓口の一本化をしていただきたい。		6		当該地域は自然公園区域外であり、自然公園整備事業等、環境省の所管する事業が存在しないため		6			
茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アッププロジェクト	1272	1272080	131050	野外活動体験施設整備に係る各種施策の統合・集中	・市町村が森林や小川、歴史遺産など地域資源を活用して体験交流事業の拠点を整備するような場合、各省庁の野外活動施設整備に係る補助制度を一本化して受けることにより、対象範囲、整備項目等が拡大し、市町村の使いやすいものとなり、整備が一体的に促進される。	・野外活動拠点(廃校活用)周辺に体験フィールドを整備するに当たり、活用する補助事業を個別に展開すると非効率なことから、一本化することで、体験フィールドとしての一体的かつ効率的な整備が図れる。	自然公園等整備費補助金交付要綱	3		事業の採択に当たっては、各省庁の所掌にかかる施策について異なる目的により実施しており、提案事項に対応するためには新たに省庁横断的な組織・制度を創設する必要があることから、現時点において特定の省庁における対応は不可能。	提案者の趣旨を踏まえて検討できないか	3		事業の採択に当たっては、各省庁の所掌にかかる施策について異なる目的により実施しており、提案事項に対応するためには新たに省庁横断的な組織・制度を創設する必要があることから、現時点において特定の省庁における対応は不可能。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	1285	1285050	131060	グリーンツーリズム・エコツーリズム等に対する支援	グリーンツーリズム・ブルーツーリズム・エコツーリズムの振興に対する、国土交通省及び環境省、農林水産省が連携した支援	地域の特色を生かした観光魅力づくりを推進するため、モニターの実施、旅行商品造成に向けた取り組み、コンベンション客・修学旅行者の誘致等に取り組む。	国土交通省、農林水産省等複数の省庁で事業を実施している。		自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、環境教育にも役立つエコツーリズムを普及・定着させるため、エコツーリズム推進会議を開催し、グリーンツーリズムやブルーツーリズムを含めた各府省庁が連携したツーリズムの推進方策を検討している。	2		エコツーリズム推進会議では、エコツーリズム推進方策として、エコツアー100選、モデル事業などを検討しており、本年6月を目途に、具体的な推進方策を公表する予定。なお、モデル事業については、全国から地域を募集し、エコツーリズム推進会議において実施地域を選定することとしており、選定されたモデル地域においては資源調査や基本計画策定、ツアープログラム策定等集中的な施策を講じることとしている。地域再生構想提案市町村が、エコツーリズム推進モデル地域に応募されれば、推進会議においてその旨の情報を各委員に適切にインプットしていく予定。	都市と農山漁村の共生・対流推進会議などグリーンツーリズム推進との連携や、地域再生計画が認定された地域にモデル事業を集中することなどについて検討されたい。	2		エコツーリズム推進会議においては、農林水産省など関係府省と連携協力して推進方策を検討しており、モデル事業など各種推進方策の事業展開においてもグリーンツーリズムなど他府省の協力を前提として進めているところである。また、モデル事業については、全国から地域を募集し、エコツーリズム推進会議において実施地域を選定することとしており、選定されたモデル地域においては資源調査や基本計画策定、ツアープログラム策定等集中的な施策を講じることとしている。
千葉県	「バイオマス立県ちば」の推進	1306	1306030	131070	バイオマス利用促進のための新組織設置及び弾力的な予算枠の創設	「バイオマス・ニッポン」の制定により関連省庁による協調体制の第一歩は踏み出されたと思うが、事業の推進にあたっては、事情の変化等に素早く対応ができ、総合的な調整やワンストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設を提案する。	千葉県では、本県の持つポテンシャルを有効に活用し、バイオマス利用に関する先進的な取組を行なう街づくり「バイオマスタウン」の構築を進め、これらのバイオマスタウンが相乗効果を発揮した「バイオマス立県ちば」を目指すこととしている。そのために、バイオマス利活用に取り組む事業者の参入を促すための制度改正について、国に対し働きかけをすることとしている。具体的には、事業の推進にあたって、事情の変化等に素早く対応ができ、総合的な調整やワンストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設を提案する。この組織が設置されることで、事業者はバイオマス関連技術等の最新情報が入手しやすくなるなどの利点が生ずる。また、(仮称)「バイオマス振興調整費」が創設された場合は、関係省庁や関係局間の調整が円滑になされることが期待されるため、事業の実施が一層促進されることになる。	「バイオマス・ニッポン」の制定により関連省庁による協調体制の第一歩は踏み出されたと思うが、事業の推進にあたっては、事情の変化等に素早く対応ができ、総合的な調整やワンストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設が必要である。バイオマスは、資源となる種類、利用技術、最終製品等が多岐にわたり、同一原料から複数の用途が可能であり、有効利用のためには複合的利用が望ましいが、現行の補助制度は、目的、利用技術、事業主体等が細かく定められているため、総合利用には適しているとは言いがたい場合もある。		6		提案事項に掲げられている補助事業は、いずれも環境省では所管していないため	6				
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039070	131080	国合同庁舎建設のための省庁間の調整	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための各府省庁間の調整。	各地方機関の施設・敷地の狭小化の解消を図るため、中心市街地への合同庁舎建設。	地方機関が市内各所にバラバラに存在しており、また、施設・敷地の狭小化が課題となっている。		6			合同庁舎の建設については、環境省の所管ではないため	6			
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079010	131090	対日直接投資総合案内窓口の地方への設置	現在、東京のみに設置されている対日直接投資総合案内窓口を、対内投資を促進する地域にも設置し、関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口を一元化することにより、中国や韓国をはじめとした海外からの進出に対応する。	本市では、外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能を持つ「アジアビジネス支援センター」を設置する予定であるが、同センターと関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。	地方に進出してくる外国人事業者にとって、日本で事業を実施する際に必要となる手続きは煩雑で分りにくく、具体的に進出を検討する際の障害となっている。そのため、地方における対内投資の促進にはこのような総合案内窓口機能が必要である。	対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に関する基本的考え方(平成15年5月23日対日投資会議議長決定)環境省における対日直接投資総合案内に関する細則	5		左記、基本的考え方、細則に基づき、対日直接投資総合案内窓口(Invest Japan)を設置し、民間事業者、地方自治体、関連機関からの投資に関する照会を受け付け、回答している。このことにより、これまでよりも照会に対する回答を得る時間と労力が大幅に削減されており、対日投資促進のための効果があがっている。	各省庁に設置している「対日直接投資総合案内窓口」は民間事業者だけでなく、各地方自治体又は関連機関からの照会も受け付けており、既に地方自治体からの問合せ等に対応している。提案者は、対日直接投資総合案内窓口の地方における設置を要望しており、これについて検討し回答されたい。	5		平成15年5月に、各府省庁及びJETROに設置した「対日直接投資総合案内窓口」において、既に民間事業者だけでなく、各地方公共団体及び関係機関等からの照会も受け付けており、地方公共団体からの問い合わせ等にも対応している。今後、現行制度において地方自治体から利用しづらい点があるのであれば、必要に応じ、関係省庁の地方支分部局にも同様の窓口を設置することも含めて検討していくこととしたい。	
ゼッタテクノロジー株式会社	新観光立国一知ノユキビタス地域戦略プロジェクト	3049	3049010	131100	観光政策における知のユキビタス社会をめざすため、人材育成費を行う財政措置を、「技術の分野」大学学科の増設に関する権限委譲	権限移譲:文部科学省による大学の学科増設及び定員に関する助言等に関する権限を都道府県に移譲する。財政支援:人材育成について、地域活性化に関する交付金・補助金に計上する。	1.コミュニティ・クリエイター育成事業 2.観光評価システム事業 3.地域の大学の観光学科増設事業 4.情報ネットワーク構築事業 5.地域の歴史文化遺産・施設等整備事業	現下の地方公共団体の財政悪化では、地域創生の為の新事業の創出が実施できない状況にあるため、また大学の学科増設については、地方公共団体には決定権がないため。		6		大学の学科増設及び定員に関する助言等及び総合的な人材育成については、文部科学省の所管であり、環境省の所管ではないため	6				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類の見直し	46.'措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
静岡県 静岡市 島田市 大井川町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	1326	1326040	131110	国立公園内イベント手続の簡素化	国に対して、国立公園内の自然環境を活用した催しであって、地方公共団体が地域の活性化に資すると認めるイベントについては、許可又は届出を要しないことを求める。	・地域の貴重な自然環境を生かしたイベント開催が増加する。 ・これによって、交流人口の増大、地域の振興が図られる。	地方公共団体が地域の活性化に資すると認めるイベントの効率的な開催を進めるため、手続の簡素化を提案する。	自然公園法第13条第3項 自然公園法第26条第1項 自然公園法施行規則第11条各項 環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年環境省令第13号)	国立公園特別地域内において、各種行為を行う場合は、環境大臣の許可を受けなければならない。許可を受けなければならない。また、国立公園普通地域内において一定規模以上の工作物の新築等を行う場合には、環境大臣への届出を義務づけている。ただし、国立公園内(特別保護地区を除く)内の自然環境を活用した催しであって、地方公共団体が地域の活性化に資すると認めるものために一時的に行われる、原状回復が可能な場所における工作物の設置等風致の維持に支障が少くない行為については、催しの実施にあたって、地方公共団体が風致の維持に十分配慮し、又は催しの実施者に十分配慮するよう指導すること、催しのために行われた行為については、地方公共団体が原状回復を行い、又は行為者に原状回復を指導することの2点が計画に定められている特区提案については自然公園法第13条第3項及び第26条第1項の規程を適用しないこととされている。	4	提案内容については、既に特区制度として措置された特定事業の適用により対応することが可能と考えられる。		4			
香川県	かがわ中山間地域活性化構想	2015	2015030	131120	鳥獣保護法の要件緩和による鳥獣被害の軽減	野生鳥獣によって農作物の被害を受けている農業者が、自己の所有地で、特定の狩猟具により特定の加害鳥獣を捕獲する場合に狩猟免許の特例(はこわなを狩猟具に加え、捕獲可能期間を延長)を設ける。	農作物に被害を与える野生鳥獣の捕獲要件を緩和することにより、中山間地域の農業の振興と地域の活性化を図る。	現行の鳥獣保護法では、狩猟免許を取得していなければ自分の農地に進入した野生鳥獣も捕獲できず、中山間地域の農家は農業存続の危機にさらされている。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第2条第3号、同法律、第7条第9条第1項同第8項、第39条 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(第4-2-(2)-)	有害鳥獣捕獲目的で鳥獣を捕獲する場合は、法第9条の許可が必要(知事に権限が委譲済み)。許可要件等は基本的な指針を規定(基本指針)。知事権限により休猟区・鳥獣保護区(禁猟区)の指定・更新・解除が可能であり、さらに特定鳥獣保護管理計画の策定、有害鳥獣捕獲許可に基づき、狩猟期間や許可期間の緩和等が可能。	3・4	特区番号1303により、有害鳥獣捕獲目的の捕獲許可にあたり、銃以外の法定猟法を使用して捕獲を行う場合にあって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな免許を受けない者を含むことができることとしている。なお、農林業者が自己所有地内の被害を防止するため、狩猟期間内に囲いわなを設置する場合は狩猟免許を有しなくてもよいこととしている。	提案者の要望は、農業を行う者が自分の敷地内で狩猟免許を必要とせず鳥獣を捕獲することについて、狩猟期間を延長したり捕獲方法を拡大することによって、農業に対する被害を防止することであると思考されているが、それも可能であると考えている。	4・5		特区番号1303では、市町村、農協等が一括で捕獲許可を取ることにより、農業者が免許なしで「はこわな」の使用が可能である。また、捕獲期間については、地域の実情に応じた弾力的な対応が可能となるよう国が指針として示しており、これを踏まえて都道府県・市町村が対応することにより、捕獲許可期間を延長することが可能である。以上の方法により、提案者は狩猟免許を要せず捕獲の方法を拡大することが可能であり、農業被害を防止することが可能と考えている。	
新庄市	民産官による食品トレー類のリサイクル	1050	1050010	131130	食品トレー等のリサイクルにおける再生利用廃棄物の拡大	食品トレーと発泡スチロールのリサイクルを目指しており、福祉施設、NPO、トレー再生企業、行政が一体となったシステム作りを行っています。将来的には行政域を越えた取組みとなるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項並びに第14条第1項及び第6項に規定する「専ら再生利用の目的となる廃棄物」の中に食品トレーと発泡スチロールを加えることを提案します。そのことにより、同法の許可を得ないで資源を循環させることができると考えます。	計画では、NPOが食品トレーと発泡スチロールをスーパー等から回収・選別し、社会福祉施設が所有する機械で再生トレーの原料となるペレットを製造する。そのペレットは市内の工業団地内にあるトレー製造会社が購入し、4層構造の再生トレーを製造し資源を循環させる。	食品トレー等は廃棄物ではなく、再生資源と捉え循環を徹底すべきと考えます。現行法では一般廃棄物処理に関しては市町村の許可を得る必要がありますが、県内全域をエリアとするNPOが行うため、環境保全や資源循環の観点からも法律を弾力的に運用すべきと考えます。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第6項、第14条第1項、第6項	もっぱら再生利用の目的となる廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は、廃棄物収集運搬業の許可を必要としない。もっぱら再生利用の目的となる廃棄物の処分を業として行う者は、廃棄物処分業の許可を必要としない。	3	もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物とは、その物の性質上通常再生利用されるものをいい、廃棄物処理法制定以前においてすでに回収・再生の枠組みが確定していた古紙、くず鉄、空き瓶類、古繊維について認められているものである。食品トレー類については、再生利用の目的で収集、運搬したとしても、有料で処理されている実態もあることから、これに該当しない。なお、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事が再生利用されることが確実であると認め指定を行うことにより、業の許可を不要とすることが可能である。	提案者の要望は食品トレー及び発泡スチロールを行政区域を越えてもっぱら再生利用の目的となる廃棄物に加えることにより、業の許可を不要とすることができ、その点を踏まえ、要望を実現することができないか再度検討されたい。	3		もっぱら再生利用の目的となる廃棄物とは、すでに全国的に回収・再生の枠組みが確定しているものが対象であり、一方、地域の特殊性に応じて、再生利用の目的となる廃棄物について、業の許可を不要とする制度として、再生利用指定制度を設けているところ。なお、既に産業廃棄物の廃プラスチック類の燃料利用等について都道府県知事が再生利用指定をしている事例もあることから、都道府県知事が再生利用されることが確実な産業廃棄物であると認めた場合、指定を行うことにより、業の許可を不要とすることが可能。	
長野県	信州伊那谷菜の花プロジェクト	1074	1074040	131140	廃油回収する際、産業廃棄物として扱わない	通常廃油を回収するには、産業廃棄物収集業者の資格が必要であり、資格修得には時間とお金がかかる。処理量が少ない場合は会員になってもらい、回収を行っている。BDFを精製するための廃油を回収する際は、産業廃棄物の対象としない	BDFを精製するための廃油回収は、産業廃棄物の対象としないことにより、廃油排出業者の負担が軽減され、回収者の産業廃棄物取扱免許申請が不要となる。BDFのコストが軽減することにより利用促進が図られ、硫酸化合物等の有害な物質の排出が抑制される。	通常廃油を回収するには、産業廃棄物収集業者の資格が必要であり、資格修得には時間とお金がかかる。BDFのコストが軽減するための廃油は、産業廃棄物の対象としないことが必要。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条	リサイクルを行うとしても、取り扱うものが廃棄物である以上、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不適当である。むしろリサイクル名目での不適正処理事業が後を絶たないのが現状である。なお、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事が再生利用されることが確実であると認め指定を行うことにより、業の許可を不要とすることが可能である。	提案者の要望は、廃油に関するものであるが、その点を踏まえ、要望内容を実現することができないか再度検討されたい。	3		御要望にある廃油が廃棄物に該当するか否かは、一律に判断されるものではなく、一義的には、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して都道府県において判断されるべきものである。取り扱うものが廃棄物であれば、リサイクルを行うとしても、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあり、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不適当である。なお、廃棄物である場合であっても、既に廃油の燃料利用等について、都道府県知事が再生利用指定をしている事例もあることから、都道府県知事が再生利用されることが確実であると認め指定を行うことにより、業の許可を不要とすることが可能である。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
上田市 NPO法人 地域循環 ネットワーク	地域循環・環境に配慮した地域基幹産業の再生プログラム	1104	1104020	131150	浄水場汚泥の産業廃棄物からの除外	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第2条4)産業廃棄物定義中、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める廃棄物に「浄水場汚泥」が含まれるとされるが、浄水場汚泥にはミネラル分等が多く含まれており、有効利用が可能な廃棄物については産業廃棄物からの除外を本事業で必要とする。	上田市とNPO法人の協働のもと上田地域の浄水場に堆積する発生汚泥から、繊維質改良土を作り出し、農作物の生産に活用するリサイクルシステムの構築を目指す。	発生土のリサイクルシステムを確立しその有効利用まで一貫したフローを構築し循環型社会の一端を担うとともに、改良土を用いた農業分野への展開、建設業から農業経営への参入、観光農園への展開など地域の活性化に資する計画を目指している。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、		3		リサイクルを行うとしても、取り扱うものが廃棄物である以上、ぞんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不相当である。むしろリサイクル名目での不適正処理事案が後を絶たないのが現状である。 なお、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事が再生利用されることが確実であると認め指定を行うことにより、業の許可を不要とすることが可能である。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3		浄水場汚泥については、有機物を含み腐敗性を有する可能性があること、容易に流出するおそれがあることなど、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不相当である。 なお、汚泥については、既に都道府県知事が再生利用指定をしている事例もあることから、都道府県知事が再生利用されることが確実であると認め指定を行うことにより、業の許可を不要とすることが可能である。
岐阜市	バイオマス・タウンづくり構想	1321	1321020	131160	生分解性プラスチックの性能等標準規格化	従来のプラスチックとの区別および分解の定義など生分解性プラスチックの性能等標準規格化	現在、バイオ由来プラスチックの使用について、本市グリーン購入方針で指定しているが、一層の使用拡大を図り、繊維、衣料品なども含め、市民、事業者による使用促進について具体的検討を行っている。 容器包装リサイクル法上では、コンビニ等のプラスチック包装の食品廃棄物については、プラスチック包装と食品を分別処理しなければならない、食品リサイクル推進のため、現在、生ごみと生分解性プラスチックの混合物の分解研究について検討しているが、生分解性プラスチックの同法上の取り扱いの明確化が課題となっている。	従来のプラスチック製品との環境性能の差別が明確で、使用の安全性等を担保する、認証、表示、規格制度の確立がないと、市民、事業者による繊維、衣料品なども含めた使用拡大を進めるのが困難である。 食品リサイクル推進の上でも、生分解性プラスチックの容器リサイクル法上の取り扱いを整備されることで、モデル研究事業が推進しやすくなる。		6		工業製品の標準化については経済産業省で所管しており、環境省では所管していないため		6			
喜多方市	循環型社会形成のための有機廃棄物の堆肥化施設による資源再生利用の推進	1341	1341010	131170	民間企業が設置する堆肥化施設に係る許可申請手続の簡略化	下水汚泥を処理する産業廃棄物処理施設として再生利用施設を設置した場合に、同様な性質を有するし尿汚泥等の一般廃棄物を処理する場合には一般廃棄物処理施設の許可を不要とすることに替えて都道府県知事への届出制とし、廃棄物再生利用施設の許可の規制を緩和する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成15年法律第93号)により、創設された廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定に基づき、環境省令で定める特例として、下水汚泥等の再生利用施設については一般廃棄物であるし尿汚泥、生ごみその他の堆肥化が可能な有機性廃棄物をあわせて処理する場合には、一般廃棄物処理施設の許可を不要とし、都道府県知事への届出制とする。	民間企業が廃棄物処理施設を設置する場合には性質が同様な廃棄物を処理する場合であっても、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されていることから個別に許可を受ける必要があり、さらには、それぞれの許可手続に相当の期間が必要とされていることから、下水汚泥の再生利用に係る産業廃棄物処理施設を設置する場合の特例として産業廃棄物処理施設の許可を受けるときには一般廃棄物処理施設の許可を不要として許可手続の簡略化を図る。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の6	8		産業廃棄物である下水汚泥の堆肥化施設については産業廃棄物処理施設には該当しないため、ご要望の堆肥化施設を設置するにあたっては、一般廃棄物処理施設設置の許可を取得できれば十分である。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	8		産業廃棄物である下水汚泥の堆肥化施設については産業廃棄物処理施設には該当しないため、ご要望の堆肥化施設を設置するにあたっては、一般廃棄物処理施設設置の許可を取得できれば十分である。	
多治見市	バイオマスによる持続可能な地域社会・多治見の創造	1382	1382030	131180	バイオマス施設に係る廃棄物処理法規制の適用除外	市が行う生ごみリサイクルとしてのバイオマス活用施設については、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理施設の構造基準を適用除外とする。	バイオマス(堆肥化・ガス化)施設をBDF施設と併設し、生ごみ資源化を推進する。	市が独自に設定する管理基準により安全確保を図り、周辺の環境影響を抑制することが可能である。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条～9条の8、同法施行令5条～5条の7、同施行規則3条～6条の15		3		一般廃棄物処理施設においては、生活環境保全上支障が生じないよう必要な規制を行っているものであり、バイオマス活用施設であることを理由に廃棄物処理法施行規則に規定される構造基準を適用除外とすることはできない。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3		一般廃棄物処理施設においては、生活環境保全上支障が生じないよう必要な規制を行っているものであり、バイオマス活用施設であることを理由に廃棄物処理法施行規則に規定される構造基準を適用除外とすることはできない。
多治見市	バイオマスによる持続可能な地域社会・多治見の創造	1382	1382040	131190	バイオマス利活用に関する補助金の統合化	BDFと堆肥化・ガス化の統合施設設置に対して、一部旧来技術の活用があったとしても補助対象として運用できるようにする。また、農林水産省、環境省、NEDOの施設補助制度があるが、省庁の枠を超えて統合補助金化する。	バイオマス(堆肥化・ガス化)施設をBDF施設と併設し、生ごみ資源化を推進する。	新しい技術のみならず、旧来型の施設についても複合施設化することで、新しい取組みという位置付けをする。		国におけるバイオマス関連施策については、「バイオマスニッポン総合戦略」を踏まえ、各種施策を講じている。各省ごとのバイオマスに関する補助金は補助目的等が必ずしも一致するものではないため、各省の各種補助金等を統合することは困難である。	3		バイオマス関連施策については、「バイオマスニッポン総合戦略」を踏まえ、各種施策を講じている。各省ごとのバイオマスに関する補助金は補助目的等が必ずしも一致するものではないため、各省の各種補助金等を統合することは困難である。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3		バイオマス関連施策については、「バイオマスニッポン総合戦略」を踏まえ、各種施策を講じている。各省ごとのバイオマスに関する補助金は補助目的等が必ずしも一致するものではないため、各省の各種補助金等を統合することは困難である。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
徳島県	バイオマス燃料を活用した徳島県の製材業・木工業の再生	2090	2090010	131200	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び関連通知の見直し	製材業者・木工業者が自らの生産工程で生じたバイオマス燃料を、木屑焚きボイラーなどにより、自らの生産工程における製品の乾燥や密着などに必要な熱供給を行う場合に限り、廃掃法上、こうしたバイオマス燃料を「燃料として自ら利用するもの」として取り扱う。	製材業者・木工業者の生産工程で生じるバイオマス燃料を、製材業者・木工業者の生産工程における製品の乾燥や密着に必要な熱供給を行う木屑焚きボイラーなどの設備の熱源として活用する。これにより、製材業・木工業の生産コストが減少する(二酸化炭素の排出量の抑制により地球温暖化防止にも貢献する)。(別紙3参照)	製材業者・木工業者の生産工程で生じるバイオマス燃料を、製材業者・木工業者の生産工程における製品の乾燥や密着に必要な熱供給を行う木屑焚きボイラーを活用することができない。このため、処理業者に委託して焼却処理する一方で、重油等の燃料を購入してボイラーの熱源としており、結果的に二重負担となるとともに地球温暖化防止に逆行する結果を招いている。(別紙4参照)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、第14条		3		リサイクルを行うとしても、取り扱うものが廃棄物である以上、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不適当である。むしろリサイクル名目での不適正処理事業が後を絶たないのが現状である。 廃棄物に該当するか否かは、単に有償・無償のみで判断されるものではなく、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。とり扱うものが廃棄物であれば、リサイクルを行うとしても、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあり、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不適当である。 なお、産業廃棄物の収集運搬業・処分の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事が再生利用されることにより、業の許可を不要とすることが可能である。	提案者の要望は木屑に関するものであるが、その点を踏まえ、要望を実現することができないか再度検討されたい。	3		御要望の内容は、廃棄物処理法に基づく事務を所管する都道府県において、木くずの性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して廃棄物でないかと判断されるべきであり、取り扱うものが廃棄物であれば、リサイクルを行うとしても、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあり、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不適当である。 廃棄物である場合であっても、既に廃木材の燃料利用等について、都道府県知事が再生利用指定をしている事例もあることから、都道府県知事の判断で業の許可を不要とすることも可能である。	
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163120	131210	自動車燃料としてのバイオエタノールの普及拡大に係る措置検討	米国で行われているような、国内バイオエタノールに対する補助やバイオエタノールの使用に対する優遇税制(ガソリン税の適用除外)等を検討する。	本支援措置により、国内バイオエタノール生産や利用の普及拡大を図る。	米国ではエネルギー政策等の観点から国内バイオエタノールに対して積極的な支援が行われており、本支援措置により、我が国のバイオエタノール活用の積極的な推進が図られる。	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱		5		平成15年10月から、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)」の再生可能燃料利用促進補助事業として、施設整備等への補助を地方公共団体を通じて実施している。平成16年度からは民間事業者等への直接補助事業として引き続き継続実施する。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	5		本事業は、温室効果ガス排出量の削減につながる有効な対策の一つとして、廃木材からのバイオエタノールの製造事業という新しいビジネスの立ち上げを支援するもので、本邦初の事業に対し支援を行う制度である。補助要件を満たしている申請者に対しては、地域にかかわらず、本邦初の提案事業者が公平に補助を受けられるようにする必要があります。このため、地域再生計画が認定された地域に集中して支援することは困難である。	
個人	超強力生命活性物質で作る果実による人材育成	3012	3012010	131220	超強力生命活性物質とその成果の科学的検証	当該地域の再生構想は生命活動に係る事ですから、安全が第一です。害の無いことが絶対です。検証しつつ、慎重に進めなくてはなりません。特に食に対する不安が広がっている今日、安全の確認は不可欠です。しかしながら、私達は科学的検証機関を持っていません。そこで政府に御願いしたいのです。当再生構想への支援措置は信頼出来る検証機関での科学的検証を御願い致します。可能なら京都大学を希望します。	超強力生命活性物質はありとあらゆる植物を活性化し、植物を介して動物を元気にします。数多くの実験の結果、ぶどうとトマトの栽培がもっとも有効です。ぶどうを一反、トマトを一反予定しています。 ぶどう 植付 一坪に10本 一反で3千本 収穫 一本に5房 一反で1万5千房 トマト 植付 一坪に20本 一反で6千本 収穫 一本に30個 一反で18万個	02年10月、ぶどうを岡山県生物化学総合研究所へ持参した時、研究所の所長と次長から 県内にこのぶどうを普及させてくれ と云われました。そこで、岡山県農業改良普及センターに話を持込んだところ、マニュアルに無いと一蹴されました。けんもほろろとはあのことです。私は驚き、あきれました。国から下りて来たこと以外はならないと云ってました。研究所に頼まれて来た と云うので、研究所と一緒にやれ と云うのです。そして、人体実験をする。権威ある科学的裏付けがあればなしを聞く と云っていましたが、人体実験は多くの方々に食べていただき、害はまったく見られず、好評ばかりですから自信を持っています。科学的検証の方はどうにもなりません。高度な生命科学の知識と最新の分析装置を持たなくては正しい検証結果を得ることは出来ません。検証結果が絶対安全でなければこの構想は実現出来ません。私の希望している支援が得られるなら、実現は高速化し、支援が得られないなら、低速化若しくは停止するでしょう。支援をお願いする所以です。尚、京都大学にこだわっているのは、私に親切な助言を下さっている研究所の0博士が京都大学のご出身だからです。	支援措置が得られるなら、販売が促進されると考えています。			6		農産物生産に関することは農林水産省の所管であり、環境省の所管ではないため		6		
財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構 / 学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた「自律・循環」の地域づくり	3043	3043090	131230	地域通貨による環境価値創出実証実験の円滑運営に資する体制整備	【地域通貨】 地域通貨による環境価値創出実証実験の円滑運営に資する体制整備 生活密着型環境新技術の社会システムへの定着を実証実験するための価値体系の創出。 市民レベルでの地域通貨による二酸化炭素排出権取引を念頭に置いた、循環財(エネルギー)循環ネットワークの実証実験とコミュニティ・ビジネスの育成環境の醸成。	本構想では上記の研究の社会実証実験を前提とし、環境に配慮する様々な価値の取引を想定し、これを一般通貨経済からブロックする形の新たな価値体系として「地域環境通貨」を提案する。 地域通貨の流通圏を想定している本地域と、取引の対象である循環財の流通する圏域の一致が期待できるもの。例えば、域内で完結する流通の完結すべき一般廃棄物、あるいはこれらを利用した地域でのリサイクルの取り組み(バイオマス)、これらのエネルギーを使った域内の交通、域内の自動車に限ったE10の試行実験、さらに試験的に作られた生ゴミ堆肥による有機野菜の地産地消を対象と考える。これらの生活密着型環境新技術を社会に定着することを意図するとき、社会実証実験において別な価値体系を持つことは有意義であり、かつこれらを活用したコミュニティ・ビジネスを育成する際、市場獲得に優位であると考えられる。 研究的な要素としては、これらの行為が実経済活動との比較で、排出権取引としてどの程度の価値を有するかを定量的に検証し、その循環財の循環圏域の適正規模の検証と流通の活性を観る。	地域通貨の導入メリットは、一般国民通貨と一線を画して、各地域で保護を意図する価値観に新たな価値を定義づける事が出来る。地域通貨は日本ではエコマネーともよばれ、福祉・環境ボランティア活動へも波及し様々な実験が始まっているが、実経済にまで影響を及ぼすほどの地域通貨流通は創出されていない。 本構想では地域通貨を、将来的には市民レベルでの二酸化炭素排出権取引に相当するような取引を想定し、地域内で活動するコミュニティ・ビジネス的な要素の活動は積極的に取り込み、新技術が社会に定着する際の諸問題を検証するとともに、こうした技術利用のための「エコユーザー」の動機付けとする。			2		平成16年度より実施を予定している「環境と経済の好循環まちづくりモデル事業」では、市町村から環境と経済の好循環のまちづくりの提案を募集し、そのうち第三者からなる選定評価委員会によって選定された市町村において、エネルギー起源の二酸化炭素排出削減事業を中心に、提案事項の内容も含めた各種事業を集中的に実施していくこととしている。市町村より、提案主体からの支援措置に係る提案事項を含んだ地域再生計画が提出され、それが本部において承認された場合、可能であれば、「環境と経済の好循環まちづくりモデル事業」にも当該市町村より同趣旨の提案があった場合、モデル市町村の選定過程で、選考評価委員会に対し、その旨の情報を適切にインプットしていく予定。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	2		「環境と経済の好循環まちづくりモデル事業」によるモデル地域を選定するにあたっては、環境保全効果及び経済活性化効果の高さ、地域の創意工夫、モデル性等を基準として、第三者で構成する選定評価委員会により選定することから、地域再生計画が認定された市町村から応募のあった計画に認定された事項があった場合には、選定課程で各委員に対し、その旨を情報提供することは可能であるが、地域再生推進計画が認定されていることのみをもって、当該市町村をモデルとして選定することは困難である。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
財団法人水島地域環境再生財団	よみがえれ、水島のまち 水島再生プラン	3056	3056070	131240	環境基準値の設定に基づく地域環境の再生	1978年に0.02ppmから0.04～0.06ppmと3倍に緩和されたNO2の基準値を旧基準に引き上げるとともに、その他の化学物質に関しても、適正な基準値を設け、企業にその遵守を徹底させる。基準値の設定にあたっては、濃度規制でなく、総量規制とし、第3者機関による定期的な検査とその公表も義務付ける。	水島地域は、かつての激甚な大気汚染公害の被害地域であることを考慮して、他地域以上の環境基準の規制強化が必要である。NO2の環境基準値を旧基準に引き上げるのみでなく、それにさらに上乗せした基準値の設定を行う。その他の化学物質についても、専門家による検討委員会等によって協議し、適正と思われる数値にさらに上乗せした値で適用する。	これまでは、1978年に改訂された基準値をクリアすれば良いことになっていたが、現在でも水島地域ではぜん息患者をはじめとして呼吸器疾患が後をたたない、企業は、定められた基準値をクリアすればいいということ、環境問題への対応が後手に回る傾向にある。基準値の強化等、強制力を持った対策が必要である。	環境基本法第16条、二酸化窒素に係る環境基準について(環境庁告示第38号・S53.7.11)	3		二酸化窒素の環境基準は昭和53年に改定しており、その時点までの最新の科学的知見を評価・検討した中央公害審議会の答申に基づいて行ったもの。改定後もその妥当性を検証するための調査を継続して行ってきたところであるが、これまでのところ現在の二酸化窒素の環境基準の改定を必要とする新しい知見は得られておらず、現行の環境基準を改定することは考えていない。今後とも引き続き最新の知見の収集・充実に努めていく。また、環境基準の定められていない有害大気汚染物質についても、優先取組物質を中心に知見の収集に努めており、これらのうち4物質について環境目標値の一つとして、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を設定されている。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3		環境基準は、現に得られる科学的知見を基礎として、疾病やその前兆だけでなく、それより程度の高い健康を、脆弱集団を含めた全ての人について保護することを目的に、十分な安全性を見込んで定められている。これまでのところ現在の二酸化窒素の環境基準の改定を必要とする新しい知見は得られていないことから、現行の環境基準を改定することは考えていない。環境基準に関する知見については今後とも引き続き最新の知見の収集・充実に努めていく。	
パーキテック株式会社	災害時に備えを持つ地域避難施設の充実と活性化プロジェクト	3072	3072010	131250	ディーゼル発電機による自家発電電源供給設備導入	ディーゼル発電機 180KW 2基を電力会社と系統連携させて、自家発電設備運転休止の際にも電力会社から電源が供給できるよう設備する。自家発電は燃料である重油の価格が変動するリスク並びに機器のメンテナンスが専門家でないとまづいかなないといった問題点があるが、分散型発電熱供給契約をすることでそのリスクがなくなり、かつ2系統電源供給が可能な施設として安心して災害避難場所として利用できるようにする。この電源で、水・食糧・上水処理・中水処理を滞りなく行える備えを持つようにする。	災害時に避難場所となる、例えば学校の施設を充実させる。ひとつは、地域電力の供給がストップした時でも自家発電設備による電源供給ができる2系列の電源を持ち、災害時などのときでも運用可能な施設とする。	ディーゼル発電機の排ガス規制が上乗せ条例として存在し、容易に導入できない場所がある(特に都市部)。電力会社からの1系統電源供給では災害時などの停電時に機能しない。一網の規制ではなく目的に応じて準用すれば大きな安全が確保できる。	大気汚染防止法	8		上乗せ排出基準は、都道府県が、地域の事情を考慮して、定めるものである。		8			
月館町	国有施設の開放・有効活用による地域再生計画	1082	1082010	131260	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用規制の緩和	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用を回り、その使用に当たっての規制を大幅に緩和する。	国の機関・施設、遊休国有地等は、自由に使えることを市区町村や住民にPRする。その使い方やアイデアは住民に委ねる。当然、管理上問題ないよう、義務も負ってもらえるのは当然である。申告許可制でなく、届出制で。	おそらく、現状は「私的」なものには使用させないであろうし、申請主義で、その内容も「あれ出せ、これを添付しろ、期間がどうの、内容が」とか事細かて、結局なんやかや「使用させない」、方向に持っていかうとしているのでは、役所は問題がないほうが楽だから、地域再生を目指すからには、多少のリスクは必要。住民活動支援、性善説で。	国有財産法第18条第3項	5		国立公園集団施設地区等内において、各種行為を行う場合は、環境大臣の許可が必要。		5			
金山町	内水面漁業の振興	1357	1357010	131270	アユ冷水病原因究明のための支援及びヒメマス生息環境を改善するための支援	沼沢湖は県内唯一のヒメマスが生息しているため、生息環境の改善を行うため、電力発電用の水位の変動を少なくし、自然繁殖と害魚の只見川からの流入を防ぎたい。野尻川は、冷水病の発生により放流魚の「アユ」及び「在来魚」が感染し魚の生態系に変化がおきている。冷水病の解消と渓流魚の復活を図りたい。只見川及び小河川は発電用ダム及び砂防堰堤の設置により魚の遡上が阻害され、またダム等の設置により水の流れが滞留して魚の繁殖に影響を及ぼしているためダム等に魚道を設置し豊かな漁業資源の復活を図りたい。	魚族資源の保護と豊かな川の恵みを復活させるため魚道設置の義務化、冷水病対策と早期解消、ヒメマス生息環境の改善を図るため、国県の支援	電力会社が水の利用権を持っているため、生息環境の改善ができない。		6		ダムの管理、魚道設置などの河川管理、生物の病害の対策は環境省では所管していないため		6			
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039060	131280	国の各地方機関の行政管轄区域の統一	市内における国の各地方機関の行政管轄区域の統一する方針の決定と統一までの期限の設定。	合併に伴う新市域内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定を求めるとともに、これが迅速に行われるために期限の設定を行う。	合併後の新市の一体性の強化や住民の利便性の向上を図るため、これらの管轄区域を同一にすることが必要である。		6		提案事項である「合併に伴う新市域内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定」を環境省で決定することはできない。		6			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
特定非営利活動法人 やまなし県民政策ネットワーク	環境と産業の共生による地域再生	3040	3040010	131290	1. 遊休資源流動化 2. バイオマスの利用機会拡大 3. 都市農山村交流促進 4. 事業・予算の集中 5. 産業育成資金支援制度	1. 地域の放置森林、遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための遊休資源流動化促進制度を創設する。 2. 公有林の民間管理委託 3. 塩漬け農地の規制緩和 4. 地方公共団体の農地取得の要件緩和 5. 発電事業を行うのにあつたの電気事業法の緩和 6. 木造建築物の規制緩和 7. 都市農山村交流事業の拠点として、遊休公共施設の目的外使用の認可、あるいは民間の空き屋を流動化させ、これに活用できる制度を創設する。 8. 市民農園開設者の民間への拡大 9. 都市農山村交流事業をおこなう際の旅行業法上の規制緩和・撤廃 10. 森林整備補助金の収集輸送費用への拡大使用緩和措置 11. 緑の雇用、緊急雇用対策事業のバイオマス事業への集中 12. RPS法の電力最低買い取り要件の緩和 13. 産官学民混合バイオマス産業育成機関の設置 14. バイオマス産業育成金融機関の設置要件緩和	1. 高齢化や不在地主等の原因で放置されている私有林や遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための資源流動化促進制度を創設する。(添付資料参照)これにより、放置森林や遊休耕地の流動化が促進され、バイオマス資源として有効に活用される。 2. 公有林の管理をNPO、株式会社等民間に委託し、そこで得られる木質バイオマス資源をバイオマス事業に活用することによって、公有林の整備管理が促進される。 3. 不動産開発等で取得した農地が塩漬け化しているケースが見られるが、バイオマス利用や都市農山村交流等地域活性化目的に使用する際には、その転用申請の際の規制を緩和する。これによって、塩漬け農地の流動化を促進させる。 4. 塩漬け農地や長期放置農地等、荒廃が極端に進んでしまった農地等に関して、農地の存在する市町村の農地取得の緩和、これによって農地の流動化を促進させる。 5. 発電事業の実施における届け出や能力規制等の規制緩和、これにより地域資源に適した規模における発電事業が実施される。 6. 地域木材の利用を促進させるための木造建築物の規制緩和 7. 都市農山村交流活動を促進するため、交流の拠点を確保する。そのために、地域で遊休化している公共施設を目的外に使用できるよう規制を緩和する。またこの時、この施設が償却期間中でも、補助金を返還しなくてもこれが実施できるようにする。また、民間の空き屋もこれに活用できるよう、空き屋バンク制度を地方公共団体に設置し、その流動化を促進させる。これにより交流の拠点が、新たに大きな予算をかけずに設置ができ、結果的に交流が促進される。 8. NPOや民間会社が市民農園主体として経営できるように規制緩和する。これにより遊休耕地が有効活用される。 9. 都市農山村交流事業を行う際の旅行業法の規制緩和、具体的には、農家の宿泊認可、有償での人の輸送認可、これにより都市農山村交流事業が活発化する。 10. 間伐等の森林整備補助金を間伐作業以外の材の収集輸送に柔軟に活用できるように補助金の利便性を向上する。 11. 現在実施されている緊急雇用対策事業「緑の雇用」制度における労働をバイオマス産業分野へ一部集中させることによって、バイオマス資源の調達におけるコストを低減される。 12. RPS法における最低電力買い取り電力の低減措置をとることにより、バイオマス小規模発電産業の成長が促進される。 13. 地域でバイオマス産業クラスターを育成する機関として、産官学民混合の専門機関を設置することによって、この産業の成長育成効果がもたらされる。 14. バイオマスだけに限らず、地域産業クラスターを育成する地域金融機関を設置するにあつたの設置基準の緩和、これにより地域産業構造が強化される。	地域にはバイオマス資源が山林、農地等豊富にあるが、それが流動化されていないという課題がある。すなわち、耕作管理や山林管理を放棄したままとなっている状況にある。これは地域の後継者が活用さればよいのだが、農山村部の高齢化や、不在地主の不在、不動産開発等開発行為の緩慢等によって、地域ではもはや活用していくことがなくなっているのが現状である。そこで、この流動化促進制度を創設し、放置森林や遊休耕地の流動化を促し、これを積極的に活用したNPOや民間会社を地域外からも広く公募しながら、活用していく仕組みが必要なのである。そのための流動化制度であり、遊休耕地の市町村の取得なのである。市町村の農地取得に関しては、現在都道府県においては公共目的使用において農地の取得が農地法第3条の許可(取得できるが、市町村の場合はこれが必要となる。このあたりの規制緩和も必要である。またこの流動化を進めると同時に、薄く広く分布するバイオマス資源を産業として成立させるコストで収集輸送して行く仕組みが一方で必要となる。これを森林整備補助金の柔軟な運用や緊急雇用対策事業として行われている緑の雇用の労働力をバイオマス産業に集中させる等を行うことによって、そのコスト低減をはかる仕組みをつくる。例えば、現在、間伐を積極的に進める目的で森林整備補助金が広く活用されているが、多くは間伐作業のみがその対象となるため、伐採された材の多く、約87%(山梨県実績)は山林に放置されたままという状況である。そこでこの補助金の運用において、収集輸送の運用に関しては柔軟に対応できるように緩和することが必要となる。それによって、材の有効利用、バイオマスへの有効利用につながる。 またこの事業のサービスの出口としての電力や熱の買い取りの仕組みを準備することも必要となる。これに関しては、構造改革特区の電気事業法における特別措置を活用して電気事業の緩和要件を最大限活用することはいまでもないのだが、しかし、それだけで発電された電気がまた熱等から得られる収入源だけでは、経営が難しい点がある。これに関しては、RPS法において電力会社の買い取り価格や電圧が、柔軟に運用されるように緩和される必要がある。 また、このバイオマス地域産業を運動的、さらに社会的に育成していく手段として都市農山村交流事業の活用が期待される。すなわち、森林ボランティアや環境ボランティア等の活用である。しかし、これを行うにあつたネットワークとなるのが、その交流の拠点を確保である。新たに交流拠点を考えることも考えられるが、やはり昨今の地方の財政状況からして困難である。一方、遊休化している、あるいは稼働率の低い公共施設も多々見られるので、有効活用のためにもそのような施設の目的外使用を認め、(償却期間中)の場合でも補助金返還することなしにこれに活用する。また、この事業を行う際にはNPO等民間の力を活用して実施するが、現行の旅行業法においては、この免許がなければ有償で人的輸送を行うことができない、都市農山村交流の活動において宿泊の認可が得られない等、といったネックがある。これについても規制緩和して、都市農山村交流事業に関するもの柔軟な措置が必要となる。 また、バイオマス産業を地域産業として地域で育成する専門金融機関の設立、あるいはそれを含めてこの産業全体を地域で育成する産官学民混合機関の設立も同時に必要である。なぜなら、この産業を育てるには、当初多額の資金が必要となるが、それを補助金のみでまかなうことは昨今のきびしい財政状況の中においては困難な状況である。一方、こういった地域産業を起こす際の役割は本来、地域金融機関にあり、プロジェクトファイナンス等によってそれを引き受けるのが筋としてはよいのだが、一方で既存金融機関の経営体質で、こういった新しい取り組みに対して消極的な姿勢が見られるのも事実である。そこで、この産業を地域で起こし振興していく金融機関を新たに設置するということも必要となる。 また、その際には、その設置基準の緩和措置も必要となる。 また、こういった産業を次世代の産業クラスターとして育成していく専門機関の存在が必要となる。ところで、バイオマス地域産業クラスターを育成するにあたり、必要な専門家として、森林、農業、電気エネルギー、技術、公共社会政策、産業政策、法律、環境、財務、NPO、コンサルタント等の専門家の集合体が必要となるが現在こういった専門家が一箇所に集まる機関は存在しない。産官学民各分野の専門家が協働する機関の設置はこれ故、重要となる。			6	農地利用及び地域の森林放置に係る事業であり、農林水産省の所管する事業であり、環境省の所管する範囲の事業ではないため		6			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
特定非営利活動法人 えがおつなげ	環境と産業の共生による地域再生	3041	3041010	131300	1. 遊休資源流動化 2. バイオマス利用機会拡大 3. 都市農山村交流促進 4. 事業・予算の集中 5. 産業育成資金支援制度	1. 地域の放置森林、遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための遊休資源流動化促進制度を創設する。 2. 公有林の民間管理委託 3. 塩漬け農地の規制緩和 4. 地方公共団体の農地取得の要件緩和 5. 発電事業を行うのにあつたての電気事業法の緩和 6. 木造建築物の規制緩和 7. 都市農山村交流事業の拠点として、遊休公共施設の目的外使用の認可、あるいは民間の空き屋を流動化させ、これに活用できる制度を創設する。 8. 市民農園開設者の民間への拡大 9. 都市農山村交流事業をおこなう際の旅行業法上の規制緩和・撤廃 10. 森林整備補助金の収集輸送費用への拡大使用緩和措置 11. 緑の雇用、緊急雇用対策事業のバイオマス事業への集中 12. RPS法の電力最低買い取り要件の緩和 13. 産官学民混合バイオマス産業育成機関の設置 14. バイオマス産業育成金融機関の設置要件緩和	1. 高齢化や不在地主等の原因で放置されている私有林や遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための資源流動化促進制度を創設する。(添付資料参照)これにより、放置森林や遊休耕地の流動化が促進され、バイオマス資源として有効に活用される。 2. 公有林の管理をNPO、株式会社等民間に委託し、そこで得られる木質バイオマス資源をバイオマス事業に活用することによって、公有林の整備管理が促進される。 3. 不動産開発等で取得した農地が塩漬け化しているケースが見られるが、バイオマス利用や都市農山村交流等地域活性化目的に使用する際には、その転用申請の際の規制を緩和する。これによって、塩漬け農地の流動化を促進させる。 4. 塩漬け農地や長期放置農地等、荒廃が極端に進んでしまった農地等に関して、農地の存在する市町村の農地取得の緩和、これによって農地の流動化を促進させる。 5. 発電事業の実施における届け出や能力規制等の規制緩和、これにより地域資源に適した規模における発電事業が実施される。 6. 地域木材の利用を促進させるための木造建築物の規制緩和 7. 都市農山村交流活動を促進するため、交流の拠点を確保する。そのために、地域で遊休化している公共施設を目的外に使用できるよう規制を緩和する。またこの時、この施設が償却期間中でも、補助金を返還しなくてもこれが実施できるようにする。また、民間の空き屋もこれに活用できるよう、空き屋バンク制度を地方公共団体に設置し、その流動化を促進させる。これにより交流の拠点が、新たに大きな予算をかけずに設置ができ、結果的に交流が促進される。 8. NPOや民間会社が市民農園主体として経営できるように規制緩和する。これにより遊休耕地が有効活用される。 9. 都市農山村交流事業を行う際の旅行業法の規制緩和、具体的には、農家の宿泊認可、有償での人の輸送認可、これにより都市農山村交流事業が活発化する。 10. 間伐等の森林整備補助金を間伐作業以外の材の収集輸送に柔軟に活用できるように補助金の利便性を向上する。 11. 現在実施されている緊急雇用対策事業「緑の雇用」制度における労働をバイオマス産業分野へ一部集中させることによって、バイオマス資源の調達におけるコストを低減される。 12. RPS法における最低電力買い取り電力の低減措置をとることにより、バイオマス小規模発電産業の成長が促進される。 13. 地域でバイオマス産業クラスターを育成する機関として、産官学民混合の専門機関を設置することによって、この産業の成長育成効果もたらされる。 14. バイオマスだけに限らず、地域産業クラスターを育成する地域金融機関を設置するにあつたての設置基準の緩和、これにより地域産業構造が強化される。	地域にはバイオマス資源が山林、農地等豊富にあるが、それが流動化されていないという課題がある。すなわち、耕作管理や山林管理を放棄したままになっている状況にある。これは地域の後継者が活用さればよいのだが、農山村部の高齢化や、不在地主の不在、不動産開発等開発行為の緩慢等によって、地域ではもはや活用していくべきなくなってきたのが現状である。そこで、この流動化促進制度を創設し、放置森林や遊休耕地の流動化を促し、これを積極的に活用したNPOや民間会社を地域外からも広く公募しながら、活用していく仕組みが必要である。そのための流動化制度であり、遊休耕地の市町村の取得なのである。 市町村の農地取得に関しては、現在都道府県においては公共目的使用において農地の取得が農地法第3条の許可(取得できるが、市町村の場合はこれが必要となる。このあたりの規制緩和も必要である。またこの流動化を進めると同時に、薄く広く分布するバイオマス資源を産業として成立させるコストで収集輸送して行く仕組みが一方で必要となる。これを森林整備補助金の柔軟な運用や緊急雇用対策事業として行われている緑の雇用の労働力をバイオマス産業に集中させる等を行うことによって、そのコスト低減をはかる仕組みをつくる。例えば、現在、間伐を積極的に進める目的で森林整備補助金が広く活用されているが、多くは間伐作業のみがその対象となるため、残された材の多く、約87%(山梨県実績)は山林に放置されたままという状況である。そこでこの補助金の運用において、収集輸送の運用に関しては柔軟に対応できるように緩和することが必要となる。それによって、材の有効利用、バイオマスへの有効利用につながる。 またこの事業のサービスの出口としての電力や熱の買い取りの仕組みを準備することも必要となる。これに関する規制緩和、構造改革特区の電気事業法における特別措置を活用して発電事業の緩和や最大限活用することはいまでもないのだが、しかし、それだけでは発電された電気がまた熱等から得られる収入源だけでは、経営が難しい点がある。これに関しては、RPS法において電力会社の買い取り価格や電費率、柔軟に運用できるように緩和されることが必要である。 また、このバイオマス地域産業を運動的、さらに社会的に育成していく手段として都市農山村交流事業の活用が求められる。すなわち、森林ボランティアや環境ボランティア等の活用である。しかし、これを行うにあつたてネットワークとなるのが、その交流の拠点を確保である。新たに交流拠点を創設することも考えられるが、やはり昨今の地方の財政状況からして困難である。一方、遊休化している、あるいは稼働率の低い公共施設も多々見られるので、有効活用のためにもそのような施設を目的外使用を認め、(償却期間中)の場合でも補助金を返還することなしにこれに活用する。また、この事業を行う際にはNPO等民間の力を活用して実施するが、現行の旅行業法においては、この免許がなければ有償での人的輸送を行うことができない、都市農山村交流の活動において宿泊の認可が得られない等、といったネックがある。これについても規制緩和して、都市農山村交流事業に関するもの柔軟な措置が必要となる。 また、バイオマス産業を地域産業として地域で育成する専門金融機関の設立、あるいはそれを促すための産業全体を地域で育成する産官学民混合機関の設立も同時に必要である。なぜなら、この産業を育てるには、当初多額の資金が必要となるが、それを補助金のみでまかなうことは昨今のきびしい財政状況の中においては困難な状況である。一方、こういった地域産業を起こす際の役割は本来、地域金融機関にあり、プロジェクトファイナンス等によってそれを引き受けるのが筋としてはよいのだが、一方で既存金融機関の経営体質に、こういった新しい取り組みに対して消極的な姿勢が見られるのも事実である。そこで、この産業を地域で起こし振興していく金融機関を新たに設置するということも必要となる。 また、その際には、その設置基準の緩和措置も必要となる。 また、こういった産業を次世代の産業クラスターとして育成していく専門機関の存在が必要となる。ところで、バイオマス地域産業クラスターを育成するにあたり、必要な専門家として、森林、農業、電気エネルギー、技術、公共政策、産業政策、法律、環境、財務、NPO、コンサルタント等の専門家の集合体が必要となるが現在こういった専門家が一箇所に集まる機関は存在しない。産官学民各分野の専門家が協働する機関の設置はこれ故、重要となる。			6	農地利用及び地域の森林放置に係る事業であり、農林水産省の所管する事業であり、環境省の所管する範囲の事業ではないため		6				
館岩村商工会	砂防のリサイクル	3069	3069010	131310	自然を守るための砂防のリサイクルと雇用創出	自然を守るために作られた砂防ダムが、土砂の堆積を除去しないため、かえって自然破壊の現況になっている。国土交通省の法律によって現状は守られているが、自然環境の保全や地域の視点から考えていないため、隘路が生じている。	従来の公共事業が減少しているため、ダンパー・コンポー・労働力などを、当地域の重要な部分の再生に向けて。	興った当地域で誘客出来るのは、清流があり釣り人から宣伝されているからです、川を守るのは魚を放流したり地域住民の生きる糧であります。			6	砂防事業は国土交通省で所管しており、環境省では所管していないため		6				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
北海道二十世紀総合研究所	地方分権・民間主体型統計分析の実施	3036	3036010	131320	地域経済動向に関する統計の一元化と地方主体の実態把握	1. 国で実施されている統計業務の都道府県(市町村)への移管 2. 公的主体で管理・実施している統計作業、集計作業の民間へのアウトソーシングの推進	1. 地域の各種統計(人口、商業、工業、雇用動向、景気動向、企業データベース等)で国で実施されているものの都道府県(市町村)移管 2. 地域企業による統計の一元管理と実施(地域での臨時雇用者を中心とした雇用管理を含む) 3. 地域企業による、地元企業や住民が利用しやすい(利用促進につながる)形式へのデータの加工、公表手法、デザインの検討 4. 上記は、北海道での「道州制特区」の枠組みで、試行することも考えられる。	1. 失業率のように、地域では四半期ベースのみ公表されるため、月きめ細かな雇用政策の立案が困難な状況にある。 2. 景気動向や世論調査等複数のアンケート調査等が同一企業や個人に依頼される結果、多大な手数をかけている。 3. 一部統計については、都道府県レベルのデータ公表に留まり、市町村レベルでの施策推進に不十分なデータもある。 4. 総務省アンケートによれば、こうした統計結果が市民や企業に有効活用されているとはいえない状況にある。 以上に対して、地域の民間企業の一元管理の上で統計調査等を実施すれば、データの地域密着化やデータ集計・管理の効率化が図られるとともに、データの有効活用を推進する。また、調査員の募集・管理も地域企業が実施することにより、地域での雇用創出につながる。			6	地域経済動向に関する統計を環境省では行っていないため			6		
北海道二十世紀総合研究所	河川環境管理の包括的民間委託	3038	3038010	131330	河川環境管理の民間による統括的な業務推進に向けたデータベース作成や危機管理マップ等の作成	1. 国、都道府県、市町村、(民間)が管理しているすべての河川の管理に必要なとされる水質測定、危機管理データの作成等の包括的な民間委託 2. 上記データ作成に関する予算措置(新設でなく既存の河川関連または環境保全関連の予算枠の活用)	1. 河川の各管理主体が保有するデータの開放 2. 1によるデータの活用や新規の環境測定データの作成による河川ESIマップの作成に対する支援措置 3. ESIマップをベースに、河川流域自治体等が共通して活用できる危機管理システムの構築や日常の環境管理主体(住民やNPOを含む)の在り方を河川流域全体で検討するための仕組みづくり	増加傾向にある河川における水質事故への対応、河川の環境保全ニーズの高まりに対して、河川を一体化させた管理システムの導入が不可欠である。しかし、わが国では、河川の管理主体が細分化されているために、海洋や諸外国で構築されている環境脆弱性指標地図(ESI(Environmental Sensitivity Index)マップ)が作成されていない。現状では、流域管理マップが国により作成されているものの、有害物質の河川への流出の際の迅速な対応や河川全体の環境保全対策については、十分でない状況にある。この対応のために、管理主体の異なる河川を包括化したESIの作成を民間主体で行い、これをベースに地域におけるリスク管理のあり方と管理主体のあり方を再検討する必要がある。	水質汚濁防止法第15条、第17条		8	「具体的事業の実施内容」の「1. 河川の各管理主体が保有するデータの開放」に記載されている件については、国、地方公共団体が持っている、全国の水質常時監視データは、毎年とりまとめを行い公表(印刷物、インターネット)している。また、GISを活用し公共用水域の水質データ等の水環境情報及び関連情報の一元化による水環境情報総合データベースを、現在構築中(H13～H16)であり、平成17年度より一般にインターネットによる公表を予定している。このため、標記提案にある河川の水質測定データについてはこれらを有効に活用願いたい。	水質測定データの民間委託について再度検討されたい。		8	公共用水域の水質測定について、環境省では民間委託を禁じている事実はない。	
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174060	131340	新規事業の創出	千葉県環境保全条例に基づく地下水採取規制の部分凍結あるいは権限委譲	新規事業の創出に不可欠な水資源の確保及び新たな企業誘致に必要。近年の合理化、企業撤退に伴う利用減少分を活用する形で利用可能とする施策がインパクトも少なく望ましい。	地盤沈下問題に対する規制であり、現状では新規井戸を掘ることは出来ない。近年工業用途の地下水利用が低下しており、地盤沈下が沈静化した時期の水準よりさらに地下水位が上昇している。当事業では、食品に含まれる塩分が大きな障害となることから、地下水による洗浄が不可欠である。他方、地下水汚染対策時の揚水は、規制により利用できず放流されている現状があるが、循環性資源でもあることから積極的に利用していくことで浸透量を増やし、浄化をさらに推進することが可能となる。			6	県の条例に関する提案であり、地方自治の範囲内であるから、環境省として対応はできない。			6		
平田村	遊休農地利用による循環型農業の村づくり	1268	1268010	131350	有機農業の振興と都市市民との交流	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の一部県への移譲	遊休農地等所有者から畑地を借り受け、可能な限り耕地を集団化し、地区ごとに農作物等を作付けし、事業の共同化を図る。収穫、加工、発送は地元農家・住民の労働力を確保し、雇用を図る。加工・流通施設は、1年を通じ可動可能な地元の風土、気候を活用した製品の開発を目指す。	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の県への移譲			6	中山間地域活性化資金貸付基準、国有林野許可権限は、環境省の所管ではないため			6		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
新城市 鳳来町	木質バイオマス利用を中心とした森林総合産業の創出	1238	1238010	131360	森林の健全化と木材の有効利用を軸とした持続可能社会の構築	森林の健全化に関する財源の確保権限補助制度(地球温暖化防止森林吸収源10か年対策に基づくものなど)があるものの、エネルギー面や環境面、教育面を含めたトータルな施策を実施するものとなっていないため、森林の健全化に資するすべてを包括する財源制度として再編し、それを地域に密着して取り組む市町村長に移譲する。	市民参加の森づくり 市民参加の森づくりを促進するため、森づくりボランティア、森林提供ボランティア(森林所有者)を募集する。また、森林管理アドバイザーや大型機械とそのオペレーターなどを確保し、森林の健全化に取り組もうと希望する誰もが植林・育林・伐採などにかかわれるようにする。 林地残材等有効活用事業 木質バイオマス利用等持続可能な地域づくりになると認定した場合、森林所有者以外でも林地残材を搬出することができ、かつ搬出作業の対価に見合う環境貢献ポイント制を確立し、取り組みを促進する。これにより、資源循環型社会づくりの推進と参加者のモチベーションアップを図ることができる。	平成13年の森林・林業基本法の制定、森林法の改正により、木材生産を中心にしたものから国土の保全、水源涵養、環境の保全等森林の多様な公共的機能に配慮し、その機能を持続できるようにするものとされているが、縦割り行政の中でその趣旨が十分発揮できていない。さらに、森林法に基づく森林施業計画では森林所有者への義務履行を迫るためには弱いところがある(違反者に対する罰則規定がない、代行措置がとれない等)、森林の所有問題、現状では森林所有者以外、あるいは森林所有者の許可なく(森林の手入れをすることができない。さらに、手入れが経済的に見合わないため、森林所有者による管理が放棄されている。木材副産物は、昭和30年代はじめまではエネルギー資源として活用されていたが、現在は廃棄物の処理及び清掃に関する法律とダイオキシン類対策特別措置法によって活用しにくくなっている。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、		3		リサイクルを行うとしても、取り扱うものが廃棄物である以上、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不適当である。むしろリサイクル名目での不適正処理事業が後を絶たないのが現状である。 なお、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事が再生利用されることが確実であると認め指定を行うことにより、業の許可を不要とすることが可能である。	提案の趣旨を踏まえ検討できないか	3		御要望の内容は、廃棄物処理法に基づく事務を所管する都道府県において、木くずの性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して廃棄物でないか判断されれば、実現可能である。取り扱うものが廃棄物であれば、リサイクルを行うとしても、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあり、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不適当である。既に廃木材の燃料利用等について、都道府県知事が再生利用指定をしており、業の許可もあることから、都道府県知事の判断で業の許可を不要とすることも可能である。	
厚木市	ファンタスティックやまなみ	1008	1008010	131370	国定公園内における施設設置許可基準の緩和と権限移譲	国定公園の公園事業執行に係る公園計画の変更決定の基準として、「自然風景地の保護」のみならず、「国民の保健その休養及び強化に資する利用の増進」の観点について柔軟な検討を願うとともに、公園事業の変更決定の権限を、第三種特別地域等における場合は、都道府県知事から当該市町村長へ権限移譲されたい。	丹沢大山国定公園第三種特別地域内において、ロープウェイの設置、シャトルバス関連施設等の整備及び駐車場等の附帯施設の整備を行う。	国定公園内の施設については、風致の維持等の風景地保護の観点から、新たに公園事業として位置付けられることが困難な状況にある。しかしながら、観光立国施策を展開する我が国においては、特に大都市圏近郊の国定公園について、今後、新たな観光施策が求められると考えられる。本市における事業展開は、その目的に十分沿ったものであると思われる。現在、丹沢大山国定公園の主要な観光ポイントである大山は、ケーブルカーと登山コースを利用することにより、山頂までアクセスが可能となっているが、本計画のロープウェイ設置では、その山頂へのアクセスが容易になることから、老若男女、高齢者など、より多くの人たちに自然と親しむ機会を与えたいと、既存の観光コースに組み入れることにより、回遊性が更に高まり、優れた自然風景地の利用増進が図られる。事業実施に当たっては、施設設置許可基準の緩和とともに、第三種特別地域における工作物の新築等の許可について、市町村への権限移譲を強く求めるものである。	・自然公園法第7条第3項及び同条第4項、第8条第3項、第10条 ・「国立公園の公園計画作成要領」(平成15年5月28日付 自然環境局長通知)	国定公園の公園計画の決定は、環境大臣が、都道府県の申し出により、審議会の意見を聞いて決定する。また、公園計画を廃止、変更しようとするときは関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、都道府県の申し出によらなければならない。 また、国定公園における公園事業は、都道府県が決定することとなり、その執行に係る同意若しくは認可の権限も都道府県知事が有するものとなっている。		3・5		国定公園の公園事業の決定及びその執行については、都道府県知事の権限とされているところであり、要望を反映するか否かについては都道府県知事の判断が必要。 公園計画の決定等については環境大臣の権限とされているところであるが、都道府県からの公園計画の変更の申し出により行われるもの。また、従来5年を原則として行っていたところであるが、今般「国立公園の公園計画の作成要領」にて、5年を待たなくても必要と思われる案件がある場合においては公園計画の変更が可能としたところであり、公園計画の見直しに関して機動的に対応することは現行制度の運用でも可能。	要望を実現することができないか再度検討されたい。	5		自然公園法の目的は優れた風景地の保護とその利用の増進とあり、両者ともにその推進を図っているところ。 都道府県知事の権限とされている国定公園の公園事業の決定及び変更は、国定公園の保護と利用の促進について都道府県が市町村を跨る広域的な視点から判断する必要があるが、都道府県の事務の委託については地方自治法により既に規定されているところであり、現行制度で対応可能。
加賀市 小松市 山中町	加賀越前水郷構想	1235	1235040	131380	水質浄化による自然環境の再生	生活排水浄化施設整備への助成。ふるさとの森づくりへの助成	生活排水浄化施設整備。ふるさとの森づくりを拡大し、治山治水と水質浄化、在来水生物多様性の回復。釣りなど川遊びを通じて水環境学習の推進、環境ボランティアの育成。環境調和型農業の普及支援(再掲)	水質汚濁の原因である生活排水の浄化とふるさとの森づくりを推進する支援措置が必要である。	浄化槽整備事業交付要綱		5		生活排水対策を推進する必要がある地域において汚水処理施設の計画的な整備を図るため、浄化槽の設置等に要する費用の一部を助成する市町村事業に対する補助事業及び平成6年度から市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行う事業に対する補助事業を行っている。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	5		生活排水対策を推進する必要がある地域において汚水処理施設の計画的な整備を図るため、浄化槽の設置等に要する費用の一部を助成する市町村事業に対する補助事業及び平成6年度から市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行う事業に対する補助事業を行っている。	
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163040	131390	バイオマスプラスチック原料等の生産プラント建設等に対する支援	バイオマスプラスチック原料やバイオエタノールの生産プラント建設等に対し支援(補助、政策金融等)を行う。	本支援措置により、バイオマスプラスチック原料等を生産する企業がプラント建設等を進める。	高度なバイオ技術を駆使する分野で企業がプラント建設等を行うには多大な経費を要し、本支援措置により、グリーンバイオの核となるプラントの建設等を進めることができる。			2		16年度補助事業(地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業)として、補助要綱を策定する。16年度は支援対象事業として、廃木材からエタノールを製造する本邦初の事業用プラントの整備を想定。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	2		本事業は、温室効果ガス排出量の削減につながる有効な対策の一つとして、廃木材からのバイオエタノールの製造事業という新しいビジネスの立ち上げを支援するもので、本邦初の事業に対し支援を行う制度である。補助要件を満たしている申請者に対しては、地域にかかわらず、本邦初の提案事業者が公平に補助を受けられるようにする必要がある。このため、地域再生計画が認定された地域に集中して支援することは困難である。	
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163050	131400	バイオマスプラスチックの製品・技術開発等に対する支援	バイオマスプラスチックの原料となるプルラン等の詳細な物性に係る調査・研究や機能性向上に係る研究開発、他の自然素材(木粉、竹繊維、ケナフ繊維等)を活かした製品開発、バイオマスプラスチック原料の効率的な高度生産技術開発に係る研究などに対し支援(補助、政策金融等)するとともに、こうした研究開発等には高度なバイオ技術等を駆使する故に高額の経費を要することから、地域新生コンソーシアム事業の補助金限度額の引き上げなど、補助金等の要件の改善を行う。	本支援措置により、「岡山グリーンバイオ研究会」や国の研究機関等が連携、協力を図りながら、プルラン等の詳細な物性に係る調査・研究や機能性向上に係る研究開発、他の自然素材を活かした製品開発、バイオマスプラスチック原料の効率的な高度生産技術開発に係る研究などを積極的に推進する。	高度なバイオ技術等を駆使するグリーンバイオの分野での研究開発には、多額の経費と知見等を必要とし、本支援措置により、各種研究開発を積極的に推進することができる。			6		バイオプロセス実用化開発プロジェクト、地域新生コンソーシアム事業は経済産業省で所管しており、環境省では所管していないため		6			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
福岡県田川市香春町添田町糸田町川崎町赤池町方城町大任町赤村	田川地域産業再生構想	2136	2136010	131410	セメント製造施設の転用に係る許可の緩和 廃棄物処理施設整備補助金のセメント製造施設改造への適用	産業廃棄物処理を実施するセメント製造施設の廃棄物処理施設への転用に関する廃棄物処理法に基づく、都道府県知事による許可の緩和 環境省が所管する廃棄物処理施設整備補助金の自治体が関与して実施するセメント製造施設改造への適用(現行は施設新設のみが対象)	セメント製造施設の一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設への転用	廃棄物処理施設の整備については、市町村による新設に限られ、改造については対象になっていない。 セメント製造施設の改造には、多大な費用を要することが予想され、一般廃棄物処理も併せて実施することを検討している。 また、補助が必要となっている。 また、廃棄物処理施設の許可については、長期間を要するが、既に産業廃棄物処理を実施している施設に対しては、新たな許可を不必要とすべきである。	廃棄物処理法第22条等	環境省は市町村に対し一般廃棄物処理施設の設置に要する費用の一部を補助している。	5		リサイクルを行うとしても、取り扱うものが廃棄物である以上、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を一律に除外することは不適当である。 むしろリサイクル名目での不適正処理事業が後を絶たないのが現状である。 なお、平成15年12月1日施行の改正産業廃棄物処理法において、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものを処理する場合に必要な届け出をした場合には、一般廃棄物処理施設設置の許可を受けないで、当該一般廃棄物処理施設として設置することができる制度を設けたところである。また、廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として廃ゴムタイヤをセメント工場において処理する場合は、現行制度において再生利用認定制度により、産業廃棄物処理業及び処理施設の許可を不要とする措置が既になされている。セメント製造施設を転用し、市町村が新たに一般廃棄物処理施設を整備する場合に国庫補助対象となる可能かどうかについては、県を通じて具体的な整備計画をお聞きした上で判断したい。	セメント製造施設を転用し、市町村が一般廃棄物処理施設を整備する場合についても廃棄物処理施設整備補助金の対象となりうると考えてよいか	5		セメント製造施設を転用し、市町村が新たに一般廃棄物処理施設を整備する場合、整備計画の内容によっては新設事業として一部国庫補助対象となる可能性もあるが、現在のところまだ構想段階であり、具体的な整備計画を検討中とのことであるため、現時点では判断できない。具体的な計画の内容をお聞きした上で判断したい。	
財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構/学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた「自律・循環」の地域づくり	3043	3043020	131420	バイオエタノールの製造・利用等に関する研究開発補助金の統合化	バイオエタノールの製造・利用等に関する研究開発補助金の統合化 バイオエタノール由来の「エコ燃料」(バイオエタノールとその混合燃料)の現行機器への利用拡大に際しては、生成・製造技術や保管・貯蔵技術の確立(経済性の成立等)、機器使用部品の腐食調査や安全性等の技術的な開発、検証と課題解決のほか、エコ燃料の普及促進に向けた組織体制の構築及び維持・運営、利用者優遇策の導入等を含めたトータルシステムとしての包括的取り組みが必要とされることから、各種の研究開発補助金の統合化や各種普及施策等の関連施策を集中した支援措置により、円滑な実証実験の実施とこれによる普及拡大の迅速化を期待することができる。	バイオエタノール由来のバイオエタノールを既存のガソリンや重油等に混入して製造する「エコ燃料」を、本庄地域内において実用・実機に導入し実際に活用することにより、原料バイオエタノールの確保から収集・運搬、生成プロセス技術、保管・貯蔵技術、供給インフラ整備、利活用対象機器の整備、アフターケアなど、「エコ燃料」の普及を促進し社会システムに定着させていくための総合的な実証研究を実施する。 具体的には、原料確保～燃料生成～燃料輸送・販売～燃料利用機器・部品の製造・販売(整備・再利用を含む)、燃焼装置管理(ボイラ等)などに関わる関連事業者、燃料消費者である一般家庭を含めた実証実験の実施と並行して、地域的な「エコ燃料」の普及促進のための組織(エコユーザー・ネットワーク)を設置・運営する。 *各種利用機器等の信頼性評価の実施による機器等の改良および効率的利用の技術的ノウハウの開発を含む。 こうした取り組みを進める中で、地域住民をはじめとするエコユーザーの育成と参加をさらに促進しつつ、地域内の資源循環に資するバイオエタノールを拡大し、地球温暖化防止に寄与するカーボンニュートラルのエネルギー利用を促すとともに、参加事業者にとつての新規ビジネス機会を創出することが可能となり、新規技術のみならず、先進的な社会システムとしての新規性を創出することが期待される。	バイオエタノール等のエコ燃料の開発・利用に関わる現行の研究開発補助金は、制度上、原料バイオエタノールの種別や、技術開発及び普及促進などの対象事業別に区分された利用条件が設定されているが、本プロジェクトでは、本庄地域をフィールドとして、各種原料資源によるバイオエタノールの生成から普及促進に向けた組織体制の整備及び維持・運営等に至るトータルシステムの実証実験を計画していることから、各種研究開発補助金の統合により関連施策を集中した支援措置を受けることによって、当該実証実験の円滑な実施とこれによるエコ燃料の普及拡大が図られるものと期待される。	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付要綱(いずれも16年度事業版として改正する予定)	5		地球温暖化対策の観点からバイオエタノールの普及を図るため、15年度から「再生可能燃料利用促進補助事業」として、ガソリン自動車等においてバイオエタノールの利用に必要な施設整備等に対する補助制度や、「事業者等技術開発補助事業」として、民間企業等が行う生ごみからのエタノール製造事業に対する補助制度を設けている。また、16年度は、地球温暖化対策技術の普及を事業とする新たなビジネスを支援するため、廃木材からのエタノール製造事業に対する補助事業を行う予定である。	平成16年度からバイオエタノールに関する技術開発、技術実証等で、先進性・先見性の高いものを競争的資金等により支援する予定。事業実施主体は、公募により募集する。	5		バイオエタノールに関連する各府省の連携について検討されたい。また、地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	本事業は、先見性・先進性、二酸化炭素排出量の大きな削減効果、早期の技術の普及等の観点から、優れた技術開発の提案を公募し採択するものであり、地域に関わらず申請者が公平に事業を実施できるようにする必要がある。このため、地域再生計画が認定された地域に集中して支援をすることは困難である。	
愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	2149	2149010	131430	各省庁の公共施設整備事業における木造化推進の徹底	国においては、平成8年7月、関係省庁における木材利用推進の円滑な実施が図られるよう、「木材利用推進関係省庁連絡会議」を設置し、木材利用推進に関する情報交換等を行うとともに、林野庁から各関係省庁に対し、各種施策の実施に当たり、積極的な木材利用の促進について依頼しているところであるが、未だに徹底されていないことから、今後、さらに連絡会議の趣旨を徹底するとともに、各省庁の公共施設整備事業等の導入に当たっては、可能な限り木造化が図られるような施策とすること。	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校・医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木質資源を活用した資源循環型社会の構築に当たり、その普及のための公共施設の木造化を推進するためには、その障害となっている制度等について、国、県、一体となった取り組みが必要である。	国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)第7条の規定に基づく基本方針	8		グリーン購入法第7条の規定に基づく基本方針の中で、間伐材を特定調達物品等に指定し、その利用の推進について努めているところ。 なお、自然公園等事業で整備する施設は、周辺地域の優れた自然環境との調和を考慮して、自然材料、特に木材を使用することを基本としており、その結果、建物においては毎年の木造整備比率は事業費ベースで9割を超える非常に高い比率となっている。		8		「制度等の現状」で記載のとおり自然公園等事業においては既に、木材の利用推進は行われているところ。今後、引き続き予算要望時、各種会議の場で木材利用の推進に努めていく所存。		
愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	2149	2149020	131440	国庫補助事業の採択要件の緩和	国庫補助事業の中で、例えば、林野庁所管の「木造公共施設整備事業」では、公共施設を木造化すること、学校に関連した施設であること、先駆性のある木造施設であること、規制があることから、地域の実情に合わせて、これら規制を緩和することにより、木造化を推進する。	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校・医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木質資源を活用した資源循環型社会の構築に当たり、その普及のための公共施設の木造化を推進するためには、その障害となっている制度等について、国、県、一体となった取り組みが必要である。	自然公園等整備費補助金交付要綱及び国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)第7条の規定に基づく基本方針	8			自然公園等事業における施設の整備では、自然環境に配慮する観点から積極的な木材利用を推進しているところ。 また、グリーン購入法第7条の規定に基づく基本方針の中で、間伐材を特定調達物品等に指定し、その利用の推進について努めているところ。		8		自然公園等事業における施設の整備では、現行の制度においても自然環境に配慮する観点から積極的な木材利用を推進しており、何ら提案事項を規制しているものではない。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
根羽村	都市住民と農山村を結ぶ農林業の活用促進事業(「田舎の親戚制度」)	1097	1097010	131450	遊休農地の活用による都市住民の農林業体験	都市部等の住民に農林業等の体験をしてもらうことにより、遊休農地及び林地の活用を図るため、森林造成補助事業における補助対象を拡大する	森林造成補助事業において、次の経費を補助対象とする 1遊休農地(防護柵設置を含む)の整備及び借地に要する経費 2農林業の振興及びクラフト交流・体験に係る空家利用のための整備及び借家に要する経費 3都市住民に農林業を指導する村民インストラクター養成費及び農林指導・クラフト交流・体験に要する経費	遊休農地や森林の利用及びクラフト交流・体験において空家を活動拠点として活用し、農地や空家の整備料やクラフト交流経費等を補助対象とすることにより、遊休化している村内の空家等の既存施設を有効に再利用でき、都市住民が格安に農林業やクラフト体験をすることができる。このことにより、都市と山村の交流が進み、リピーターによる地域活性化と農林業の推進に結びつく。		6		森林環境保全整備事業は農林水産省で所管しており、環境省では所管していないため		6			
長野県	都市住民と農山村を結ぶ農林業の活用促進事業(「田舎の親戚制度」)	1097	1097020	131460	鳥獣害防止のための森林整備に係る補助要件の緩和	鳥獣害による荒廃農地化防止のため、森林造成事業における現行の補助要件を緩和する	1 獣害防除対策として実施する森林整備については林齢制限をはずし毎年実施が実施できるよう補助要件を緩和する 2 上記施策を実現できるように補助率を3/10から5/10に引き上げる	遊休農地や森林の利用においては獣害防除対策が必要となる。特に遊休農地と隣接した森林については、野生鳥獣の生息地となっている場合があるため、獣害を防ぐためにはこうした森林の下層植生を含めた整備が必要である。このため、獣害防除対策に視点を置いた森林整備を補助対象にしていたことに加え、林齢制限を外し、毎年、森林整備が可能となるよう現行制度の改善を望むものである。また、こうした森林はいわゆる里山に相当し、こうした森林整備が人と森林の結びつきを高め、里山活用へのきっかけとなったり、里山の景観向上に寄与し、来村時の景観ポイントになればリピーターの確保にも結びつくと考えられる。		6	獣害防除対策に関する事業については農林水産省で所管しており、環境省では所管していないため		6				
釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	1185	1185090	131470	補助・起債制度の弾力的運用及び適用範囲の拡大並びに利便性向上	一般廃棄物処理施設の建設において、いわゆる「迷惑施設」として温水を利用した施設の設置要望が出されるのが通例である。これに対応するため、従来補助や起債の対象外事業であったものを、必要性や効果等が客観的に認められる場合につき適用範囲を拡大する。また、他省庁の所管する補助を利用した施設を併設する場合においても、当該施設内若しくは合築の方法を許容すると同時に、補助金所管課及び担当窓口も一本化するなど、施策連携を強める。	ごみ処理の広域化に伴い、PFIの手法も視野に入れて一般廃棄物処理施設を建設することとしており、併せて廃棄物発電のほか、温浴施設や温水養殖施設の併設も検討している。これらの施設整備によって、公共部門におけるCO2の排出抑制はもちろん、観光資源の豊富な周辺特性も相まって集客効果が期待され、環境学習の面においても効果がある。また、新規養殖魚やアワビなどの安定生産と市場開拓が進み、漁家の所得が回復するなど基幹産業の一つである漁業が振興し、ひいては地域の活性化と雇用の拡大が図られる。	従来、適債事業や補助基準に制限があると同時に窓口が各府省庁に及ぶため、結果として個々の補助金や起債ごとに建物や構築物を分離するなど、複合的な施設の建設が難しく、行政コストの上昇も招いていた。本提案により、国、地方、事業者の効率的な事務事業の執行と財源配分が進む。	廃棄物処理法第22条等	環境省は市町村に対し一般廃棄物処理施設の設置に要する費用の一部を補助している。	3	1. 一般廃棄物処理施設の整備と併せて行われる温水等を利用した周辺施設整備について新たな補助制度を設けることは、現在の厳しい財政事情の下で困難な状況にある。また、地域の実情に応じ様々なケースがあるため、その施設整備の内容によって他の補助制度等を活用して行っていただきたいと考えている。 従って、現時点において、一般廃棄物処理施設の整備に伴う周辺施設整備事業に対する財政支援措置等は講じておらず、新たに支援制度を創設する必要があり、「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において「第1(2)二 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため、対応が不可能である。 2. また、補助金の申請手続きについては、各府省庁において事業の目的に応じて補助制度を設けているものであり、各府省庁それぞれの担当所管課で行うことが適切であると考え、	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3		1. 一般廃棄物処理施設の整備と併せて行われる温水等を利用した周辺施設整備について新たな補助制度を設けることは、現在の厳しい財政事情の下で困難な状況にある。また、地域の実情に応じ様々なケースがあるため、その施設整備の内容によって他の補助制度等を活用して行っていただきたいと考えている。 従って、現時点において、一般廃棄物処理施設の整備に伴う周辺施設整備事業に対する財政支援措置等は講じておらず、新たに支援制度を創設する必要があり、「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において「第1(2)二 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため、対応が不可能である。 2. また、補助金の申請手続きについては、各府省庁において事業の目的に応じて補助制度を設けているものであり、各府省庁それぞれの担当所管課で行うことが適切であると考え、	
下関市	下関市ウォーターフロント地区観光客移動円滑化構想	2064	2064010	131480	観光客の移動円滑化のための施策の集中・連携等の支援	JR下関駅から唐戸周辺、火の山公園にかけて実施中の都市再生モデル調査の検討結果を踏まえ、規制となる事項及び施策の集中・連携が必要となる事項についての各般の支援措置をお願いしたい。	都市再生モデル調査の検討結果を受けて、実施すべき事業の規制となる事項及び施策の集中・連携が必要となる事項について支援をお願いしたい。例えば、パノラマ遊歩道を整備する場合、海岸沿いの幅員狭小の区域においては海岸を埋め立てて用地を確保する必要があるが下記の規制が想定される。(想定される例) ・海岸保全区域の指定 ・自然公園法上の規制 ・海岸の埋立手続など	現在実施中の都市再生モデルの検討結果により、実施すべき事業について、規制となる事項及び施策の集中・連携をお願いしたい。	自然公園法第26条第1項	3・5	国立公園普通地域内において、一定規模以上の開発行為を行う場合は、環境大臣へ事前に届け出なければならない。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3・5		提案主体から具体的な相談を受けていないので、具体的な計画を持って自然保護事務所等に御相談されたい。		
茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273010	131490	レイクツーリズムの基盤整備	環境と共生した持続的発展を図る行動のシンボルとしての役割を持つ霞ヶ浦において、自然と人間の共生をテーマとしたレイクツーリズムの基盤等を整備するため、各府省庁で展開している環境関係施策を当地域において連携して実施する。	霞ヶ浦沿岸において、各府省庁の施策を一体的かつ集中的に展開し、湖面と後背地の一体感を醸成すると共に水質浄化活動の象徴施設ともなりうる「湖水浴場の再生」、水辺へのアクセスの確保と水辺景観を楽しむ「湖岸道路・サイクリング及びウォーキングロード」、水辺環境の保全や希少動植物の生息地保護と一体となった「親水拠点」や「自然体験の場づくり」、霞ヶ浦環境センター(仮称)等水辺拠点間の連携とアクセス確保のための水上バスや舟運復活のための「航路確保」についての整備推進を図る。また、国立科学博物館の霞ヶ浦資料センター(仮称)の早期整備を図る。	県の貴重な財産である霞ヶ浦について、保全と利活用が両輪となった再生を推進するうえで、持続可能な利活用のモデルづくりによる情報発信や交流の推進が極めて有効であることから、本エリアにおいて環境関連施策を集中・連携させ、環境共生モデル地区の創設を図る。	自然公園等整備費補助金交付要綱	自然公園法第2条第6号に定める公園事業を執行する都道府県に対して行うもの。補助の対象となる施設は自然公園法施行令第19条各号に定める施設の施設の新設、増設又は改設である。	3	事業の実施に当たっては、各府省庁の所掌にかかる施策について異なる目的により実施しており、提案事項に対応するためには新たに省庁横断的な組織・制度を創設する必要があることから、現時点において特定の省庁における対応は不可能。	各府省庁の連携について再検討されたい。	3		事業の採択に当たっては、各府省庁の所掌にかかる施策について異なる目的により実施しており、提案事項に対応するためには新たに省庁横断的な組織・制度を創設する必要があることから、御提案の趣旨は踏まえつつも、現時点において特定の省庁における対応は不可能。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273040	131500	水質浄化技術開発等に係る産学官連携共同研究の促進	霞ヶ浦の水質浄化を促進するため、産学官連携による、水質生成メカニズム解明及び水質浄化技術開発研究等に対する施策の連携・集中を図る。	水質生成メカニズム解明や水質浄化技術開発に係る産学官連携共同研究を積極的に展開することにより、水質浄化に資する技術の研究開発と環境産業の創出・振興を図る。	水質浄化の研究については、基礎研究から実用化・商品化研究にわたり、産学官の連携が不可欠であるため、霞ヶ浦の水質浄化を推進するため、水質生成メカニズム解明や水質浄化技術開発等に係る産学官連携共同研究の積極的な展開を図る。			5		環境技術開発等推進費公募要領においては広く環境研究、技術開発を対象として研究助成をおこなっている		環境技術開発等推進費公募要領により、競争的資金に応募することはを助成することが可能。	施策の連携について検討されたい。また、地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	5	競争的研究資金による研究の申請に当たっては、産学官の連携状況や基礎研究、実用化研究の実施状況などの各研究及び県や地元市町村の各種施策とのつながりに十分配慮し、研究を企画することが望まれる。 なお、競争的研究資金であることから、計画が認定された地域に限って助成することは困難である。
神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(神奈川方式の知的財産戦略)	1284	1284010	131510	財団法人であるKASTを、公的研究機関として法的認定	財団法人であるKASTを、公的研究機関として法的認定し、独立行政法人である研究機関と同等の環境整備及び各種補助事業等の対象機関としてほしい。 具体的には、KASTについて、産業技術力強化法第16条(公設試験研究機関(その他)の定義)の認定を受け、また、科学技術振興調整費などの各種競争的資金における申請要件として、「独立行政法人」と同様の取扱をしてほしい。	本構想の中核的な研究活動を行っているKASTの研究事業などが、研究機関として大学や国の独立行政法人と同様の研究環境が整備される。 このことにより、神奈川県が取り組んでいる「知的イノベーション創出プログラム」の強力な推進が始めて可能となる。	KASTは、実質的には地域における大学以上の公的研究機関としての役割を担っているにもかかわらず、組織として財団法人であるため、国の各種競争的資金の申請要件からもれてしまうケースが多かった。 KASTの活動は、これまでも、基礎的経費は県の補助金などを中心として推進してきているが、本支援措置が実現されることにより、その成果のより大きな展開を図る際、国の競争的資金の積極的な活用が図られ、本構想の推進が可能となる。			6		産業技術力強化法は経済産業省の所管であり、環境省では所管していないため		6			
㈱東京リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	3078	3078010	131520	民間委託先を株式会社等の事業法人に限定	行政サービスの民間委託先を株式会社等の普通法人に限定	行政サービスの委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札・プロポーザルによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため			3		環境省において実施されている行政サービス等の委託事業については、事業の内容に基づき委託先を決定しており、内容によっては公益法人でのみ実施可能なものもある。このため、行政サービス等の委託事業を株式会社等の普通法人にのみ限定することはできない。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか	3	環境省において実施されている行政サービス等の委託事業については、事業の内容に基づき委託先を決定しており、内容によっては公益法人でのみ実施可能なものもある。このため、提案の趣旨を踏まえずとも、行政サービス等の委託事業を株式会社等の普通法人にのみ限定することはできない。		
千葉県	「バイオマス立県ちば」の推進	1306	1306020	131530	バイオマス関連補助制度の統合	千葉県では、本県の持つポテンシャルを有効に活用し、バイオマス利用に関する先進的な取組を行なう街づくり「バイオマスタウン」の構築を進め、これらのバイオマスタウンが相乗効果を発揮した「バイオマス立県ちば」を目指すこととしている。 そのために、バイオマス利活用に取り組む事業者がバイオマス利活用に係る補助金を導入することについて、支援をすることとしている。また、これらの事業者の参入を促すための制度改正について、国に対し働きかけをすることとしている。 具体的には、バイオマス利活用に係る補助金について、省庁間、同一省庁の部局間にわたっているものにつき、一括して補助事業が利用できるよう、制度の統合を提案する。 例えば、メタン発酵施設を利用した産地直売所を建設する場合、バイオマス利活用フロンティア整備事業(農村振興局)と農業経営総合対策事業(経営局)を併用しなければならぬが、所管部局が異なる。 また、下水汚泥と食品残渣を併せてメタン発酵する場合は、前者が国土交通省、後者が農林水産省とに分かれるため、個別の協議が必要となり、両者の承認がないと事業の実施が不可能になるばかりでなく、両者を調整する窓口も存在しない。	千葉県では、本県の持つポテンシャルを有効に活用し、バイオマス利用に関する先進的な取組を行なう街づくり「バイオマスタウン」の構築を進め、これらのバイオマスタウンが相乗効果を発揮した「バイオマス立県ちば」を目指すこととしている。 そのために、バイオマス利活用に取り組む事業者がバイオマス利活用に係る補助金を導入することについて、支援をすることとしている。また、これらの事業者の参入を促すための制度改正について、国に対し働きかけをすることとしている。 具体的には、バイオマス利活用に係る補助金について、省庁間、同一省庁の部局間にわたっているものにつき、一括して補助事業が利用できるよう、制度の統合を提案する。 これにより、手続き等の簡素化が進み、バイオマス関連事業の実施が一層促進されることとなる。	バイオマスは、その種類、利用技術、最終製品ともに多岐にわたるため、総合的に利用することが、その推進にあたっては不可欠であるが、補助制度を利用するためには事業計画を細分化して作成するなどの必要がある。 事業者としては、行う事業は一つという認識があり、補助制度の利用にあたっての効率性の向上を望む声が高い。 バイオマス事業の一体的で効率的な推進という見地からは改善をする必要がある。			6		国におけるバイオマス関連施策については、「バイオマスニッポン総合戦略」を踏まえ、各府省が施策を展開している。		提案事項に掲げられている補助事業は、いずれも環境省では所管していない。		6	
滝川市	バイオマス・ランドたきかわ	1391	1391030	131540	産廃受入れにかかる補助金適正化法規制緩和	国庫補助を一般廃棄物処理施設で受けたメタン発酵施設の産廃受入れに係る補助金返還の要件緩和	滝川市が加入する一部事務組合が運営している広域生ごみメタン発酵施設において、産廃として焼却または埋立されている食品残渣を受け入れた	一般廃棄物処理施設として国庫補助を受け建設したため、産廃を受入れた場合には補助金の返還が有用な資源である食品残渣を受入れできない	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条(決定の取消)同法第18条(補助金等の返還)		5		既存のごみ処理施設等で処理能力に余裕がある場合には、環境大臣の承認を得れば産業廃棄物を受け入れることも可能である。環境省としてはこの仕組みを活用し、産業廃棄物の処理施設の確保を図っていく方針である。		5			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
天草町	下田温泉地域再生構想	2004	2004010	131550	国民保養温泉地の指定を受けた地域を重点的に整備推進する。	国民保養温泉地の指定を受けた地域を重点的に整備推進する。	国民保養温泉地として指定された下田温泉を魅力ある地域資源を有効活用し、かつ温泉利用効果が充分期待されるよう、温泉の有する保健的機能や周辺の自然環境を取り入れた足湯、砂浴、露天風呂等の整備、自然教育、学習機能を持たせた交流拠点としてのビジターセンター的な施設整備、生態系を配慮した河川環境整備など、町を実施主体として整備する。 また、地域住民による花いっぱい運動の展開、蜜の養殖・放流、アヒルの飼育、鯉の放流、町ぐるみのイベントなどを実施し、自然を活かした体験プログラム開発、地場産業の連携強化など地域住民主体とした組織の確立を図る。 施設整備、組織の確立による人材の育成、雇用創出、交流人口の増加により、地域の活性化が図られ、経済効果を波及できる。	国民保養温泉地は、温泉地のうち温泉利用効果が十分期待され、かつ健全な保養地として大いに活用される場を温泉法第14条に基づき、環境庁長官が指定し整備等もなされてきた。 下田温泉は、熊本県内で昭和36年に(3箇所)国民保養温泉地の指定を受け、当時、天草島内唯一の温泉場として地域住民の生活の一部として定着し、県内外から観光客も増大していた。 しかしながら、昨今の温泉ブームと住民福祉施策の名の元、国県は各地域に温泉掘削等の補助事業を認可した結果、近隣地に温泉地が乱立し、従来の国民保養温泉地指定地は温泉の枯渇化と恵まれた自然環境が破壊されてきている。 国県はこのような時こそ、国民保養地温泉本来の趣旨に沿った利用施設の整備充実と温泉地環境の改善が不可欠で、この国民保養温泉地の指定を受けた地域を重点的に整備推進する必要がある。	温泉法第25条(環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設(温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。)の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。)	温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域を環境大臣が指定し、もって温泉の公共的利用の増進を図ることを目的として、国民保養温泉地指定している。(現在全国で91カ所) また、国民保養温泉地のなかから、健康の保持・増進・自然教育の拠点として適した温泉地を「ふれあい・やすらぎ温泉地」として選定し、当該温泉地の保険的効能や自然環境を十分活用するために必要な各種公共施設の整備を、国庫補助金により整備している。	5		「ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業」として選定されることによって、国民保養温泉地指定地域の重点的な整備が可能。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	5		「ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業」として選定されることによって、国民保養温泉地指定地域の重点的な整備が可能。
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311040	131560	・地域イベントに係る経費への支援	・地方のもつ伝統・文化・自然を活用し、新たなイベント等の開催に対し、3年程度(軌道にのせるまで)の支援を行い、地域市民と都市との交流人口拡大が図れるようにお願いしたい。	・伝統工芸品(内山紙など)を活用し、イベントの装飾として用い、市内全域を飾り付ける(例:イベントや盆、彼岸などに一斉に灯笼を点灯、千曲川一面に灯笼流し) ・自然(雪や菜の花、棚田)を活かしたイベントを興し、都市との交流人口を増やし、滞在型観光に結びつける。	・地域の宝をいかしたイベントの企画・開催により、都市との交流人口拡大が図られ、滞在型観光、更には定住へと結びつけ、地域の活性化を図るため。		自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、環境教育にも役立つエコツーリズムを普及・定着させるため、エコツーリズム推進会議を開催し、各府庁と連携したツーリズムの推進方を検討している。	2		エコツーリズム推進会議では、エコツーリズム推進方策として、エコツアー100選、モデル事業などを検討しており、本年6月を目途に、具体的な推進方策を公表する予定。なお、モデル事業については、全国から地域を募集し、エコツーリズム推進会議において実施地域を選定することとしており、選定されたモデル地域においては資源調査や基本計画策定、ツアープログラム策定等集中的な施策を講じることとしていく予定。	都市と農山漁村の交流・対流推進会議などグリーンツーリズム推進との連携や、地域再生計画が認定された地域にモデル事業を集中することなどについて検討されたい。	2		エコツーリズム推進会議においては、農林水産省など関係府省と連携協力して推進方を検討しており、モデル事業など各種推進方策の事業展開においてグリーンツーリズムなど他府省庁の協力を前提として進めているところである。また、モデル事業については、全国から地域を募集し、エコツーリズム推進会議において実施地域を選定することとしており、選定されたモデル地域においては資源調査や基本計画策定、ツアープログラム策定等集中的な施策を講じることとしていく予定。
遠野市	日本のふるさと遠野-「起業」と「交流」による地域再生-	1210	1210020	131570	ふるさと自然再生	地域の自然を再生し、それが新たな地域の資産として、地域の魅力の向上につながるような取り組みを推進するため、国に支援事業(交付金、補助金)における事業限度額の引き下げ措置を講じられたいこと。 施設整備だけでなく、地域の自然環境、歴史文化などエコツーリズムなどのソフト事業も助成対象とされたいこと。	平成15年度に、遠野市ではふるさと自然再生構想の策定に着手。また、岩手大学とも連携しながら、エコミュージアムの基本構想づくりに着手している。今後、こうした構想の具体化に向けて検討を進め、自然環境や歴史文化といった地域の貴重な資産を活用した遠野ツーリズム関連事業を展開したいと考えている。	森林や水環境など、地域の自然環境を保全するとともに、ふるさと自然を再生する取り組みを展開し、地域の貴重な資産として活用を図るための事業を展開するために、国の支援事業(補助金、交付金)の活用を考えても、自然再生法に基づく各事業は、大規模な事業やハード事業を想定したものであるため、理念は共有できても事業導入ができない状況にあるため。					(地域再生推進室の割り振り漏れ)	提案事項については6 については2		当該提案は、自然再生のための事業及びエコツーリズムに関するものと理解。については、一義的には河川に関する事業と遠野市から聞いているが、当省として担える部分がある場合には、当省の補助制度の活用可能性も含め支援を検討してまいりたい。 に関して、エコツーリズムの推進に当たっては、モデル事業などの推進方を検討しており、地域再生構想提案市町村が、エコツーリズム推進モデル地域に応募されれば、推進会議においてその旨の情報を各委員に適切にインプットしていく予定。選定された地域においては、資源調査や基本計画策定等、他府省庁との連携を図りながら集中的な施策を講じることとしている。	